

入間市

子ども・若者
未来応援
プラン



令和2年3月

入間市

君はどこへ向かっているの？
素敵な未来だと良いな

いるまのこどもへ贈る歌
「どこから来たの？」
(作詞・作曲・編曲：杉山勝彦)
歌詞より抜粋

市長あいさつ

入間市では、「元気な子どもが育つまち いるま」を目標に掲げ、平成27年に「次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援、子育て支援の充実に取り組んでまいりました。幼児教育・保育施設の整備や地域子育て支援拠点の増設、また妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」の開設など、安心して子育てできる環境づくりを進めています。



近年、核家族化の進行や就業形態の多様化、また虐待や貧困問題など子ども・若者を取り巻く環境は、大きく変化しています。これら社会の変化に対応し、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、この度「子ども・若者未来応援プラン」を策定しました。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の他、子どもの貧困対策、若者の育成、母子保健など、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込みました。子ども・若者に関する総合的な計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間の子ども・若者施策の方向性を示しています。

子ども・若者は地域の未来そのものであり、かけがえのない存在です。市民・企業・行政が一丸となって、子ども・若者の健やかな成長を応援し、生きる力を育てていくことは、私たち大人の責務です。本市には、地域ぐるみで子育て家庭や子ども・若者を応援する土壤があり、温かく見守ってくださる多くの方々がいっぱいます。未来の主役である子ども・若者が、夢や希望を実現でき、このまちで育って良かったと実感できるまちを目指し、本計画を推進してまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご審議をいただいた児童福祉審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

入間市長 田中龍夫

目次

市長あいさつ	3
第1章 計画策定にあたって.....	5
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間.....	9
4 計画の対象.....	9
5 計画体制.....	9
第2章 子育て家庭を取り巻く状況.....	11
1 人口の推移.....	12
2 第1期入間市子ども・子育て支援事業計画点検評価.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1 基本理念.....	22
2 基本方針.....	23
3 基本目標.....	24
4 施策の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	29
基本目標1 子どもの権利を守るために.....	34
基本目標2 幼児教育・保育を充実させるために.....	43
基本目標3 地域で子育て・子育てを支援するために.....	50
基本目標4 若者が自分らしく自立し、躍動できるように.....	63
基本目標5 生まれ育った環境に左右されないために.....	73
基本目標6 親子の健康を増進するために.....	80
第5章 施策の進行管理.....	87
1 計画の進行管理体制.....	88
資料編.....	95
1 計画策定の経緯.....	96
2 子ども・子育て支援ニーズ調査について.....	98
3 子どもの貧困実態調査について.....	106
4 入間市児童福祉審議会条例.....	116
5 入間市児童福祉審議会委員名簿.....	118
6 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱.....	119
7 入間市子どもの貧困対策推進検討委員会規程.....	120
8 入間市児童福祉審議会 諮問.....	121
9 入間市児童福祉審議会 答申.....	122

第1章

計画策定にあたって



イラスト：ことねさん

1 計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。さらに、平成27（2015）年には、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「次世代育成支援行動計画」（前期計画期間：平成17（2005）年～21（2009）年、後期計画期間：平成22（2010）年～26（2014）年）を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできました。平成27（2015）年度からは、「第二次次世代育成支援行動計画」の策定に併せて、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

平成27（2015）年からの5年間に、市では、乳幼児期の子どもをはじめとして、全ての子どもと子育て家庭に対する子ども・子育て支援を推進するため、待機児童解消に向けた幼児教育・保育施設の整備や地域子育て支援拠点の開設など、幼児教育・保育ニーズに対応するサービス提供を進めてきました。また、平成29（2017）年には全ての家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」を開設し、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行っています。

国や市における対策が進められる中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や、待機児童の発生、子どもの貧困など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、社会的自立に至る若者施策も含めた継続的な支援や、多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。

これらのことから、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援を行うために、子どもと子育て家庭に対する支援や子ども・若者の健全育成、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健など、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「入間市子ども・若者未来応援プラン」を策定するものです。

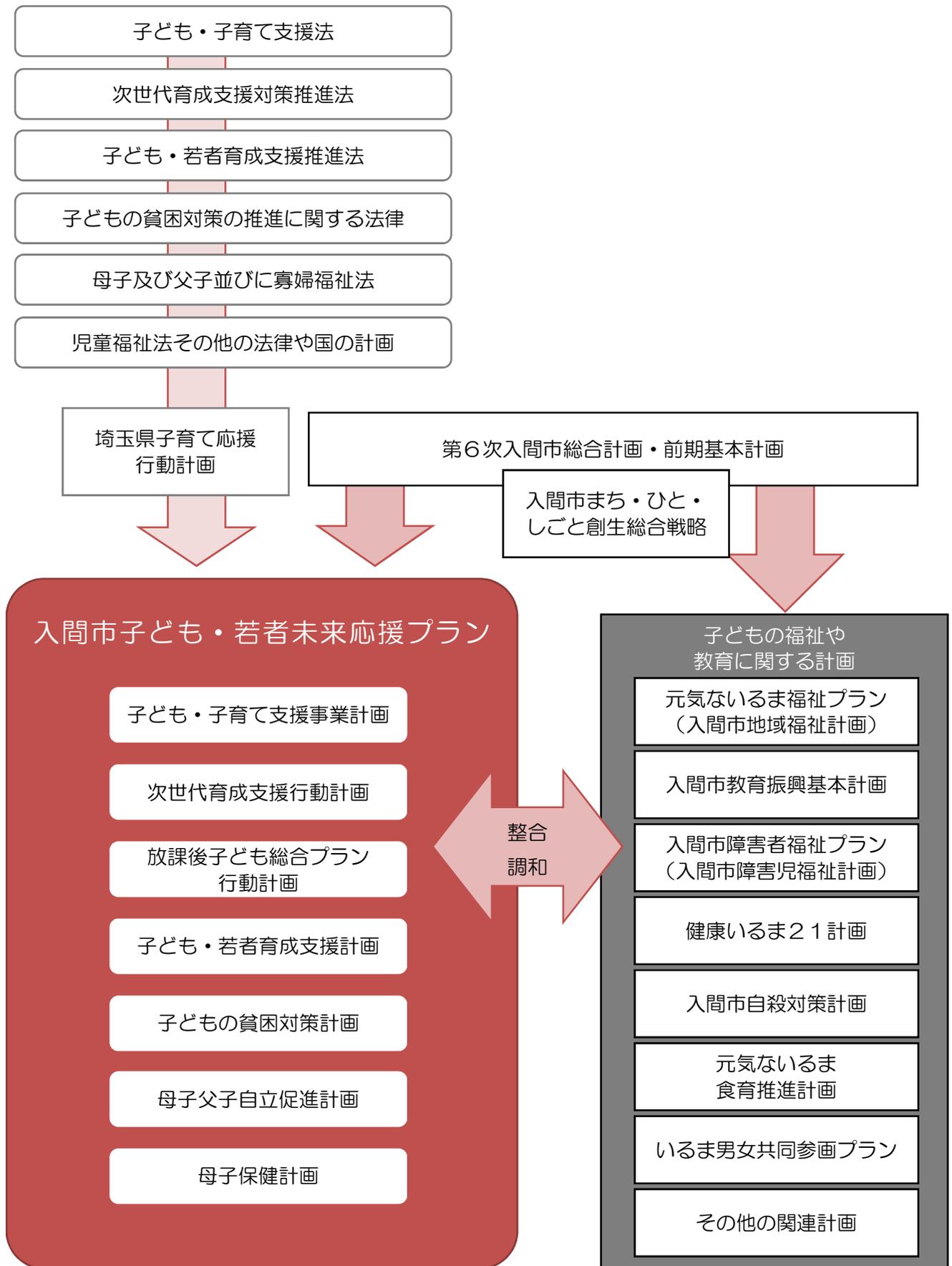
2 計画の位置づけ

入間市子ども・若者未来応援プランは、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置づけます。

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
（以下「子ども・子育て支援事業計画」といいます。前期に続き、第2期子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。）
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
（以下「次世代育成支援行動計画」といいます。）
- 文部科学省・厚生労働省通知による「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」
（以下「放課後子ども総合プラン行動計画」といいます。）
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
（以下「子ども・若者育成支援計画」といいます。「入間市青少年健全育成指針（元気ユースプラン）」を引き継ぐものとして位置づけます。）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」
（以下「子どもの貧困対策計画」といいます。）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
（以下「母子父子自立促進計画」といいます。）
- 厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」

本市の上位計画である「入間市総合計画」、人口減少への対応戦略としての「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）」、「入間市教育振興基本計画」、「入間市障害者福祉プラン（入間市障害児福祉計画）」その他の子どもの福祉や教育に関する計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

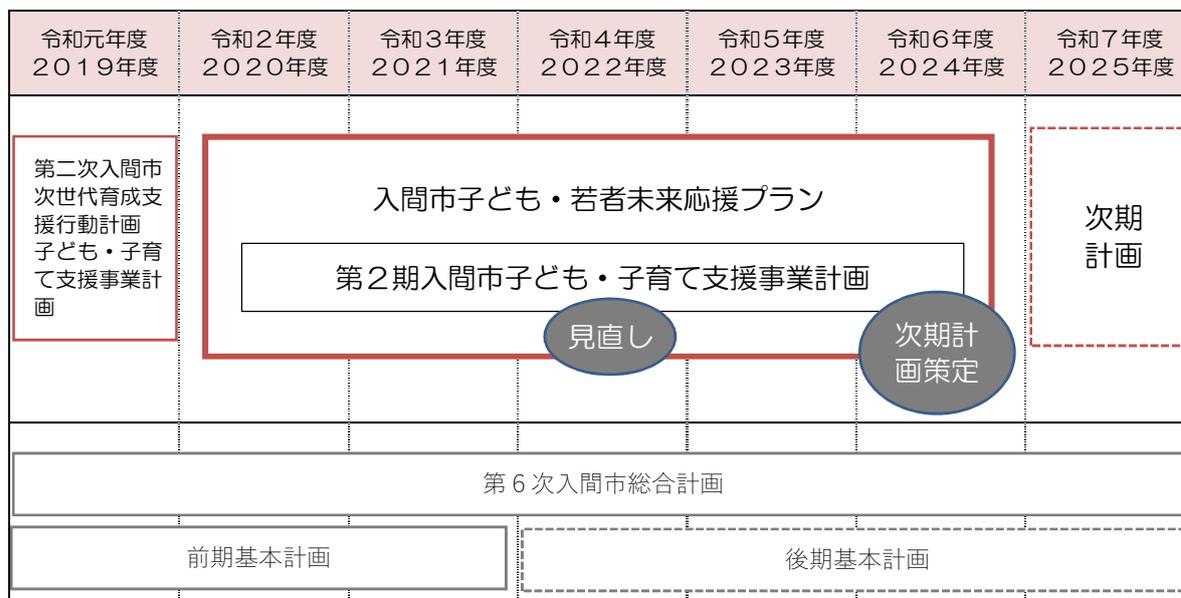
【計画の位置づけ概念図】



3 計画の期間

この計画は、5年を1期とします。

また、子ども・子育て支援事業計画の部分において、「幼児教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」における「量の見込み」と「確保の内容」について、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



4 計画の対象

この計画は、全ての子ども・若者（おおむね30歳未満。施策によってはおおむね39歳まで対象とします。）とその家庭を対象とします。

5 計画体制

この計画の策定に当たり、子育てニーズ等を把握するための「子ども・子育て支援ニーズ調査」並びに支援が必要な家庭の生活実態を把握するための「子どもの生活に関する調査」及び支援が必要な家庭や子どもへのサポートの状況を把握するための「子どもの貧困に関する支援に係る資源量把握調査」を実施し、市民や関係機関の声を集めました。また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、市町村子ども・子育て会議の機能を有する「入間市児童福祉審議会」で検討・審議を行い策定しました。

また、広く市民から意見を聴取し、計画に反映するためパブリックコメントを実施しました。

第2章

子育て家庭を取り巻く 状況



イラスト：けんたろうさん

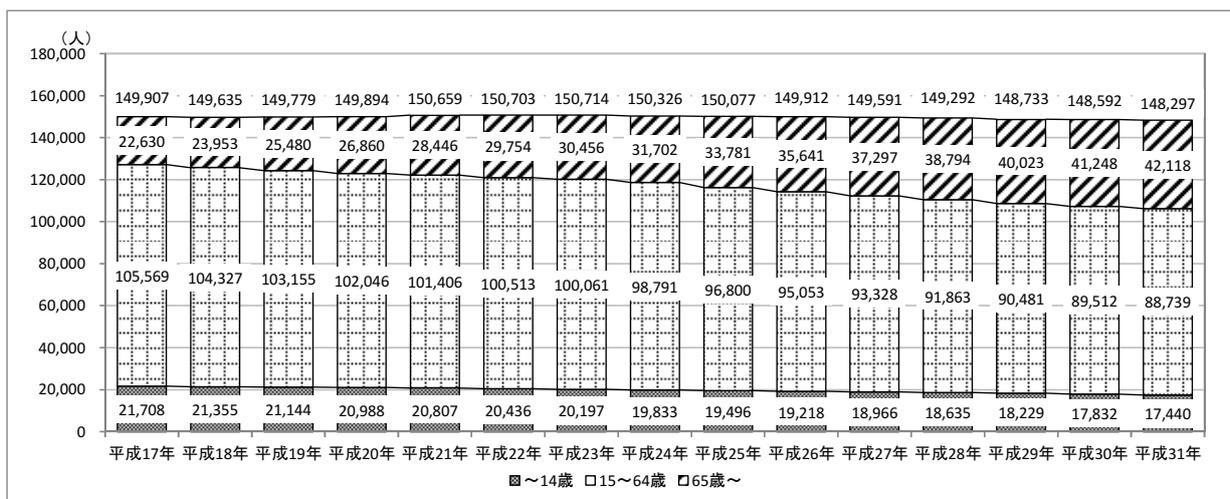
1 人口の推移

(1) 総人口の推移

ここ15年間の入間市の総人口は15万人前後を推移しており、平成23年をピークとして、8年連続で減少を続けています。

また、年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者が増加しており、14歳までと15～64歳の層は減少を続けていることから、少子高齢化の進行がみてとれます。

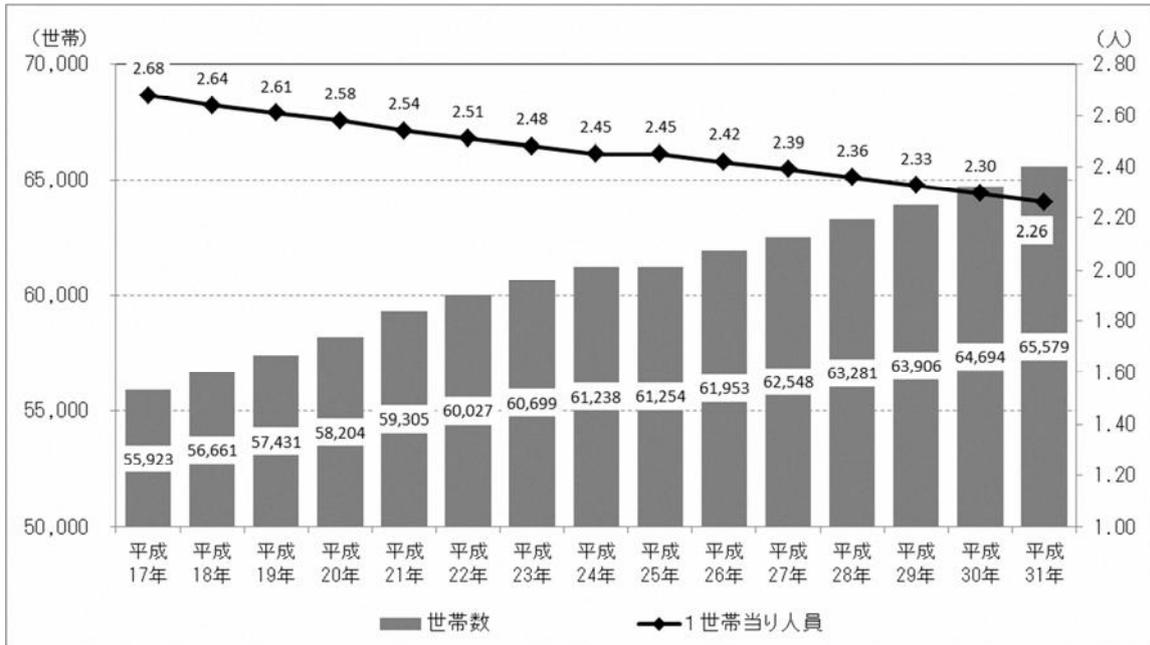
なお、平成31年では14歳までが17,440人、15～64歳が88,739人、65歳以上が42,118人となっており、総人口は148,297人となっています。



資料：情報政策課（地区別人口統計、各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

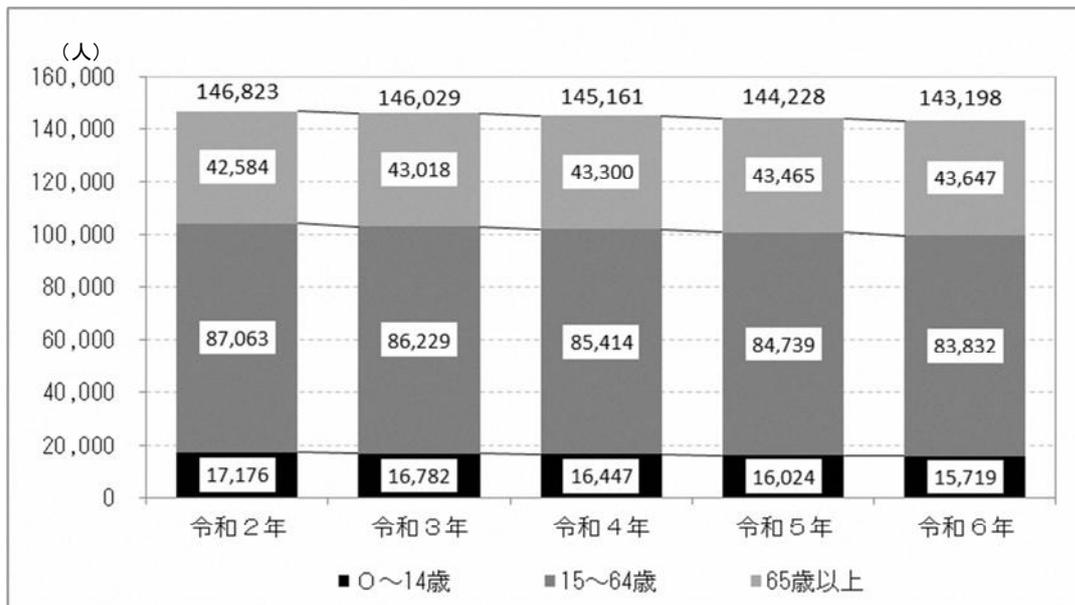
世帯数は増加傾向が続いており、平成31年には65,579世帯となっています。また、世帯数の増加に伴って1世帯当り人員は減少を続けており、平成31年には2.26人と核家族化の進行がうかがえます。



資料：情報政策課（地区別人口統計、各年4月1日現在）

(3) 将来人口の推計

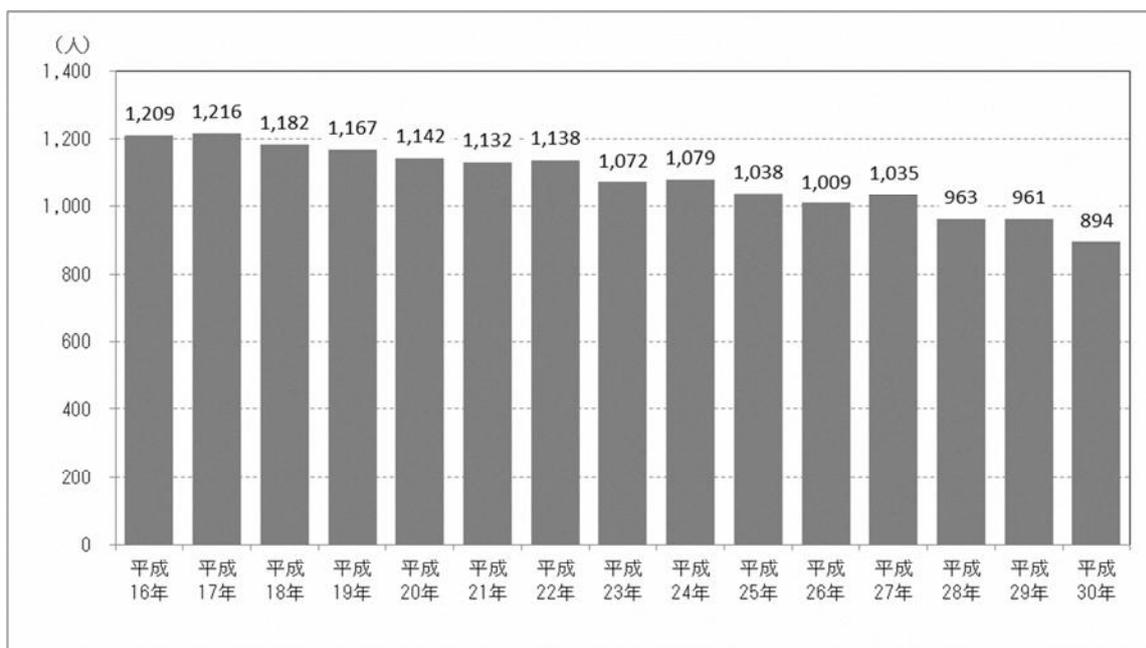
計画期間の将来人口の推計をみると、微減を続けることが予想されており、令和6年には総人口が143,198人となり、「0～14歳」は15,719人となっています。



資料：企画課（入間市人口ビジョン2015）

(4) 出生数の推移

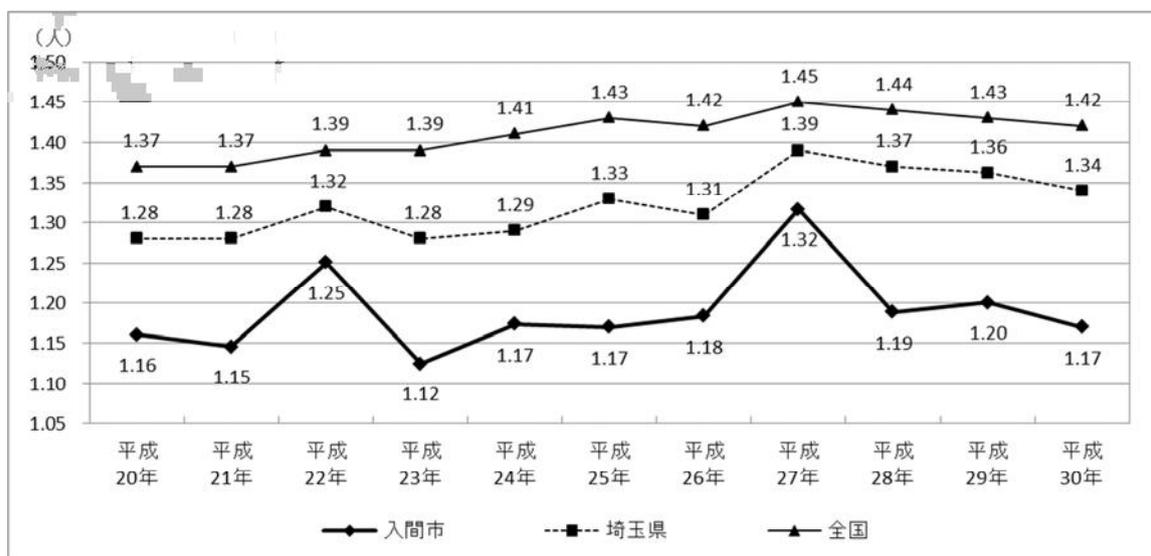
ここ14年間の入間市の出生数はゆるやかに減少を続けており、平成30年は894人となっています。



資料：情報政策課・市民課（住民基本台帳）

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、年によって増減があるものの、「全国」と「埼玉県」の値を下回って推移しており、少子化傾向が続いているといえます。



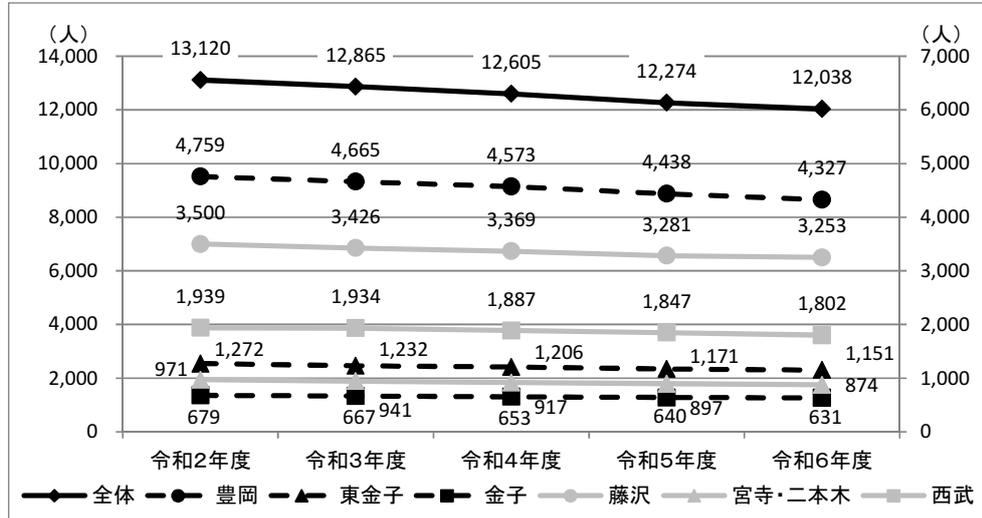
資料：埼玉県保健医療部

(6) 将来児童数の推移

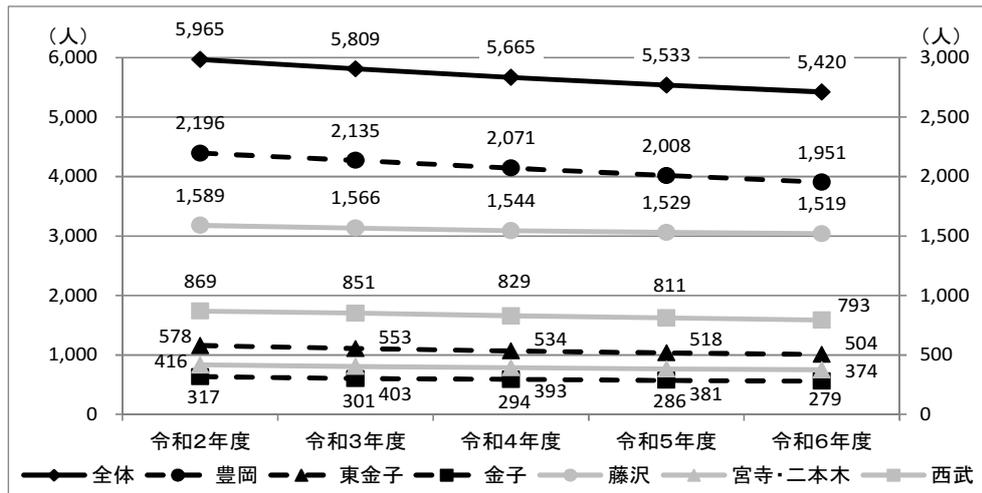
計画期間の将来児童数の推移をみると、ゆるやかに減少が続けることが予想されており、令和6年度における市全体の11歳以下の人口は12,038人となっています。

また、年齢層ごとの推移についても、全ての年齢層で減少傾向が予想されています。

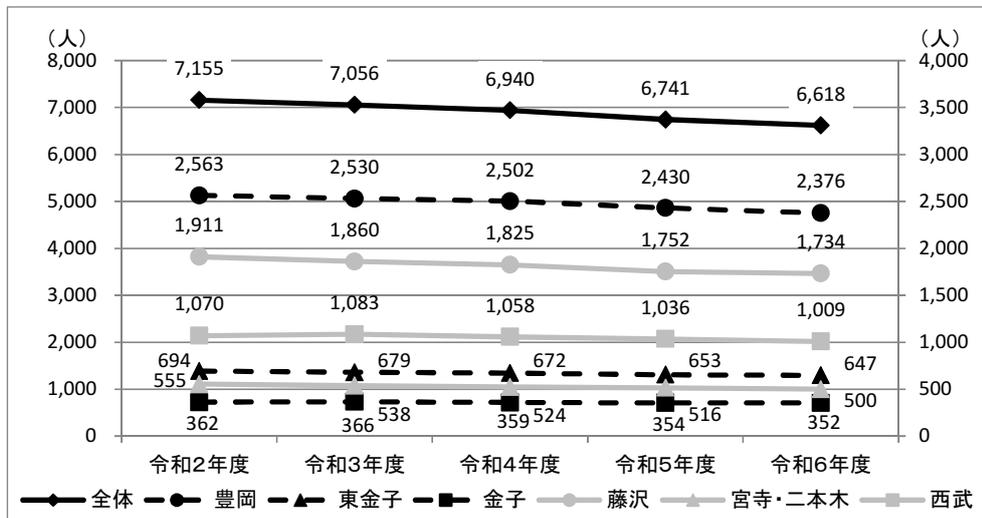
■ 0～11歳 全体



■ 0～5歳



■ 6～11歳



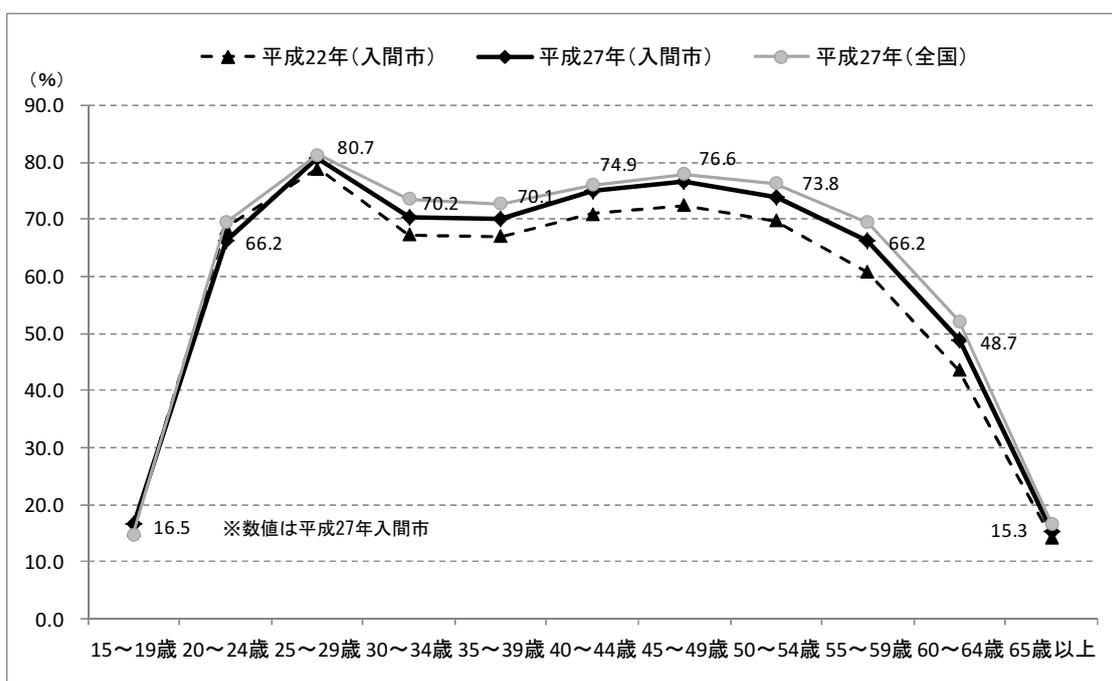
資料：企画課（入間市人口ビジョン2015）

(7) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、20歳代後半以降、全体的に平成22年からやや上昇しており、30～34歳と35～39歳では3ポイント程度上回っています。それにより、M字型のカーブがさらにゆるやかになっています。

平成27年国勢調査から25～44歳の女性の労働力率・就業率を算出すると、労働力率は全国で75.6%、入間市で73.7%、就業率は全国で65.9%、入間市で67.7%となっています。

■年齢階層別女性の労働力率

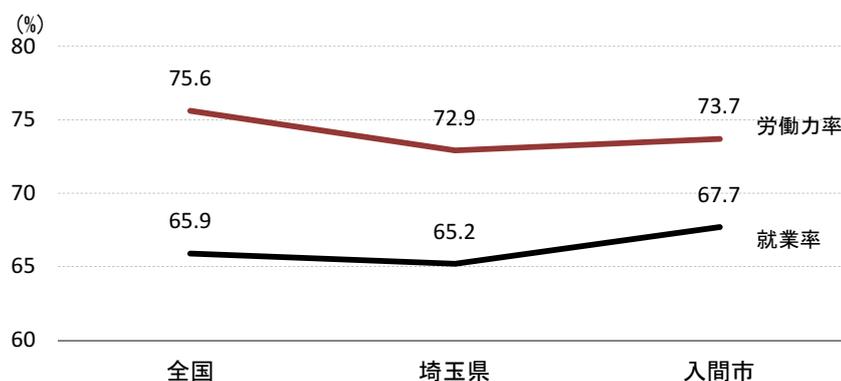


(%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年(入間市)	15.5	68.5	78.8	67.3	67.0	70.9	72.4	69.7	60.7	43.5	14.2
平成27年(入間市)	16.5	66.2	80.7	70.2	70.1	74.9	76.6	73.8	66.2	48.7	15.3
平成27年(全国)	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

資料：国勢調査

■25～44歳の女性の労働力率・就業率



資料：国勢調査（平成27年）

2 第1期入間市子ども・子育て支援事業計画点検評価

第1期入間市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から令和元年度）は、児童福祉審議会において毎年度点検・評価を行い、進捗状況の確認を行いました。A B C Dの4段階の評価基準により評価を行い、計画と実績に乖離のある事業については、中間年の平成29年度に見直しを行いました。

評価区分は次の通りです。

【評価区分】

評価	評価基準
A	計画どおり（計画以上）進んでいる
B	概ね計画どおり進んでいる
C	計画より遅れている
D	計画より大幅に遅れている

1. 幼児期の教育・保育施設 評価結果

保育所（園）については、1、2歳児の受け入れ枠を拡充してきたものの、毎年、待機児童が発生しています。低年齢児の受け入れ枠の更なる拡大に向け、公立保育所、民間保育施設を合わせて検討し、調整を図っていく必要があります。

公立保育所の施設の老朽化への対応、確認を受けない幼稚園^{*注}から認定こども園への移行促進、より良い保育の提供に向けた質的向上などにも取り組む必要があります。

小規模保育事業においても1、2歳児の定員は計画どおり拡充されていますが、待機児童が発生しており、さらなる定員拡充が必要です。

平成30年度をもって市立あずま幼稚園が閉園し、市内の幼稚園は全て確認を受けない私立幼稚園となっています。定員にはゆとりがあり、施設に対する認定こども園への移行に関する情報提供や、保育の必要な児童の幼稚園・預かり保育の利用促進を図っています。

*注）確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度の「施設型給付」を受けておらず、新制度に移行していない幼稚園

【認定区分別】

認定区分	事業	評価項目	27年度	達成率	評価	28年度	達成率	評価	29年度	達成率	評価	30年度	達成率	評価
1号	幼稚園 認定こども園 確認を受けない幼稚園	確保の内容	2,030	100%	B	2,036	99.7%	B	2,044	99.3%	B	2,062	98.4%	B
		実績（定員数）	2,030			2,030			2,030					
2号	保育園 幼稚園 認定こども園 確認を受けない幼稚園	確保の内容	2,169	99.7%		2,163	99.9%		2,155	101.5%		2,072	105.6%	
		実績（定員数）	2,162			2,162			2,188			2,188		
3号 (0歳)	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	確保の内容	164	99.4%		170	96.5%		195	88.2%		176	97.7%	
		実績（定員数）	163			164			172			172		
3号 (1・2歳)	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	確保の内容	685	99.1%		698	100.1%		698	102.3%		750	95.7%	
		実績（定員数）	679			699			714			718		

【施設種類別】

事業名	認定区分	評価項目	27年度	達成率	評価	28年度	達成率	評価	29年度	達成率	評価	30年度	達成率	評価
保育所	2号	確保の内容	1,637	99.6%	B	1,637	99.6%	B	1,637	101.2%	A	1,632	101.4%	B
		実績（定員数）	1,630			1,630			1,656			1,656		
	3号 (0歳)	確保の内容	147	101.4%		147	101.4%		147	104.8%		154	100%	
		実績（定員数）	149											
	3号 (1・2歳)	確保の内容	649	100%		649	100%		649	100.5%		676	96.4%	
		実績（定員数）	649											
幼稚園	1号	確保の内容	0	-	評価 なし	120	0%	評価 なし	120	0%	D	0	-	評価 なし
		実績（定員数）	0			0			0			0		
	2号	確保の内容	0	-		0	-		0	-		0	-	
		実績（定員数）	0											
認定こども園	1号 2号 3号	確保の内容	0	-	評価 なし									
		実績（定員数）	0			0			0			0		
小規模保育事業	3号 (0歳)	確保の内容	17	82.4%	B	23	65.2%	B	23	78.3%	B	18	100%	A
		実績（定員数）	14			15			18			18		
	3号 (1・2歳)	確保の内容	36	83.3%		49	102%		49	126.5%		66	100%	
		実績（定員数）	30											
家庭的保育事業	3号 (0歳)	確保の内容	0	-	評価 なし	0	-	評価 なし	15	0%	D	3	0%	D
		実績（定員数）	0			0			0			0		
	3号 (1・2歳)	確保の内容	0	-		0	-		0	-		6	0%	
		実績（定員数）	0											
居宅訪問型保育	3号 (0歳)	確保の内容	0	-	評価 なし	0	-	評価 なし	10	0%	D	1	0%	D
		実績（定員数）	0			0			0			0		
	3号 (1・2歳)	確保の内容	0	-		0	-		0	-		2	0%	
		実績（定員数）	0											
事業所内保育	3号	確保の内容	0	-	評価 なし									
		実績（定員数）	0			0			0			0		
認可外保育施設	3号	確保の内容	0	-	評価 なし									
		実績（定員数）	0			0			0			0		
確認を受けない 幼稚園	1号 2号	確保の内容	2,562	-	評価 なし	2,442	-	評価 なし	2,442	-	評価 なし	2,502	-	評価 なし
		実績（定員数）	2,080			2,079			1,961			1,897		
		新制度移行希望	0%			0%			0%			0%		

2. 地域子ども・子育て支援事業 評価結果

利用者支援事業は、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」として、こども支援課内に特定型1か所、健康福祉センター内に母子保健型1か所まで実施しており、妊娠届出による母子健康手帳交付時には助産師、保健師が面接を行い、妊娠期からの困りごとや不安の解消に努めています。

時間外保育事業（延長保育）は、認可保育施設の増加により、計画通りの提供体制を図ることができ、ニーズに対応することができています。

放課後児童健全育成事業（学童保育室）は、施設拡充等により入室定員を増加しました。一部の地域では、支援員・補助員の十分な確保が難しく、平成31年4月1日現在、83人の待機児童が発生しています。

地域子育て支援拠点事業は、出張ひろばの開設や常設拠点の整備を進めており、市内全域で親子の交流の場の提供や子育て相談、情報提供を行っています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、希望する全ての子どもが事業を利用することができ、事業の役割は概ね果たしていると考えられます。9施設中8施設で夏休みの預かり保育も実施しています。

事業名	評価項目	単位	平成 27年度	達成率	評価	平成 28年度	達成率	評価	平成 29年度	達成率	評価	平成 30年度	達成率	評価
利用者支援事業	確保の内容	か所	1	100%	B	1	100%	A	1	200%	A	2	100%	A
	実績		1			1			2			2		
時間外保育事業 (延長保育)	確保の内容	人	1,294	104.2%	B	1,294	105%	B	1,294	116.5%	A	1,382	100%	A
	実績		1,348			1,359			1,382			1,382		
放課後児童健全育成 事業(学童保育室)	確保の内容	人 ※1	12,960	91.6%	C	12,960	88.6%	C	12,960	86%	C	1,137	87.2%	C
	実績		11,868			11,489			11,150			992		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	確保の内容	人 ※2	24	50%	B	24	0%	C	24	41.7%	B	24	0%	C
	実績		12			0			10			0		
地域子育て支援拠点 事業	確保の内容	人 ※2	42,531	101.6%	A	42,030	99.7%	B	41,511	101.3%	A	41,014	106.7%	A
	実績		43,235			41,904			42,063			43,778		
一時預かり (在園児対象)	確保の内容	人 ※2	125,960	32.1%	B	124,529	38.2%	B	122,696	35.4%	B	84,000	62.7%	C
	実績		40,415			47,518			43,374			52,700		
一時預かり (幼稚園以外)等	確保の内容	人 ※2	15,000	140.7%	B	17,500	122.6%	B	17,500	132.1%	B	25,720	97.1%	B
	実績		21,102			21,471			23,122			24,977		
病児病後児	確保の内容	人 ※2	750	131.2%	B	750	129.6%	B	750	130.1%	A	1,000	97.6%	B
	実績		984			972			976			976		

※1 平成27年度から平成29年度までは「月の登録児童数×12か月」、平成30年度及び平成31年度は「月の登録児童数」

※2 「延べ利用者数」

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業は、毎年1施設ずつ新設し提供体制の拡大を図ってきました。公立・民間保育園、子育て家庭支援センターあいくる、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業などで対応しています。

病児病後児保育事業は、認可保育施設で実施しています。チラシ等により周知を行っています。

ファミリー・サポート・センター事業は、利用会員、提供会員ともに増員となり、会員総数が平成30年度には前年より20人増加しました。子育て緊急サポート事業とともに会員確保、必要な人の利用促進に向け周知を行っています。

妊婦健康診査は、母子健康手帳の交付に合わせて妊婦健康診査助成券を配布し、妊婦健康診査の受診の勧奨を行いました。

乳児家庭全戸訪問事業は、子育て支援の情報提供・育児不安の軽減・保健指導等を行っており、出生数に対する訪問率は99.0%となっています。

市の独自事業である元気キッズ、茶おちゃおは、発達支援を要する子どもを幅広く受け入れ、障害の種別や程度、家庭状況等に合わせた発達支援と保護者に対する相談や情報提供の支援を行っています。

事業名	評価項目	単位	平成 27年度	達成率	評価	平成 28年度	達成率	評価	平成 29年度	達成率	評価	平成 30年度	達成率	評価
子育て援助活動支援事業	確保の内容	人 ※2	7,059	60.6%	B	7,611	60.3%	B	8,146	65.1%	B	5,670	96.2%	B
	実績		4,283			4,589			5,306			5,452		
妊婦健康診査	確保の内容	回	14,644	84.9%	B	14,462	79.7%	B	14,294	81.3%	B	12,810	82.4%	B
	実績		12,431			11,529			11,614			10,562		
乳児家庭全戸訪問事業	確保の内容	戸	1,046	93.8%	B	1,033	86.4%	B	1,021	89%	B	915	95.7%	B
	実績		981			893			909			876		
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	確保の内容	世帯	5	20%	B	5	60%	B	5	80%	B	7	42.8%	B
	実績		1			3			4			3		
元気キッズ（健康福祉センターの発達支援事業・独自事業）	確保の内容	人	35	94.3%	B	35	108.6%	A	35	100%	A	65	66.6%	B
	実績		33			38			35			43		
茶おちゃお（子ども未来室事業の通級指導教室・独自事業）	確保の内容	人	120	97.5%	B	120	85.3%	B	120	97.5%	B	120	106.2%	B
	実績		117			103			117			135		

第3章

計画の基本的な考え方



イラスト：りょうすけさん

1 基本理念

すべての家庭が安心して子育てができ、
すべての子ども・若者が健やかに心豊かに育つまち いるま

この計画は、未来の主役である子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、自立することを応援するための計画です。

そのためには、全ての家庭において、子育ての第一義的責任を持つ保護者が、必要な支援を受け、子どもを生み育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てができることが必要です。それとともに、全ての子ども・若者が、ひとりの人間としてその意見が尊重され、健康的で伸びやかに、心豊かに学び育つことができる環境があることが必要です。そして、それらをまちぐるみで支援することが必要です。

市民・地域・市が協力し合い、地域の宝である子ども・若者の成長を温かく見守り、その生きる力を応援するまちづくりを進めます。



青少年乳幼児等触れ合い体験事業の様子

2 基本方針

基本理念の実現のため、次のことを重視し、施策に取り組みます。

①子どもの権利を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。

全ての子どもは、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえのない存在です。個人としての尊厳が大切にされ、児童の権利に関する条約の精神に基づき、どのような差別も受けることなく、心身ともに健やかに育成される社会をつくる必要があります。また、社会の構成員のひとりとして、子どもの意見を尊重するとともに、支援に当たっては、その子どもにとって最善の利益となるよう考慮します。

②子どもを生み育てる喜びと楽しさを感じられる環境をつくります。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働きの増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

しかし、子育てとは、本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長するという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者が子育ての責任を果たし、その喜びや楽しさを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整えます。

③子ども・若者の育ちと子育てを、地域ぐるみで支援します。

学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野の人々が、全ての子ども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子ども・若者の育ちや子育て支援の重要性を理解し、相互に協力しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

事業者においては、子育て中の労働者が、男女を問わず子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる職場環境の整備が求められます。

地域においては、子ども・若者が地域の宝であることを理解し、地域コミュニティの中で子ども・若者を育むことができるよう、地域活動を支援するとともに、子育て家庭、子ども・若者の地域社会への参画を支援します。

④未来をつくる子ども・若者の生きる力を応援します。

一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう、子ども・若者の意見を尊重し、居場所をつくり、地域社会への参画を支援し、豊かな体験ができる環境を整えることで、生きる力を応援します。

3 基本目標

基本理念「すべての家庭が安心して子育てができ、すべての子ども・若者が健やかに心豊かに育つまち いるま」を形成していくために、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標 1 子どもの権利を守るために

子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が尊重され、子どもが命を守られて成長し、人種や性別などで差別されず、常にその子どもにとって最もよいことを第一に考えられる社会となるよう、子どもの権利に関する周知と理解促進、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みや、障害がある子どもの支援施策の充実、多様性を認める環境の整備について取り組みます。

施策の方向性

- 子どもの権利の周知と理解の促進
- 児童虐待防止対策の充実
- 障害児施策の充実
- 多様性を認める環境整備

基本目標 2 幼児教育・保育を充実させるために

子ども・子育て支援事業計画

乳幼児期に遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心身の成長や基本的な生活習慣などの生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるよう、子ども一人ひとりの発達に応じた幼児教育・保育を充実します。

施策の方向性

- 幼児教育・保育施設の充実
- 幼児教育・保育環境の整備

基本目標 3 地域で子育て・子育てを支援するために

子ども・子育て支援事業計画

放課後子ども総合プラン行動計画

保護者がしっかりと子どもに向き合い、家庭での子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育ての喜びや楽しさを感じることができるようするために、全ての家庭と子どもを対象にした多様な子育て支援を推進し、地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援します。また、小学生が安心・安全に活動できる放課後の居場所や活動の場づくりを推進します。

施策の方向性

- 多様な子育て支援事業の充実
- 放課後の居場所や活動の場づくりの推進
- 仕事と家庭の両立支援の推進
- 地域ぐるみの支援

基本目標 4

若者が自分らしく自立し、躍動できるように

子ども・若者育成支援計画

自立意識や他者理解等の社会性の発達が進む思春期・青年期に、自分の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てるため、様々な体験や交流活動の機会を提供します。また、若者がつまずき、困難な状況に陥った場合には、見守り、手を差し伸べることのできる地域社会をつくります。

施策の方向性

- 若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てるための取組
- 困難な状況に応じた支援
- 次世代の育成
- 健やかな成長を支える環境の整備

基本目標 5

生まれ育った環境に左右されないために

子どもの貧困対策計画

母子父子自立促進計画

全ての子どもが、経済的困難やひとり親家庭など家庭の状況に関わらず、幼児教育・保育の機会を得、健やかに成長できるよう、環境を整え、必要な支援が届くよう仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 子どもの貧困への対策
- ひとり親家庭への支援の充実

基本目標 6

親子の健康を増進するために

母子保健計画

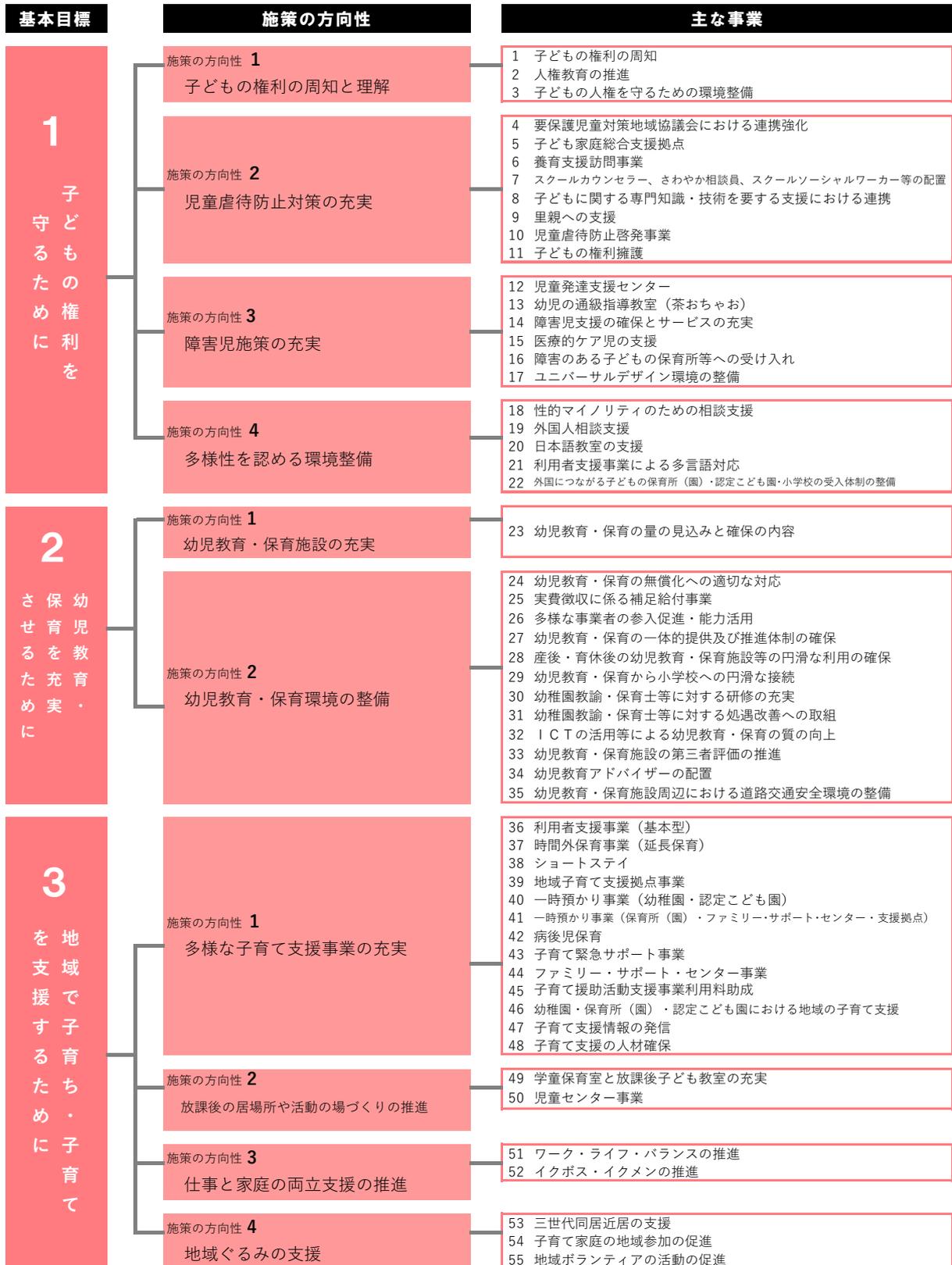
安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整え、母子の心身の健康を守るために、健康診査や相談事業などの母子保健事業の充実を図ります。また、小児医療を安心して受けられるよう、夜間、休日の診療体制の充実や、予防接種の促進に努めます。

施策の方向性

- 妊娠期からの切れ目ない支援
- 保健対策の充実
- 小児医療の充実・予防接種の実施

で囲んだ計画名は、P.7で示した入間市子ども・若者未来応援プランの位置づけとなっている計画名です。該当する基本目標において、主にそれらの計画に関する施策が集約されていることを示します。

4 施策の体系



基本目標	施策の方向性	主な事業
4 若者が自分らしく自立し 躍動できるために	施策の方向性 1 若者自身の力を伸ばし、 自信と希望をもって社会を 生き抜く力を育てるための取組	① 自ら学び行動する力の向上 56 若者がまちづくりに参画する機会の充実 57 成人式 58 主権者教育 59 多様な体験活動の機会の情報提供 60 情報・消費機会等への対応力の向上 ② 体験や交流を通じた自立に必要な力の育成 61 多様な体験・交流活動の推進 62 青少年活動センター事業 63 文化芸術・スポーツ活動の推進 64 居場所づくりの推進 ③ やりがいを持って働く力の育成 65 中学生社会体験チャレンジ事業 66 就労支援・就労支援機関との連携
	施策の方向性 2 困難な状況に応じた支援	① 困難な状況ごとの支援 67 不登校・いじめ・自殺対策 68 ひきこもりの若者支援 69 障害のある若者の支援 70 非行防止活動等の推進 71 相談体制の充実 ② 学びの支援 72 生活困窮世帯やひとり親家庭等の生徒に対する学習支援 ③ 経済的な支援・暮らしの支援 73 小・中学校児童・生徒に対する就学援助 74 奨学金の貸与 75 生活困難者自立支援事業
	施策の方向性 3 次世代の育成	① 家庭における親育ちを応援 76 次代の親の育成事業 77 健全育成に対する意識啓発 78 思春期の保健対策
	施策の方向性 4 健やかな成長を支える環境の整備	① 安全安心な環境整備 79 関連機関の連携強化 80 地域安全活動の推進 81 有害情報等への対応 ② 地域における多様な担い手の活用と育成 82 地域のネットワークづくり 83 担い手となる人材の育成
5 生まれ育った環境に 左右されなかった環境に	施策の方向性 1 子どもの貧困問題への対策	84 スクールソーシャルワーカーと福祉・医療との連携による支援 72 〈再掲〉生活困窮世帯やひとり親家庭の生徒に対する学習支援 85 生活困窮世帯の児童に対する学習支援・生活支援 73 〈再掲〉小・中学校児童・生徒に対する就学援助 74 〈再掲〉奨学金の貸与 86 母子・父子自立支援事業 75 〈再掲〉生活困難者自立支援事業 87 生活困窮世帯の保護者に対する就労支援事業 88 生活困窮世帯に対する食を通じた支援 82 〈再掲〉地域のネットワークづくり 89 生活問題を早期に解決するための相談体制の強化
	施策の方向性 2 ひとり親家庭への支援の充実	90 ひとり親家庭の生徒に対する学習支援 91 ファミリー・サポート・センター事業／子育て緊急サポート事業 45 〈再掲〉子育て援助活動支援事業利用料助成 92 児童扶養手当 93 ひとり親家庭等医療費扶助 94 母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 86 〈再掲〉母子・父子自立支援事業 95 自立支援プログラム策定の検討 96 ハローワーク等との連携による就労支援 97 母子家庭又は父子家庭への自立支援給付金の支給 98 情報提供の充実
6 親子の健康 を進めるため	施策の方向性 1 妊娠期からの切れ目ない支援	99 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型） 100 乳児家庭全戸訪問事業 101 妊娠・出産・子育てに対する教育・相談 102 産前・産後ケア事業
	施策の方向性 2 保健対策の充実	103 妊婦健康診査 104 乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児） 105 食育の推進
	施策の方向性 3 小児医療の充実・予防接種の実施	106 子ども医療費の支給 107 救急医療体制 108 夜間診療所 109 予防接種

第4章

施策の展開



イラスト：けんとさん

この章では、子どもや子育て家庭を取り巻く現状と課題を踏まえて、本市の子ども・子育て支援の施策の具体的な内容を体系に沿って記載しています。

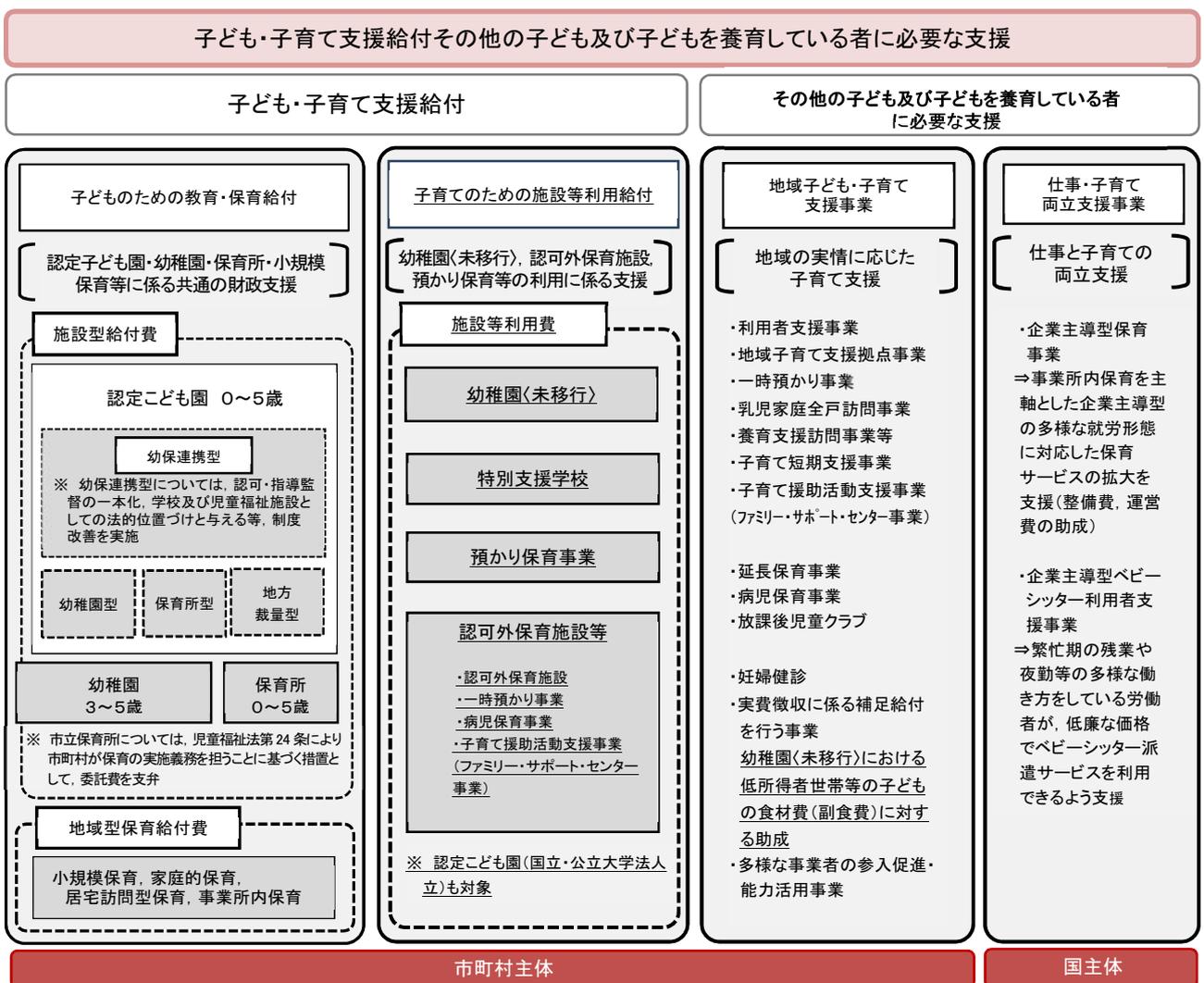
■子ども・子育て支援新制度（平成27年～）

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から本格施行されました。

新制度には、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの施設型給付と小規模保育や居宅訪問型保育などの地域型保育給付からなる「子どものための教育・保育給付」、新制度へ未移行の幼稚園や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の費用が給付される「子育てのための施設等利用給付」、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など地域の実情に応じて行われる「地域子ども・子育て支援事業」があります。

「子ども・子育て支援事業計画」では、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の需要量の推計値である「量の見込み」と本市の提供体制である「確保の内容」を定めることとなっています。

子ども・子育て支援新制度の概要



資料：内閣府

■提供区域

子ども・子育て支援事業計画の幼児教育・保育と地域子ども・子育て支援事業は、提供区域を定める必要があります。

本市では、現在の幼児教育・保育実施状況や施設の配置状況などを勘案して、一部の事業を除き、全市を一地区として幼児教育・保育提供区域に設定しました。

なお、学童保育室は小学校区ごと、地域子育て支援拠点事業は地域コミュニティとの関係性を踏まえ、公共施設マネジメント事業計画における地区区分の9地区に設定しました。

事業	区域
下記2事業を除く全事業	全市
放課後児童健全育成事業（学童保育室）	小学校区ごと
地域子育て支援拠点事業	公共施設マネジメント事業計画における9地区

■目標設定

この計画では、計画期間5年間の目標値を設定し、計画的な施策の推進を図るとともに、施策の進捗状況を確認する基準として活用することとします。

◎子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援事業計画で設定することとされている次の事業については、需要量の推計値である「量の見込み」と本市の提供体制である「確保の内容」を定めています。この2つは、年度ごと、かつ教育・保育提供区域ごとに定めており、「量の見込み」と「確保の内容」に差がある場合には提供体制など事業の整備を図ります。

事業名	事業番号
幼児期の教育・保育施設	23
利用者支援事業	36・99
時間外保育（延長保育）事業	37
放課後児童健全育成事業（学童保育室） （以下「学童保育室」といいます。）	49
子育て短期支援事業（ショートステイ） （以下「ショートステイ」といいます。）	38
地域子育て支援拠点事業	39
一時預かり事業	40・41
病児保育事業（以下「病後児保育」といいます。）	42・43
子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」「子育て緊急サポート事業」といいます。）	43・44
妊婦健康診査	103
乳児家庭全戸訪問事業	100
養育支援訪問事業	6
実費徴収に係る補足給付事業	25
多様な事業者の参入促進・能力活用	26

※実費徴収に係る補足給付事業、多様な事業者の参入促進・能力活用は、量の見込みと確保の内容を示しません。

■表の見方

〈記載例〉 **地域子育て支援事業**

6 養育支援訪問事業

●目標設定● 指標：延べ利用世帯数 ①

②【区域設定：全市】 ③ (世帯) ④

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤ 量の見込み①	9	9	9	9	9
⑥ 確保の内容②	9	9	9	9	9
⑦ 差 (②-①)	0	0	0	0	0

〈記載例〉 **幼児教育・保育**

【区域設定：全市】 ② ③ (単位：人) ④

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
⑤ 量の見込み①	1,270	1,652	162	779	1,233	1,602	166	779	1,201	1,561	170	779
1号(3~5歳)・3号(0~2歳)	1,270		162	779	1,233		166	779	1,201		170	779
2号認定・幼稚園利用		318				308				300		
2号認定・幼稚園利用以外		1,334				1,294				1,261		
⑥ 確保の内容(提供体制)②	1,969	2,112	158	767	1,969	2,124	168	775	1,969	2,124	168	775
特定教育・保育施設	15	1,624	139	699	15	1,636	149	707	15	1,636	149	707
保育所(園)		1,558	125	659		1,570	135	667		1,570	135	667
新制度に移行した幼稚園	0	0			0	0			0	0		
認定こども園	15	66	14	40	15	66	14	40	15	66	14	40
特定地域型保育事業			18	66			18	66			18	66
小規模保育			18	66			18	66			18	66
家庭的保育			0	0			0	0			0	0
居宅訪問型保育			0	0			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2		0	1	2
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,954	488			1,954	488			1,954	488		
⑦ 確保の内容と量の見込みの差 ②-①	699	460	▲4	▲12	736	522	2	▲4	768	563	▲2	▲4

- ①指標項目
- ②提供区域の区域設定(全市、小学校区ごと、公共マネジメント計画における9地区)
- ③計画年度
- ④量の見込みと確保の内容の単位
- ⑤各年度の「量の見込み①」
(認定区分ごとの幼児教育・保育の利用が見込まれる児童数の推計結果)
- ⑥各年度の「確保の内容②」(本市における各事業の認定区分ごとの提供体制)
- ⑦各年度の「確保の内容②」と「量の見込み①」の差
(この値が正の値の場合は、需要に対して提供体制が十分であることを示します。
一方で「▲」が付されている負の値の場合は、需要に対して提供体制が十分ではないことを示します)

◎市独自の目標値

子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容以外にも計画の着実な推進を図るために、市独自の目標値を設定しました。

■表の見方

〈記載例〉 **市独自の目標値**

5	子ども家庭総合支援拠点	こども支援課
<p>子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する家庭児童相談室と、妊娠から出産、子育ての様々な悩み等の相談に応じる子育て世代包括支援センター(いるティーきっずとよおか)を包括し、コミュニティを基盤にした相談支援の機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。</p> <p>支援に当たっては、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの児童虐待等に係る専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等により、包括的かつ継続的な支援に取り組みます。特に、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦への支援を強化するため、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見のための啓発活動等に取り組みます。</p>		
<p>●目標設定● 児童虐待対応人数 ① 現状値 188人(平成30年度) → 225人(令和6年度)</p>		
<p>② ③</p>		

①指標項目

②直近の本市の現状値

③達成年(年度)における目標値

基本目標 1 子どもの権利を守るために

現状と課題

全ての子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つことができるようにするためには、子ども一人の人として人権を持つこと、保護者をはじめとする大人は子どもの人権を認め、成長の過程に必要な保護やケアを受けられるよう支援する必要があることなど、子どもの権利について周知を図り、理解を深められるようにする必要があります。

児童虐待やいじめなどは子どもの人権を侵害する行為であり、その予防と早期発見・対応のための取組の強化が課題となっています。

本市では、要保護児童対策地域協議会を中心として児童虐待に対する対応の強化を図るとともに、関係機関との連携により児童虐待の早期発見や防止対策を推進してきました。虐待児童数は、増加傾向にあり、これは地域や子育て家庭の児童虐待に対する関心の高まりであると同時に複雑な家庭環境に育つ子どもや、子育てに行き詰まりを感じる保護者が増加していることの現れでもあります。全国でも子どもが犠牲になる事例が続いており、一層の対策が必要です。また、子どもの人権に関わるいじめや不登校、ひきこもり状態にある子どもも増加しており、これらの子どもが抱える問題に対し家庭や学校だけでなく関係機関が連携して適切な対応を図ることが必要であり、子どもたちが安心して相談できる体制の強化も重要です。

また、全ての子どもがともに安心して暮らし、成長できるよう、障害のある子どもに対し、障害の早期発見・早期療育とニーズに応じたサービス、子どもや保護者を支える相談体制などを整え、障害のある子どもの健やかな成長と自立を支援する必要があります。

さらに、本市では外国人人口が増加傾向にあり、日本語指導が必要な子どもも増加していることから、生活や学習に支障が出ないよう保護者を含めたきめ細かな支援が必要です。

児童虐待とは

身体的虐待… 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる 等

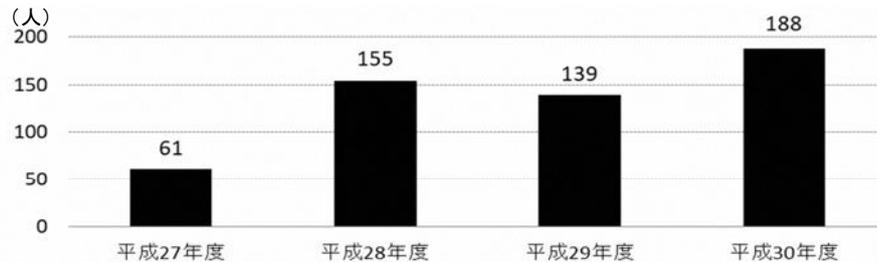
性的虐待… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする 等

ネグレクト… 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない 等

心理的虐待… 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に暴力をふるう (DV) 等

■虐待児童数の推移

各年度、新たに地域から通報（通告）のあった虐待児童数（虐待を受けた疑いがあり、安全確認を行ったものを含む）は年度により増減があるものの増加傾向にあり、平成30年度には188人となりました。虐待の内容は、身体的虐待66人、心理的虐待89人、ネグレクト33人となっています。

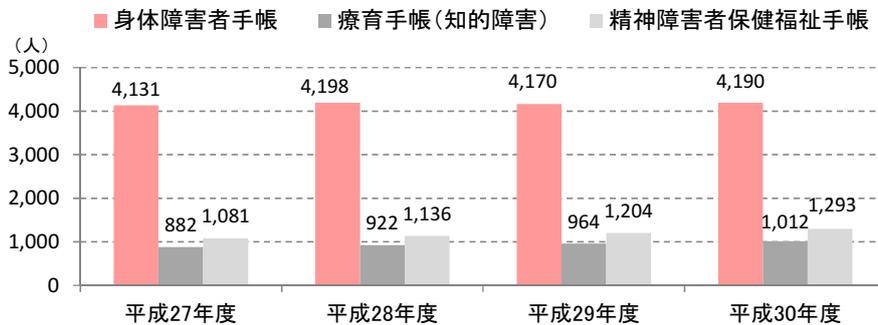


こども支援課（各年度3月31日現在）

■障害者・障害のある子どもの推移

障害者手帳所持者数は身体障害、知的障害、精神障害ともに増加傾向にあります。知的障害では、18歳未満の手帳所持者数は200人台で推移しており、平成30年度には282人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



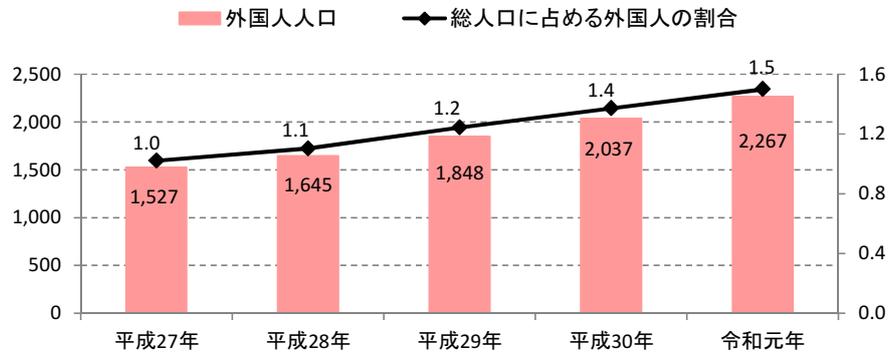
療育手帳（知的障害）所持者数の内訳



障害者支援課（各年度3月31日現在）

■外国人人口の推移

外国人人口は毎年増加しており、令和元年9月現在2,267人、総人口に占める割合は1.5%となっています。



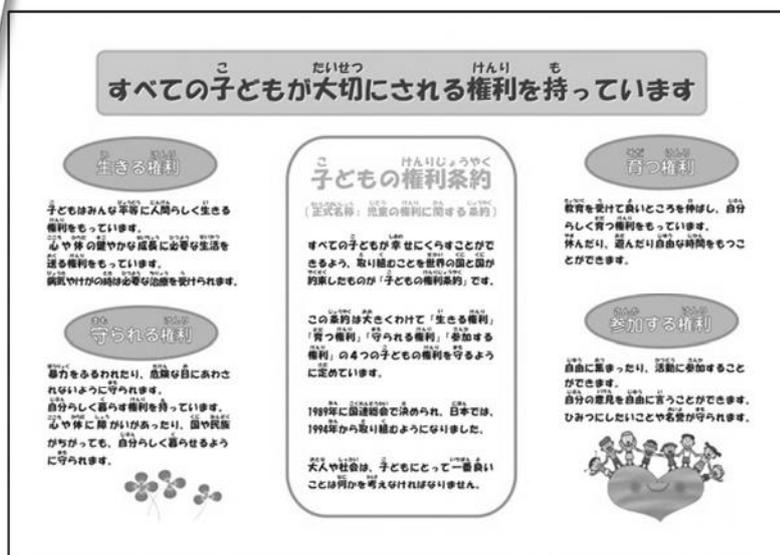
入間市住民基本台帳（各年9月1日現在）

施策の方向性1 子どもの権利の周知と理解の促進

子どもの権利が尊重され、全ての子どもが大切にされる社会を目指し、子どもの権利について積極的な周知・啓発を行うとともに、人権教育など学びの機会の提供に努めます。

関連事業

1	子どもの権利の周知	こども支援課
<p>子ども自身が、子どもの権利を理解し、その権利を等しく持っていることを学ぶため、「こどもの権利」のリーフレットを作成し、小学生・中学生に配布します。また、広報紙やラジオ等を通じ、子どもの権利の周知啓発に努めます。</p>		
2	人権教育の推進	学校教育課
<p>小・中学校の授業において、命の大切さ、いじめ問題や基本的人権の学習を行うとともに、全校で人権について広く学ぶ機会を設け、子どもたちが人権問題を身近な課題として捉え、理解が深められるよう推進します。</p>		
3	子どもの人権を守るための環境整備	こども支援課 社会教育課 人権推進課
<p>家庭・学校・地域など様々な場面において、子どもの権利について理解を深め、意識の向上を図るため、子どもの人権に関する講演会等を開催し、子どもを大切にできる環境づくりを推進します。</p>		



子どもの人権リーフレット

施策の方向性 2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭を見守りや相談を通じて支援し、虐待の発生予防、早期発見・対応に努めます。

関連事業

4 要保護児童対策地域協議会における連携強化

こども支援課

「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童や特定妊婦に関して、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容に関する協議を行います。これらの協議の中で、適切な役割分担や情報共有を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。

5 子ども家庭総合支援拠点

こども支援課

子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談に応じる家庭児童相談室と、妊娠から出産、子育ての様々な悩み等の相談に応じる子育て世代包括支援センター(いるティーきつずとよおか)を包括し、コミュニティを基盤にした相談支援の機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。

支援に当たっては、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの児童虐待等に係る専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等により、包括的かつ継続的な支援に取り組みます。特に、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦への支援を強化するため、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見のための啓発活動等に取り組みます。

●目標設定● 児童虐待対応人数

現状値 188人(平成30年度) → 225人(令和6年度)

6 養育支援訪問事業

こども支援課

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施の確保を図ります。

●目標設定● 指標：延べ利用世帯数

【区域設定：全市】

(世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	9	9	9	9	9
確保の内容②	9	9	9	9	9
差(②-①)	0	0	0	0	0

7	さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー等の配置	学校教育課
<p>各中学校にさわやか相談員を配置し、生徒や保護者の相談に乗ります。</p> <p>教育センターにスクールソーシャルワーカーを3名配置し、子どもの家庭環境による問題に対応するために、児童・生徒や保護者・教員を支援します。</p>		
8	子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携	こども支援課
<p>児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立支援、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実に当たり、関係する計画や施策等と連携を図り、どの子どもについても分け隔てない支援を行います。</p> <p>また、児童相談所及び自治体間の情報共有の徹底化を図り、要保護児童対策協議会において支援が必要とされている家庭が転入・転出した際には、情報の円滑な引き継ぎに努めます。</p>		
9	里親への支援	こども支援課
<p>児童相談所による里親入門講座の開催に協力し、里親制度に関する周知啓発に努めます。また、里親会の研修会、交流会、懇親会等の開催等を通して里親を支援します。</p>		
10	児童虐待防止啓発事業	こども支援課
<p>オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、児童虐待未然防止や早期発見につなげることで、児童虐待のない社会づくりを推進します。</p>		
11	子どもの権利擁護	こども支援課 社会教育課
<p>体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう「子どもに分かりやすい伝え方」の講座を開催するなど、教育機会を設定します。</p>		
<p style="text-align: center;">●目標設定● 暴力や体罰によらない子育てを学ぶ講座の開催回数</p> <p style="text-align: center;">現状値 1回（平成30年度）→ 4回（令和6年度）</p>		

児童・生徒と保護者の相談に応じます

- さわやか相談員**..... 生徒や保護者の相談に応じます。
市内全ての公立中学校にさわやか相談室があります。
- スクールソーシャルワーカー** 子どもの家庭環境による問題に対応するために、児童・生徒や保護者との面談を行い、医療や福祉の関係機関につなげます。
(教育センターに配置し、学校の要請に基づいて派遣します)

施策の方向性3 障害児施策の充実

障害のある子どもの生活を支えるために、福祉・保健・教育の関係機関が連携し、総合的に取り組みます。障害の早期発見・早期療育に努め、各種相談体制を充実するとともに、必要な療育支援を行います。

関連事業

12 児童発達支援センター

こども支援課

児童発達支援センターを設置し、心身の発達に遅れ又は障害のある子どもとその家族に、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を行います。

(1) 児童発達支援

概ね 1 歳から就学前までの心身の発達に遅れ又は障害のある子どもと保護者を対象に小集団での発達支援を行います。0～2 歳児の親子通所クラスでは、保護者が子どもの発達課題や特性を知り、対応方法を学びます。3～5 歳児は単独通所クラスとして、自立心を育てます。また、0～5 歳の医療的なケアを必要とする子どもや重症心身障害児は親子通所クラスで支援します。

●目標設定● 適当たり延べ利用者数

現状値 66 人（平成 30 年度）→130 人（令和 6 年度）

(2) 保育所等訪問支援

18歳未満の、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校等の集団生活への適応に課題のある子どもを対象に、訪問支援員が施設を訪問し、集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行います。合わせて施設職員及び保護者に対する助言などを行います。

(3) 日中一時支援

保護者のレスパイトケアや、就学後の継続支援を図るため、医療的なケアを必要とする子どもや重症心身障害児も含め、子どもを一時的に預かります。

(4) 相談支援事業

家庭と教育と福祉の連携を図り、切れ目ない支援を行うため、社会福祉士・保健師・保育士・指導主事等の専門職を配置し、子育てや発達に関する総合的な相談支援を行います。また、心理や作業療法に関する専門相談や教育センターと連携しての就学・学校生活に関する相談、サービス利用に関する計画作成を行います。相談者の同意のもと、支援にかかる情報を支援機関間で共有し、引き継ぎます。

(5) 地域支援事業

発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保護者やきょうだいへの家族支援、地域の関係機関の連携を進める地域支援、地域住民の理解を促す普及啓発を行います。

13	通級指導教室	学校教育課
<p>幼児の通級指導教室「茶おちゃお」では、発達や言葉の遅れが気になる子どもが、小学校へのスタートを円滑に進められるよう、個別のニーズに応じた支援を行います。</p> <p>小・中学校の通級指導教室「ちやいむ（小学校）」「ちゃんす（中学校）」では、学校生活を送りやすくするため、コミュニケーション能力や感情をコントロールする力を育み、誰もが学びやすい環境を整備します。</p>		
14	障害児支援の確保とサービスの充実	障害者支援課 こども支援課
<p>障害児支援等の専門的な支援の確保を図り、適切なサービスの提供を行います。</p> <p>また、障害児の障害種別やニーズに応じて相談支援の充実を図るとともに、事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。</p>		
15	医療的ケア児の支援	障害者支援課
<p>コーディネーターを中心に支援の協議の場を設けるなど、医療的ケアを必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援を受けられるように支援体制の充実を図ります。</p>		
16	障害のある子どもの保育所等への受け入れ	保育幼稚園課 青少年課
<p>心身の発達に遅れ又は障害のある子どもを保育所、学童保育室等の施設に受け入れて、関係機関と連携を図りながら、全ての子どもが地域とともに成長していくことができるよう障害の内容や発達の状況に応じた適切な支援を行います。また、支援に必要な加配保育士等の確保に努めます。</p>		
17	ユニバーサルデザイン環境の整備	学校教育課 障害者支援課
<p>生活や学習の様々な場面で、内容をわかりやすく伝えたり、場を設定したりする環境作りを進めます。</p> <p>児童生徒が集中して学習にのぞめるよう、刺激物の少ない環境作り（教室前面の掲示物は少なくする、ロッカー・棚等はカーテン等で隠す、いすが動く時の音を出さない工夫等）を行います。</p>		

施策の方向性4 多様性を認める環境整備

多様性が認められ誰もが偏見や差別を受けることなく自分らしく生きられるよう、啓発を行うとともに、相談体制を整えます。

また、外国籍の子どもなど外国につながる子どもが、円滑に教育・保育施設や地域の子育て支援を利用できるよう、支援の充実を図るとともに、日本語指導・支援、学習支援や就園・就学支援及び保護者等を含めた子育てや生活に関する支援を行います。

関連事業

18	性的マイノリティのための相談支援	人権推進課
	性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、性的マイノリティの当事者やその家族等を対象に、性的マイノリティに関する悩みごと相談（電話・面接）を実施し、問題解決の支援を図ります。	
19	外国人相談支援	自治文化課
	外国人世帯への相談窓口体制の充実を図るため、母国語で相談できる相談日を増やします。	
	●目標設定● 一月当たりの外国語相談日数 現状値 9日（平成30年度）→13日（令和6年度）	
20	日本語教室の支援	自治文化課
	市民団体による日本語教室を通じて、外国籍の子どもたちが、コミュニケーションを図りながら日本語を習得できるよう支援します。	
21	利用者支援事業における多言語対応	こども支援課
	外国人世帯が、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、翻訳機を活用するなど、多言語に対応した情報提供・相談体制の整備を図ります。	
22	外国につながる子どもの保育所（園）・認定こども園・小学校の受入体制の整備	保育幼稚園課 学校教育課
	日本語に不安のある世帯が保育所（園）・認定こども園の入所申請をする際などに、外国人相談員と連携して円滑に手続きを行えるように支援します。また、外国人の保護者に通知等を出す際には、漢字にひらがなでルビを振るなど円滑なコミュニケーションを図り、外国につながる子どもが保育所（園）・認定こども園になじめるよう配慮します。 日本語指導を必要とする児童・生徒に関しては、日本語指導員を派遣するなど、日本語指導の充実に取り組みます。	

基本目標 2 幼児教育・保育を充実させるために

現状と課題

本市では、子ども・子育て支援制度に基づき、計画的に幼児期の教育・保育の提供を行うため、保育所等の整備を行ってきましたが、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、待機児童の解消には至っていません。

待機児童は主に1歳児で発生しており、女性就業率の上昇の傾向や潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれます。今後も保育の量的拡充は必要ですが、子どもが適切な保育を受け、安全に快適に過ごすことができるよう、質的な充実も重要です。

■保育施設等入所の状況の推移

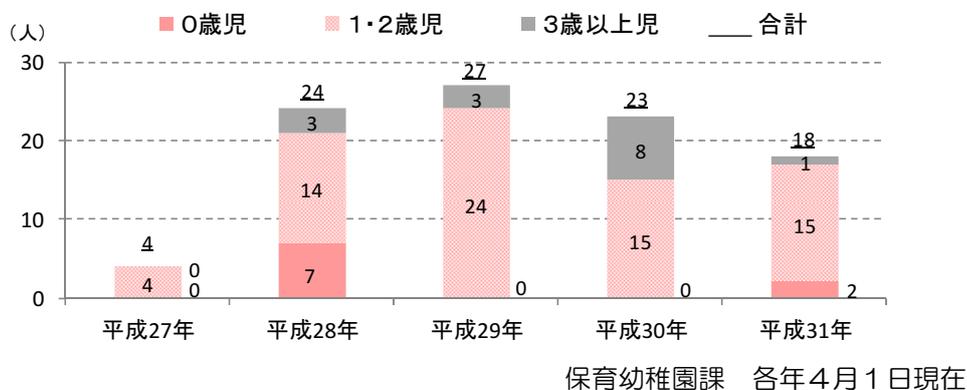
保育施設等入所の状況は、平成31年度（4月現在）公立が838人、私立が1,339人、地域型保育が80人で合計2,257人となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立	施設数（施設）	11	11	11	11	11
	在籍児童数（人）	868	814	801	828	838
私立	施設数（施設）	15	15	15	15	15
	在籍児童数（人）	1,286	1,331	1,332	1,354	1,339
地域型保育	施設数（施設）	3	4	5	5	5
	在籍児童数（人）	37	54	74	76	80
合計	施設数（施設）	29	30	31	31	31
	在籍児童数（人）	2,191	2,199	2,207	2,258	2,257

保育幼稚園課（各年度4月1日現在）

■待機児童数の推移

待機児童数は、年度により増減がありますが、平成27年度以降の5年間では、平成29年度に27人と近年で最も多くなり、平成30年度に23人、平成31年度に18人となっています。保育施設全体では定員に余裕がありますが、地域や施設などの希望により待機児童が出ています。



■幼稚園の状況



保育幼稚園課（各年度5月1日現在）

施策の方向性1 幼児教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立が円滑に行えるよう保育サービスの拡充を図り、提供体制を充実するとともに、幼児教育・保育の質の向上に努めます。

関連事業

23 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

保育幼稚園課

幼児期（小学校就学前）の子どもへの教育・保育の需要量の推計や提供体制を示しています。

量の見込み（特に0歳児）については、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果に加え、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響等を反映させています。

■保育の必要性の認定

子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区分	内容	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみの児童 (保育を必要としない児童)	新制度に移行した幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育所(園) 認定こども園 小規模保育など

■計画期間における量の見込みと確保の内容

計画期間における幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容の対象年度、対象事業、認定区分ごとの一覧は、次の通りです。

【区域設定：全市】

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	1,270	1,652	162	779	1,233	1,602	166	779	1,201	1,561	170	779
1号(3～5歳)・3号(0～2歳)	1,270		162	779	1,233		166	779	1,201		170	779
2号認定・幼稚園利用		318				308				300		
2号認定・幼稚園利用以外		1,334				1,294				1,261		
確保の内容(提供体制)②	1,969	2,112	158	767	1,969	2,124	168	775	1,969	2,124	168	775
特定教育・保育施設	15	1,624	139	699	15	1,636	149	707	15	1,636	149	707
保育所(園)		1,558	125	659		1,570	135	667		1,570	135	667
新制度に移行した幼稚園	0	0			0	0			0	0		
認定こども園	15	66	14	40	15	66	14	40	15	66	14	40
特定地域型保育事業			18	66			18	66			18	66
小規模保育			18	66			18	66			18	66
家庭的保育			0	0			0	0			0	0
居宅訪問型保育			0	0			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2		0	1	2
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,954	488			1,954	488			1,954	488		
確保の内容と量の見込みの差②-①	699	460	▲4	▲12	736	522	2	▲4	768	563	▲2	▲4

(単位：人)

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	1,170	1,522	174	779	1,144	1,488	174	779
1号(3～5歳)・3号(0～2歳)	1,170		174	779	1,144		174	779
2号認定・幼稚園利用		293				286		
2号認定・幼稚園利用以外		1,229				1,202		
確保の内容(提供体制)②	1,969	2,116	174	779	1,969	2,116	174	779
特定教育・保育施設	15	1,628	155	711	15	1,628	155	711
保育所(園)		1,562	141	671		1,562	141	671
新制度に移行した幼稚園	0	0			0	0		
認定こども園	15	66	14	40	15	66	14	40
特定地域型保育事業			18	66			18	66
小規模保育			18	66			18	66
家庭的保育			0	0			0	0
居宅訪問型保育			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0
企業主導型保育施設の地域枠		0	1	2		0	1	2
認可外保育施設		0	0	0		0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,954	488			1,954	488		
確保の内容と量の見込みの差②-①	799	594	0	0	825	628	0	0

■事業の内容と今後の方向性

(1) 保育所（園）

保護者が就労していたり、病気などのために、家庭で保育ができないとき、保育所（園）が代わりに保育を行います。

保育士の確保に努め、利用を希望する子どもをできるだけ受け入れられるよう体制整備を図るとともに、障害のある子どもに対しては加配保育士を配置するなど、個々の子どもに対応できる環境の整備にも努めます。また、保育ニーズにきめ細かな対応を図る新たな保育施設を、公共施設マネジメント事業計画に基づき策定した公立保育所整備計画により、金子地区への令和5年の開設を目指します。

(2) 新制度に移行した幼稚園

満3歳から小学校就学前の子どもに向けた教育を行います。

新制度に基づく幼稚園は市内にありませんが、新制度への移行を希望する園があった場合には、円滑に移行できるように支援します。

(3) 認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合や、既存の認可保育所（園）や確認を受けない幼稚園から認定こども園への移行希望がある場合には、設置・移行を支援します。

(4) 小規模保育事業

主に3歳未満を対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。

新規事業者から設置の申請があった場合は、今後の児童数や利用希望などの動向及び保育の質の確保に留意しつつ、適切な対応を図ります。

(5) 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気の下、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象にきめ細かな保育を行います。

新規事業者から設置の申請があった場合は、今後の児童数や利用希望などの動向及び保育の質の確保に留意しつつ、適切な対応を図ります。

(6) 居宅訪問型保育

利用者の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行います。

新規事業者から設置の申請があった場合は、今後の児童数や利用希望などの動向及び保育の質の確保に留意しつつ、適切な対応を図ります。

(7) 事業所内保育

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣などで、従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもに対しても保育を行います。

認可外保育を実施している企業に対して、新制度への移行を支援します。

(8) 企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置したり、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもに対しても保育を行います。

企業主導型保育を実施している企業等に対して、地域の保育を必要とする子どもの受入れを促進します。

(9) 認可外保育施設

県や市の認可を受けない保育施設で、国の認可外保育施設指導監督基準に基づき保育を行います。

認可外保育施設に対して新制度の周知と対応の促進に努め、施設の把握や認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

(10) 確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けておらず、新制度に移行していない幼稚園です。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は市内に9園あり、それぞれが独自の教育理念に基づき特色のある幼児教育に取り組んでいます。また、園児の一時預かり事業により、就労家庭の子どもへの保育も実施しています。なお、新制度への移行を希望する園があった場合には、移行を支援します。

施策の方向性2 幼児教育・保育環境の整備

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の推進のため、教育・保育の連携のほか、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携強化を推進します。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育が重要であることから、国は総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施しました。この無償化における事業について、今後も適正・円滑な実施に努めるとともに、課題の解消に取り組みます。

関連事業

24	幼児教育・保育の無償化への適切な対応	保育幼稚園課
	令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」に伴い新たに設けられた「子育てのための施設等利用給付」について、法令等に基づき公正かつ適正な支給を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や申請手続きの簡素化に努めます。 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の事務執行や権限の行使については、県に対して監査状況等の情報共有、是正指導の協力要請等を行い、県との連携を図ります。	
25	実費徴収に係る補足給付事業	保育幼稚園課
	保護者の世帯所得の状況等を勘案し負担軽減を図るため、副食費相当分、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。	
26	多様な事業者の参入促進・能力活用	保育幼稚園課 青少年課
	多様な事業者の参入を支援するとともに、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ促進を図るため、費用の一部を助成します。	
27	幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	保育幼稚園課
	幼稚園と保育所（園）の機能や長所を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する認定こども園について、既存幼稚園による移行を進めていく方向での普及を図ります。	
28	産休・育休後の幼児教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保育幼稚園課
	育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行い、市内全体で産後休暇及び育児休業後の特定教育・保育施設又は、特定地域型保育事業の円滑な利用の促進を図ります。	
29	幼児教育・保育から小学校への円滑な接続	学校教育課 こども支援課 保育幼稚園課 青少年課
	小学校入学前後の円滑な接続の手引きとなる「遊びと学びの手引き」を指導に活かすことで、子どもたちの連続性のある育ちと学びを育みます。 臨床心理士等による幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校への巡回支援を継続し、心配な子どもについて保育士や教員に指導を行います。 また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校及び市の職員で構成する幼年教育連絡協議会により、公開保育・公開授業や講演会を実施し、保幼小の連携を深めます。	

30	幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実	保育幼稚園課
	大学等との連携による研修の他、国や県、その他保育関係団体等の研修により、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実を図ります。	
31	幼稚園教諭・保育士等に対する処遇改善への取組	保育幼稚園課
	埼玉県社会保険労務士会の協力により、保育士等の処遇や労働環境に関する研修を行うほか、働きやすい環境整備を支援します。	
32	ICTの活用等による幼児教育・保育の質の向上	保育幼稚園課
	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営における情報通信技術（ICT）の導入や活用を支援し、事務の効率化・負担軽減による幼児教育・保育現場の環境改善や質の向上を図ります。	
33	幼児教育・保育施設の第三者評価の推進	保育幼稚園課
	幼児教育・保育の質の維持や向上に向けた取組として、第三者評価の実施を推進します。	
34	幼児教育アドバイザーの配置	保育幼稚園課
	各幼稚園・保育所（園）・認定こども園に訪問し、園の現状と課題、ニーズに合わせて、園内研修支援、小学校との連携推進、カリキュラムや指導計画及び事例等の情報提供等を行っていく幼児教育の専門性を有した者を配置します。	
	<p>●目標設定● アドバイザーの配置人数</p> <p>現状値 0（平成30年度） → 1人（令和6年度）</p>	
35	幼児教育・保育施設周辺における道路交通安全環境の整備	保育幼稚園課 道路管理課 交通防犯課
	幼児教育・保育施設における送迎や園外活動の安全を確保するため、施設周辺の交通安全対策として、保育施設の周辺道路でドライバーに注意を呼びかける「キッズゾーン」を設置するなど、警察等の関係機関と連携して道路交通安全環境を整備します。	

「幼児教育・保育の無償化」とは

- だれが対象？**
- ・3歳から5歳までの全ての子ども
 - ・住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども
- なにが対象？**
- ・新制度の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の保育料（全額）
 - ・新制度未移行の幼稚園の保育料（月額25,700円が上限）
 - ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料
- （月額37,000円（住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもは月額42,000円）が上限。保育認定を受けた子どもが対象）
- ・就学前障害児の発達支援

基本目標3 地域で子育て・子育てを支援するために

現状と課題

共働き世帯の増加により保育ニーズが高まると同時に、働き方やサービスの多様化により、時間外保育や休日保育、病児・病後児保育などの利用も増えています。子どもの成長、子どもの幸せを第一に考えながら保護者が安心して子どもを預けられるよう保育の充実に努める必要があります。

また、子育てと仕事の両立を目指す家庭だけでなく、在宅子育て家庭でもファミリー・サポート・センターや一時預かり事業など支援を必要としていることから、ライフスタイルやニーズに応じて必要とする支援を受けられるよう、提供体制の充実に努める必要があります。

■時間外保育（延長保育）事業・一時預かり・病後児保育事業の実施か所数

多様な子育てのニーズに対応するため、時間外保育（延長保育）、一時預かり、病後児保育を各施設で行っています。

（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育（延長保育）事業	16	16	16	16	16
一時預かり（幼稚園）	9	9	9	9	9
一時預かり （幼稚園以外）	10 ※保育所（園）	9	10	10	10
	1 ※子育て支援拠点	1	1	1	1
病後児保育事業	1	1	1	1	1

保育幼稚園課・こども支援課（各年度4月1日現在）

■地域子育て支援拠点等の利用状況と施設数

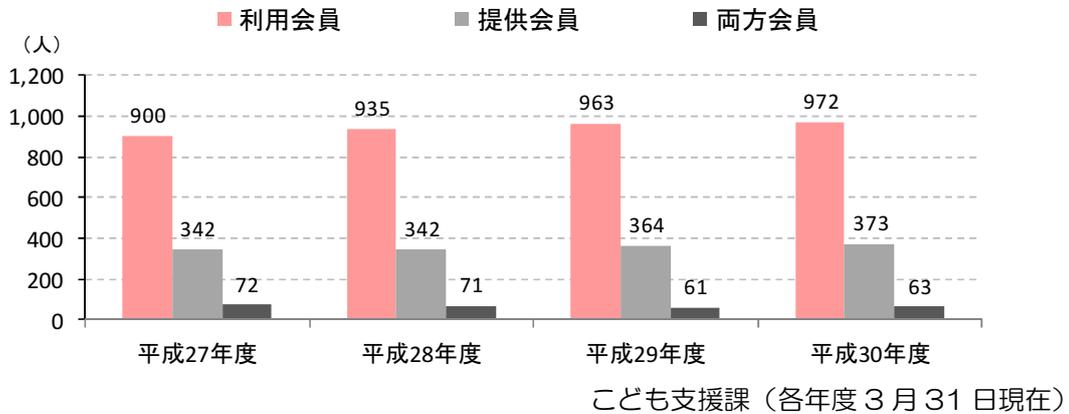
地域子育て支援拠点、出張ひろばとも拠点や実施個所数を拡充してきており、延べ利用者数も増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数（人）	43,235	41,904	42,063	43,788
施設数（か所）				
常設拠点（一般型）	6	6	6	6
出張ひろば	7	7	7	8

こども支援課（各年度3月31日現在）

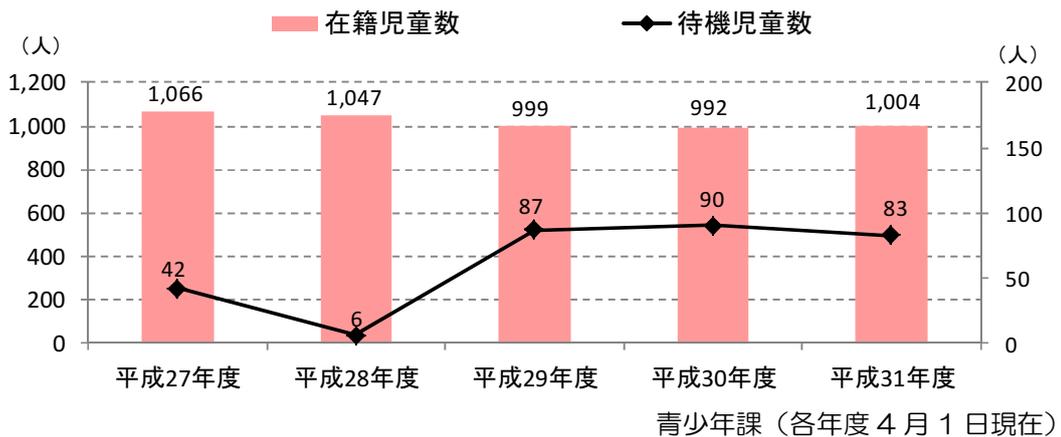
■ファミリー・サポート・センター会員数の推移

会員数は、利用会員（子育ての援助を受けたい人）、提供会員（子育ての援助を行いたい人）ともに増加しています。



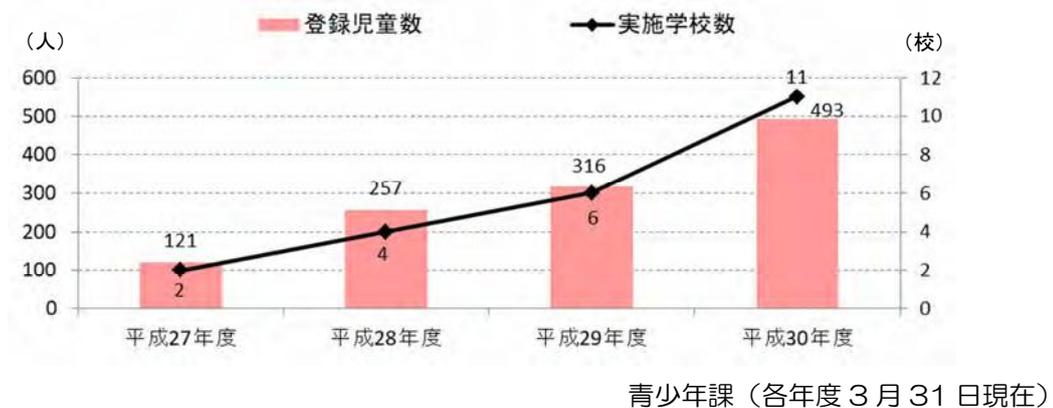
■学童保育室の実施状況

本市では、学童保育室の整備を進めてきており、平成31年度には21か所で実施しています。平成31年度の在籍児童数は1,004人、待機児童数は83人となっています。



■放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室は、市内の小学校のうち平成30年度には11校で実施しており、登録児童数は493人となっています。



施策の方向性 1 多様な子育て支援事業の充実

共働き家庭も在宅子育て家庭も、ライフスタイルやニーズに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、幼児教育・保育施設や子育て支援施設、地域の担い手と協働し、子育て支援の充実に努めます。

関連事業

36 利用者支援事業（基本型）

こども支援課

妊娠期や子育て家庭の個々のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。

また、子育て家庭に身近な地域子育て支援拠点において、利用者支援事業を実施し、悩みや困りごとを早期に相談できる体制を整備します。

●目標設定● 指標：設置数

【区域設定：全市】

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
利用者支援事業 基本型・特定型	3	4	5	5	5
確保の内容②					
利用者支援事業 基本型・特定型	3	4	5	5	5
差 (②-①)	0	0	0	0	0

37 時間外保育事業（延長保育）

保育幼稚園課

保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超過して必要とされる保育需要に対応します。

●目標設定● 指標：定員数

【区域設定：全市】

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	936	911	889	868	850
確保の内容②	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
差 (②-①)	446	471	493	514	532

38 ショートステイ

こども支援課

緊急時における子育て不安を解消するため、2歳から12歳までの子どもの保護者が、疾病、疲労、怪我等のやむを得ない理由により、家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設やショートステイ協力家庭に委託して子どもを短期間預かります。

●目標設定● 指標：延べ利用者数

【区域設定：全市】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	30	29	28	27	27
確保の内容②	30	29	28	27	27
差(②-①)	0	0	0	0	0

39 地域子育て支援拠点事業

こども支援課

子育ての負担感・不安感を軽減するため、子育て家庭が気軽に集い、交流や相談ができる支援拠点を、身近な場所で利用できるよう整備を図ります。

また、子育て支援拠点において、利用者支援事業などを併せて実施する多機能型支援に取り組み、地域における総合的な子育てに関する支援拠点としての整備を図ります。

●目標設定● 指標：延べ利用者数・設置数

【区域設定：9地区（公共施設マネジメント事業計画の地域区分）】

(人日/年)

量 の 見 込 み	一般型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	豊岡1	14,461	14,144	13,817	13,529	13,277
	豊岡2	7,484	7,382	7,187	7,060	6,873
	豊岡3	10,721	10,462	10,222	10,007	9,843
	東金子	8,144	7,966	7,782	7,620	7,478
	金子	3,906	3,829	3,741	3,662	3,586
	宮寺二本木	6,648	6,462	6,313	6,182	6,104
	藤沢	15,625	15,289	14,936	14,625	14,346
	東藤沢	5,402	5,284	5,163	5,054	4,960
	西武	10,721	10,462	10,221	10,007	9,843
	合計	83,112	81,280	79,382	77,746	76,310
連携型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
児童センター	4,270	4,174	4,076	3,990	3,916	

(か所)

※()内の数値は出張ひろばの数	一般型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	豊岡1	3	3	3	3	3
	豊岡2	1	1	1	1	1
	豊岡3	(2)	(2)	(2)	(2)	1
	東金子	1	1	1	1	1
	金子	(1)	(1)	(1)	(1)	1
	宮寺二本木	(1)	(1)	1	1	1
	藤沢	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (1)
	東藤沢	(1)	(1)	(1)	(1)	1
	西武	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計	7 (8)	7 (8)	8 (7)	8 (7)	11 (2)
連携型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
児童センター	1	1	1	1	1	

40 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園） 保育幼稚園課

私立幼稚園（認定こども園含む）において、正規の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、就労を希望する保護者の受け入れを拡大します。

●目標設定● 指標：延べ利用者数

【区域設定：全市】

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	50,263	48,775	47,509	46,291	45,278
確保の内容②	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
差(②-①)	33,737	35,225	36,491	37,709	38,722

41 一時預かり事業（保育所（園）・ファミリー・サポート・センター・地域子育て支援拠点） 保育幼稚園課
こども支援課

保護者の就労形態の多様化、傷病、入院及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とする子どもを保育所（園）・地域子育て支援拠点において預かります。また、ファミリー・サポート・センター事業における地域の相互援助活動として、子どもの一時預かりを行います。

●目標設定● 指標：延べ利用者数

【区域設定：全市】

(人日/年)

(ファミリー・サポート・センターは 活動回数(未就学児))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	43,879	42,786	41,743	40,805	39,992
確保の内容②					
保育所（園）	22,320	22,320	22,320	24,720	24,720
ファミリー・サポート・センター	2,045	2,082	2,217	2,153	2,190
地域子育て支援拠点	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
合計	25,665	25,702	25,837	28,173	28,210
差(②-①)	▲18,214	▲17,084	▲15,916	▲12,632	▲11,782

42 病後児保育 保育幼稚園課

病気の回復期にある子どもに対して、保育施設での集団保育が困難な期間に、保育所（園）や病院等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

43 子育て緊急サポート事業 こども支援課

病児の預かりや緊急の預かり、宿泊を伴う預かりなどを希望する利用会員と、援助を行いたいサポート会員による相互援助活動を推進し、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。

●目標設定● 指標：延べ利用者数

【区域設定：全市】

(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	255	250	245	240	236
確保の内容②					
病後児保育	960	960	960	960	960
子育て緊急サポート事業	24	24	24	24	24
合計	984	984	984	984	984
差 (②-①)	729	734	739	744	748

44 ファミリー・サポート・センター事業

こども支援課

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）をつなぎ、会員同士による相互援助活動の連絡・調整を行います。子どもの預かりや保育施設への送迎など、地域の中で支援し、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。

●目標設定● 指標：活動回数（小学生）

【区域設定：全市】

(回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,871	3,774	3,757	3,724	3,645
確保の内容②	3,871	3,774	3,757	3,724	3,645
差 (②-①)	0	0	0	0	0

45 子育て援助活動支援事業利用料助成

こども支援課

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯等を対象として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業の利用料を助成します。

46 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における地域の子育て支援

保育幼稚園課

全ての公立保育所において、園庭開放や子育ての相談・情報提供などを実施することで、家庭で育児をする保護者の不安感・負担感の軽減を図ります。また、地域の子育て支援に取り組む幼稚園・保育園・認定こども園を支援します。

47 子育て支援情報の発信

こども支援課

市公式ホームページや市民便利帳「いるまにあ」のほか、様々な媒体で子育て支援情報を発信していきます。ホームページ上では、子育てに関する情報を、見やすく、アクセスしやすくすることを目的に、情報を一元化して発信するWEBサイト「いるま子育てナビ」を運営します。子育てに関する制度をはじめ、子どもの健康に関する情報や子育てを応援する団体が自ら書き込みするイベント情報等を発信します。

48 子育て支援の人材確保

こども支援課

子育て家庭の良き理解者・支援者を増やすため、子育てに関する知識と技術を学ぶ講座を開催します。また、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業の提供会員等の確保に努め、相互援助活動の利用しやすい環境を整備します。

施策の方向性2 放課後の居場所や活動の場づくりの推進

就労家庭の増加に伴う学童保育室の利用希望の増加に対応するため、必要な受け入れ体制を整えるとともに、放課後子ども教室と連携し、全ての子どもの安全・安心な居場所の確保に努めます。

関連事業

※ この項目は、放課後子ども総合プラン行動計画に相当します。

49 学童保育室と放課後子ども教室の充実

青少年課

全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育室及び放課後子ども教室の一体型又は連携による事業の実施を図ります。

学童保育室では、保護者が労働等により家庭で保育が行えない場合に、放課後や夏休み期間等に、小学生が安全に過ごせる「生活の場」「遊びの場」を確保することにより子どもの健全育成を図り、保護者が安心して働けるよう支援します。学童保育室の運営に当たっては、常に2人以上の職員で育成支援に当たることができるよう放課後児童支援員及び補助員を配置し、資質向上のための研修機会を設けるとともに、ICTを活用し、効率的・効果的に業務を遂行できる環境を整備します。併せて、多様な選択肢の一つとして、民間事業者の導入についても研究します。

放課後子ども教室では、地域住民の参画を得て、小学生が多様な学習・体験が行えるよう全ての小学校区で実施します。また、事業の推進に当たっては、放課後子ども教室事業運営協議会の意見を聴きながら、事業の充実を図ります。

(1) 学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

幼児教育・保育の無償化の実施により今後も女性の就業率は上昇すると見込み、整備目標を設定し、確保に向けて取り組みます。施設整備については、公共施設マネジメント事業計画に基づく入間市学童保育室整備計画により、計画的に進めていきます。

なお、計画において、確保の内容が不足する小学校区においては、放課後子ども教室の実施日の拡大又は公共施設を活用したランドセル来館事業等の実施による対応を検討します。

●目標設定● 指標：在籍児童数

【区域設定：小学校区ごと】

(人)

量の見込み①	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内16小学校の合計	1年生	365	364	353	349	337
	2年生	327	312	311	305	303
	3年生	259	257	246	245	239
	4年生	118	124	120	115	114
	5年生	19	23	25	26	26
	6年生	6	4	7	7	10
	合計	1,094	1,084	1,062	1,047	1,029

(人)

確保の内容② 差②-①	令和2年度の施設数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内16小学校の合計 (差)	22	1,136	1,146	1,190	1,190	1,190
		42	62	128	143	161

小学校区別の量の見込みと確保の内容

(人)

区域	対象		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	施設数
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1豊岡小	1年生	量の見込み①	27	27	26	26	25	確保の内容②	80	80	80	80	80	1
	2年生		23	23	23	22	22							
	3年生		14	18	18	18	17							
	4年生		5	7	8	8	8							
	5年生		3	1	1	2	2							
	6年生		2	1	0	0	1							
	合計	74	77	76	76	75	差②-①	6	3	4	4	5		
2藤沢小	1年生	量の見込み①	26	26	25	25	24	確保の内容②	52	52	52	52	52	1
	2年生		25	22	22	22	22							
	3年生		11	20	17	17	17							
	4年生		5	5	9	8	8							
	5年生		1	1	1	2	2							
	6年生		0	0	0	0	1							
	合計	68	74	74	74	74	差②-①	-16	-22	-22	-22	-22		
3西武小	1年生	量の見込み①	33	33	32	32	31	確保の内容②	80	80	80	80	80	2
	2年生		31	28	28	28	28							
	3年生		27	24	22	22	22							
	4年生		11	13	11	10	10							
	5年生		2	2	3	2	2							
	6年生		0	1	1	1	1							
	合計	104	101	97	95	94	差②-①	-24	-21	-17	-15	-14		
4東金子小	1年生	量の見込み①	12	12	11	11	11	確保の内容②	70	70	80	80	80	1
	2年生		12	10	10	9	9							
	3年生		16	9	8	8	7							
	4年生		10	8	4	4	4							
	5年生		2	2	2	1	1							
	6年生		0	1	1	1	0							
	合計	52	42	36	34	32	差②-①	18	28	44	46	48		
5藤沢北小	1年生	量の見込み①	34	33	33	32	31	確保の内容②	86	86	120	120	120	1
	2年生		32	29	28	28	28							
	3年生		24	25	23	22	22							
	4年生		12	11	12	11	10							
	5年生		1	2	2	2	2							
	6年生		0	0	1	1	1							
	合計	103	100	99	96	94	差②-①	-17	-14	21	24	26		
6高倉小	1年生	量の見込み①	11	11	11	10	10	確保の内容②	40	40	40	40	40	1
	2年生		9	9	9	9	9							
	3年生		6	7	7	7	7							
	4年生		2	3	3	3	3							
	5年生		0	0	1	1	1							
	6年生		0	0	0	0	0							
	合計	28	30	31	30	30	差②-①	12	10	9	10	10		
7黒須小	1年生	量の見込み①	26	26	25	25	24	確保の内容②	70	80	80	80	80	1
	2年生		21	22	22	22	22							
	3年生		15	17	17	17	17							
	4年生		4	7	8	8	8							
	5年生		1	1	1	2	2							
	6年生		0	0	0	0	1							
	合計	67	73	73	74	74	差②-①	3	7	7	6	6		
8扇小	1年生	量の見込み①	43	43	42	41	40	確保の内容②	111	111	111	111	111	2
	2年生		32	37	37	36	35							
	3年生		28	25	29	29	28							
	4年生		15	13	12	14	14							
	5年生		0	3	3	2	3							
	6年生		0	0	1	1	1							
	合計	118	121	124	123	121	差②-①	-7	-10	-13	-12	-10		
9金子小	1年生	量の見込み①	18	18	17	17	17	確保の内容②	80	80	80	80	80	2
	2年生		22	16	16	15	15							
	3年生		14	17	13	13	12							
	4年生		4	7	8	6	6							
	5年生		1	1	1	2	1							
	6年生		1	0	0	0	1							
	合計	60	59	55	53	52	差②-①	20	21	25	27	28		

(人)

区域	対象		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	施設数
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
10狭山小	1年生	量の見込み①	29	29	28	28	27	確保の内容②	79	79	79	79	79	1
	2年生		22	25	25	24	24							
	3年生		16	17	20	20	19							
	4年生		7	8	8	9	9							
	5年生		1	1	2	2	2							
	6年生		1	0	0	1	1							
	合計	76	80	83	84	82	差②-①	3	-1	-4	-5	-3		
11藤沢南小	1年生	量の見込み①	16	16	16	15	15	確保の内容②	80	80	80	80	80	2
	2年生		13	14	14	14	13							
	3年生		13	10	11	11	11							
	4年生		9	6	5	5	5							
	5年生		1	2	1	1	1							
	6年生		0	0	1	0	0							
	合計	52	48	48	46	45	差②-①	28	32	32	34	35		
12藤沢東小	1年生	量の見込み①	26	26	25	25	24	確保の内容②	106	106	106	106	106	2
	2年生		30	22	22	22	22							
	3年生		25	24	17	17	17							
	4年生		9	12	11	8	8							
	5年生		1	2	2	2	2							
	6年生		0	0	1	1	1							
	合計	91	86	78	75	74	差②-①	15	20	28	31	32		
13仏子小	1年生	量の見込み①	19	19	18	18	17	確保の内容②	47	47	47	47	47	1
	2年生		16	16	16	16	16							
	3年生		13	13	13	13	13							
	4年生		5	6	6	6	6							
	5年生		1	1	1	1	1							
	6年生		1	0	0	0	0							
	合計	55	55	54	54	53	差②-①	-8	-8	-7	-7	-6		
14宮寺小	1年生	量の見込み①	10	10	10	10	9	確保の内容②	35	35	35	35	35	1
	2年生		10	9	9	9	9							
	3年生		10	8	7	7	7							
	4年生		3	5	4	3	3							
	5年生		0	1	1	1	1							
	6年生		0	0	0	0	0							
	合計	33	33	31	30	29	差②-①	2	2	4	5	6		
15新久小	1年生	量の見込み①	12	12	12	12	11	確保の内容②	40	40	40	40	40	1
	2年生		7	10	10	10	10							
	3年生		8	6	8	8	8							
	4年生		6	4	3	4	4							
	5年生		3	1	1	1	1							
	6年生		1	1	0	0	0							
	合計	37	34	34	35	34	差②-①	3	6	6	5	6		
16東町小	1年生	量の見込み①	23	23	22	22	21	確保の内容②	80	80	80	80	80	2
	2年生		22	20	20	19	19							
	3年生		19	17	16	16	15							
	4年生		11	9	8	8	8							
	5年生		1	2	2	2	2							
	6年生		0	0	1	1	1							
	合計	76	71	69	68	66	差②-①	4	9	11	12	14		
合計	1年生	量の見込み①	365	364	353	349	337	確保の内容②	1,136	1,146	1,190	1,190	1,190	22
	2年生		327	312	311	305	303							
	3年生		259	257	246	245	239							
	4年生		118	124	120	115	114							
	5年生		19	23	25	26	26							
	6年生		6	4	7	7	10							
	合計	1,094	1,084	1,062	1,047	1,029	差②-①	42	62	128	143	161		

※確保の内容の太枠は、施設整備又は改修工事を行う年度を示しています。

- (2) **一体型の学童保育室及び放課後子ども教室の令和5年度までに達成されるべき目標事業量**
令和5年度までに、高倉学童保育室及び高倉放課後子ども教室を高倉小学校内に移転し、一体型の学童保育室及び放課後子ども教室を14か所整備します。

一体型の放課後子ども教室整備小学校区

豊岡 黒須 東金子 金子 宮寺 藤沢 藤沢南 狭山 西武 藤沢東 仏子 新久 東町 高倉

- (3) **放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画**

令和5年度までに、放課後子ども教室に参加を希望する全ての小学生が利用できるよう、実施場所の確保及び実施方法の改善に取り組みます。

- (4) **学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な取組**

学童保育室の放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターは、共通プログラムにかかる定期的な打合せの場を設定するとともに、小学生が安全・安心に共通プログラムに参加し、学童保育室の利用ができるよう相互に連携・協力します。

学童保育室と放課後子ども教室はそれぞれの運営会議等への参加も含めた交流に努め、相互に資質の向上、意識の共有化を図ります。

- (5) **小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な取組**

小学校校長会等において放課後子ども総合プランの必要性、意義等にかかる理解を促進するとともに、余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室の一時利用にかかる問題点等の解決に向けて、市と教育委員会は積極的に協力します。

- (6) **学童保育室及び放課後子ども教室の実施に関する教育委員会と市（こども支援部局）との具体的な連携に関する取組**

学童保育室及び放課後子ども教室の実施に当たっては、責任体制の明確化を図り、必要に応じて文書等による申し合わせを行いながら進めることとします。

総合的な放課後児童対策については、総合教育会議等において継続して協議・調整を図ります。

- (7) **特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組**

特別な配慮を必要とする児童への対応に関する研修等への参加、或いは研修の実施により、放課後児童支援員の資質向上を図ります。また、小学校との情報交換に努め、児童発達支援センターや教育センター等と連携し、適切な対応を図っていきます。

- (8) **地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組**

学童保育室の開所時間の延長については、利用者ニーズが高いことから、開所時間の延長に向けて、必要な調整を進めていきます。

(9) 各学童保育室が子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、学童保育室の役割をさらに向上させていくための取組

児童の自主性や社会性等のより一層の向上を図るため、学童保育室の遊び及び生活の場としての機能の充実を図ります。また、公民館事業等の催しにも参加し、地域との交流に努めます。

(10) 各学童保育室の育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための取組

広報紙や市公式ホームページ等を活用し、学童保育室の活動内容等について、積極的な公開に努めます。

(11) 放課後児童支援員、放課後子ども教室スタッフを確保するための取組

広報紙や市公式ホームページ、民間の求人サイト等で求人募集を行うほか、近隣の大学や駅等の公共機関にポスターを掲示し、PRに努め、人材確保を図ります。また、青少年相談員、PTA、青少年健全育成会等の団体にも、引き続き協力依頼を行います。

50 児童センター事業

青少年課

0歳から18歳未満の全ての子どもを対象に、年齢に応じた様々な体験活動を行い、遊びや科学の学習を通して生活体験の機会を増大させ、人間性豊かな、心身ともに健康な子どもの育成を図ります。また、小学生を対象に放課後の安全な居場所として、小学校から直接来館して、帰宅時間まで過ごすランドセル来館事業を引き続き実施します。



放課後子ども教室の様子

施策の方向性3 仕事と家庭の両立支援の推進

子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、企業等への啓発を通じて職場環境の整備を進めます。

関連事業

51	ワーク・ライフ・バランスの推進	人権推進課 こども支援課 商工観光課
<p>多様な働き方の情報提供や研修会の開催等、企業におけるワーク・ライフ・バランスを支援するとともに、共働き世帯等が仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。</p>		
<p>●目標設定● 男性も育児・介護休業、子どもの看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合 現状値 65%（平成29年度）→50%（令和3年度）</p>		
52	イクボス・イクメンの推進	こども支援課 人権推進課 商工観光課
<p>企業・商工業団体等へイクボスの啓発を図り、仕事と子育てや介護が両立できる職場環境の整備を推進します。また、イクボスに取り組む企業を広くPRするなど、イクボス企業を支援します。</p>		
<p>男性の育児参加を推進するため、父親向け講座の開催など父親が子育てに参加する機会づくりを進めます。</p>		



いるまイクボス共同宣言式の様子

施策の方向性4 地域ぐるみの支援

地域における子育て支援の充実に向け、子育て家庭が地域へ参加しやすい環境をつくるとともに、地域ボランティア等の担い手による子育て支援を促進します。

関連事業

53	三世代同居近居の支援	都市計画課
	市内で親世帯と同居・近居を始める子育て世帯に対し、住宅の新築・購入・増改築の費用の一部を補助（令和4年3月まで）することにより、子育てしやすい環境づくりを促進します。	
54	子育て家庭の地域参加の促進	こども支援課
	子育て家庭が、地域の祭りやイベントに参加しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳スペースとして利用できる「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します。	
55	地域ボランティアの活動の促進	こども支援課
	地域ぐるみで子育てを支援するため、子育て支援活動や、地域コミュニティ構築促進の活動を支援するとともに、児童福祉施設等へのボランティアの受入れ促進や地域で子どもを見守るボランティアの育成などに取り組みます。	
●目標設定● いるまボランティアセンター夏ボランティアでの子育て支援に関する募集メニュー数		
現状値 2件（平成30年度）→5件（令和6年度）		



イラスト：まなみさん

基本目標4 若者が自分らしく自立し、躍動できるように

基本目標4は、本市の「子ども・若者育成支援計画」と位置付けるものです。「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえるとともに、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画とのすみ分けを図るため、ここでは思春期から青年期（中学生から30歳未満程度）の若者を主な対象とします。なお、一部施策についてはそれ以上の人も対象とすることがあります。

現状と課題

近年、若者に関する課題は深刻化しており、虐待やいじめ、不登校などに加え、発達・適応の課題や貧困、ひきこもりなどの課題が指摘されています。

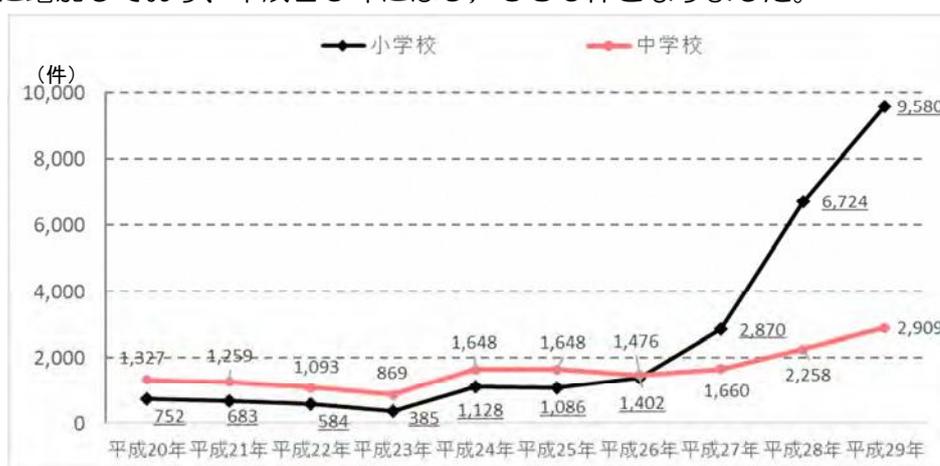
埼玉県の小学校、中学校におけるいじめ認知件数は、インターネット上で起きたものも含め心身の苦痛を感じさせる行為をいじめと認定するとした定義の変更もあって、平成27年以降大幅に増加しています。また、本市の不登校児童・生徒の数は、学習面や家庭環境において不安を抱えた子どもが増えていることから近年増加しています。

また、携帯電話やスマートフォンが普及しソーシャルネットワーキングサービスを利用する若者が増加する中、インターネット上の有害な情報や犯罪被害が増加しています。

全ての若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、かけがえのない存在であり、全ての若者が健やかに成長し、家庭の状況や困難によって夢や希望をあきらめることなくチャレンジできるように、施策の分野を超え、関係する機関や地域で連携して若者を支援していく必要があります。

■いじめ認知件数（埼玉県）

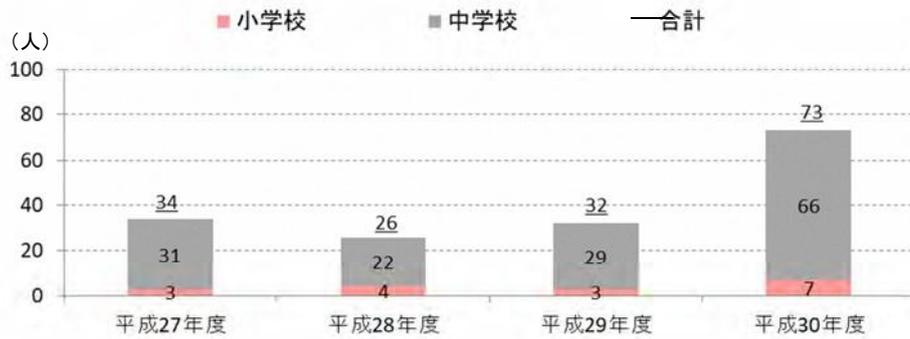
埼玉県の小学校、中学校におけるいじめ認知件数は、平成27年以降、特に小学校で大幅に増加しており、平成29年には9,580件となりました。



埼玉県

■不登校児童生徒数

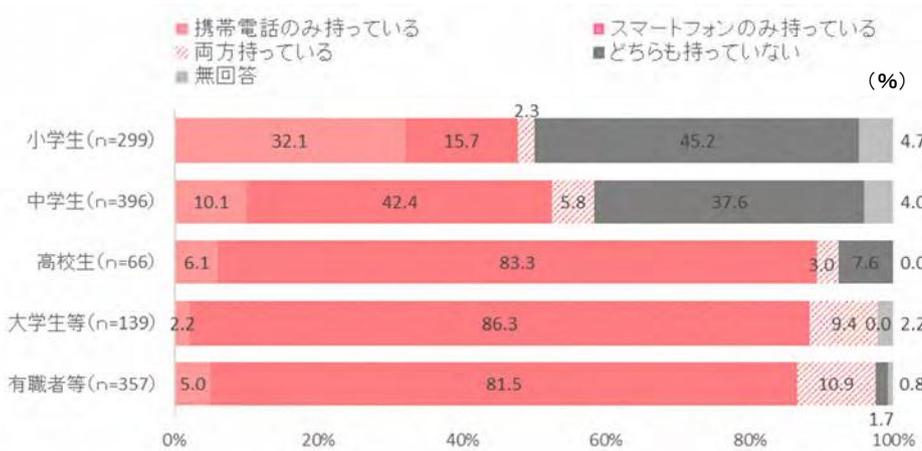
本市の不登校児童生徒数は特に中学校で多く、平成30年度は大きく増加して66人、小学校と中学校をあわせると73人となっています。



学校教育課 各年度3月31日現在

■携帯電話・スマートフォンの保有状況

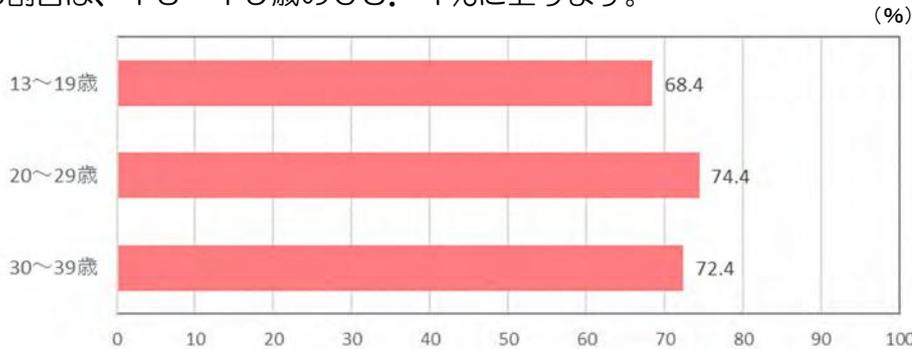
埼玉県の調査によると、携帯電話やスマートフォンを持っている子ども・若者の割合は高まっており、小学生で50.1%、中学生で58.3%、高校生以上では90%を超えています。



埼玉県青少年の意識と行動調査 (平成28年度)

■年齢層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況

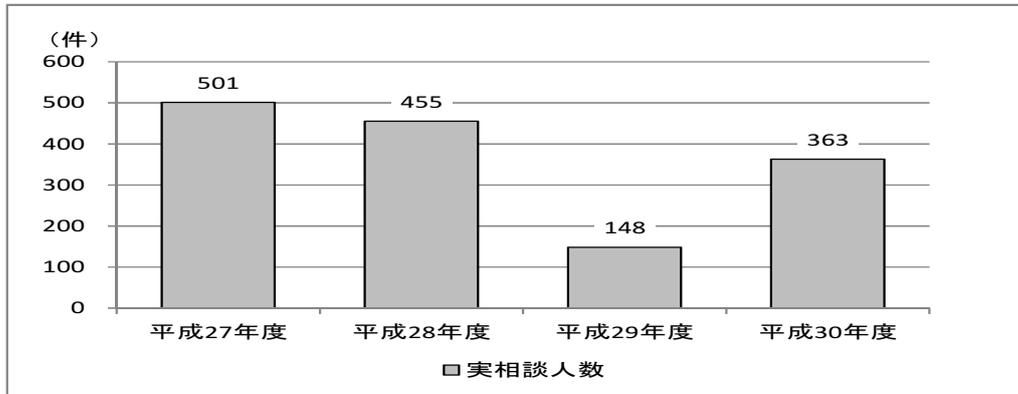
総務省の通信利用動向調査によると、ソーシャルネットワーキングサービスを利用している割合は、13～19歳の68.4%に上ります。



総務省 通信利用動向調査 (平成29年度)

■スクールソーシャルワーカー相談件数

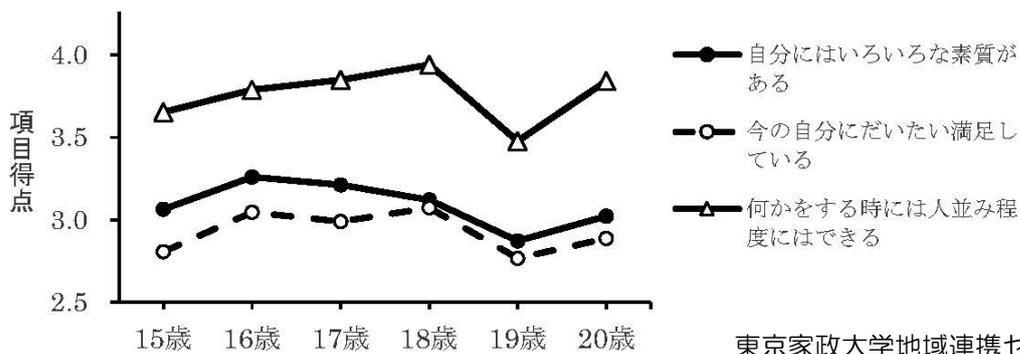
教育センターに配置しているスクールソーシャルワーカーが受けた相談件数は、平成27年度には501件と特に多くなりましたが、平成28年度は455件、平成29年度は148件、平成30年度は363件となっています。



学校教育課（各年度3月31日現在）

■自尊心

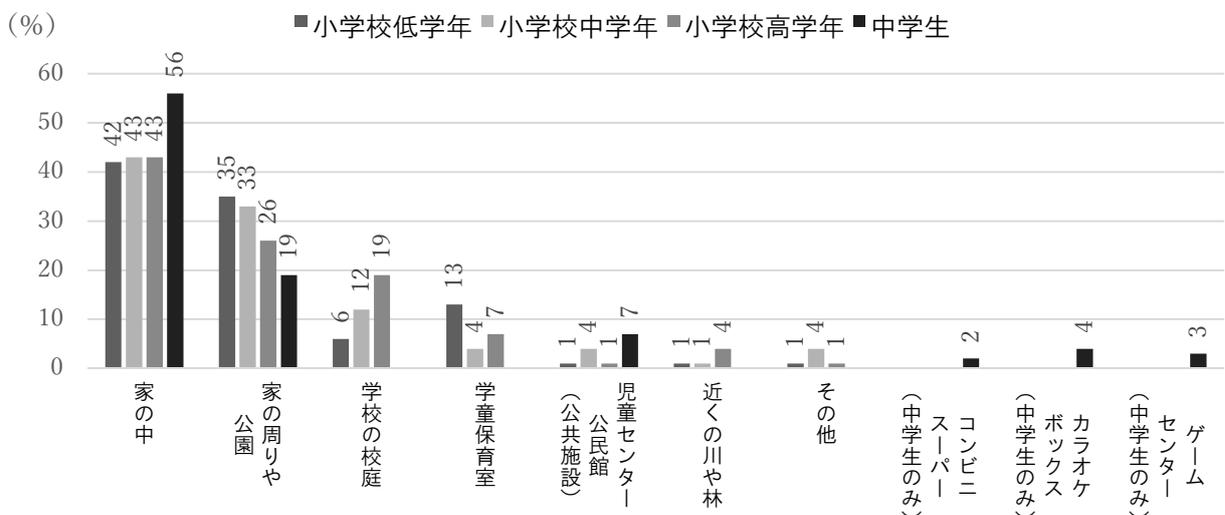
若者へのアンケートでは、19歳以降で自己実現や充実感が低くなっています。



東京家政大学地域連携センター
入間市と東京家政大学との子育て支援に関する調査報告書（平成28年度）

■放課後によく遊ぶ場所

放課後によく遊ぶ場所は、中学生で「家の中」の回答が多く、「家の周りや公園」は年齢とともに少なくなっています。



いるま生涯学習フェスティバル放課後の子どもたちアンケートプロジェクト
放課後の子どもたちアンケート報告書 Part2（平成30年度）

施策の方向性1 若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てるための取組

若者が社会の変化に対応しながら自信と希望をもって社会を生き抜いて行けるよう、自ら学び行動する力を向上させ、多様な体験を通じてコミュニケーション能力や社会の一員としての自覚を身につけられるよう支援します。また、就労による社会的自立を目指し、やりがいを持って働く力を育成するとともに就労支援を行います。

関連事業

①自ら学び行動する力の向上

56	若者がまちづくりに参画する機会の充実	企画課 こども支援課 青少年課
	若者たちのまちづくりの参画を促進するため、意見表明の機会を積極的に提供します。	
	●目標設定● 子どもたちのまちづくりへの参画機会数 現状値 2 件（平成 30 年度）→10 件（令和 6 年度）	
57	成人式	社会教育課
	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。また、民法改正による令和 4 年度以降の成人年齢の引き下げに当たり、式典の名称・運営方法等について検討します。	
58	主権者教育	選挙管理委員会事務局
	選挙啓発活動の一環として、若い世代に選挙への関心を高めるため、市内の小、中、高等学校を対象に、選挙備品の貸し出しを行います。また、選挙権を取得した 18 歳の若者へ、誕生月にバースターカードを郵送し、選挙啓発を行うとともに、投票立会人や期日前投票の受付事務の募集も行います。	
59	多様な体験活動の機会の情報提供	社会教育課
	様々な社会体験の機会を提供するため、生涯学習ガイドブック等による情報提供を行います。	
60	情報・消費機会等への対応力の向上	人権推進課
	若者が、悪質商法やネット犯罪などの消費者トラブルに遭わないよう、講座等を実施します。	

②体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

61	多様な体験・交流活動の推進	青少年課 自治文化課 博物館 中央公民館
<p>自然体験や社会体験、生活体験等、多様な体験事業を推進し、興味の伸長や主体的な学びの機会を提供します。また、イベントの企画運営等への参画や、勤労体験、社会奉仕体験、異文化交流体験等を通じ、地域社会で行動できる力を育みます。</p> <p>博物館では、専門性を活かした体験事業を実施します。</p> <p>公民館では、創造性や協調性を育む体験事業や、社会奉仕体験事業を実施します。</p> <p>青少年の体験交流事業では、中学2年生を対象に、農業体験（ファームステイ）や現地青少年団体との交流等を図り、広い知識と豊かな心を育むとともに、地域社会の一員として積極的に社会参加する行動的な青少年を育成します。</p> <p>国際交流事業では、姉妹・友好都市交流におけるホームステイや相互交流を通して、異なる文化や習慣を体験し理解するとともに、お互いを認め合う青少年を育成します。</p>		
62	青少年活動センター事業	青少年課
<p>小学1年生から18歳までの青少年を対象に、文化・スポーツ活動、キャンプ等の野外活動やイベントの企画運営への参画など、様々な体験や交流が行える場を提供することで、青少年の自己実現や自立につなげます。</p>		
63	文化芸術・スポーツ活動の推進	青少年課 自治文化課 スポーツ推進課 社会教育課 中央公民館 博物館
<p>多様な文化に触れ、若者に想像力や感性を育む機会を提供するため、太鼓セッション、ドラマフェスタ in 入間等の文化活動を推進します。そのほか、スポーツ、レクリエーション、文化活動を楽しみながら、青少年と地域の様々な人たちが交流する場を提供する「元気な入間っ子を育てる地域支援事業」を実施します。</p> <p>また、体育協会等関係団体と連携を図り開催する各種スポーツ教室やイベントを通じて、スポーツ活動の場を提供し、若者の体力の向上を図ります。</p>		
64	居場所づくりの推進	青少年課 社会教育課 中央公民館
<p>子どもや若者が、遊びや学びなど様々な経験を通じ、仲間をつくり、地域の大人と関わり、自己肯定感や社会性を育むことのできる居場所を多様な事業主体とともにつくります。児童センター、青少年活動センター、公民館をはじめとする社会教育施設や学校施設等において、子ども・若者の居場所となるよう場を提供するとともに、こども食堂、学習支援、プレイパーク等の居場所づくりに取り組む市民活動を支援します。</p>		
<p style="text-align: center;">●目標設定● 子どもの居場所の数</p> <p style="text-align: center;">現状値 9カ所（平成30年度）→16カ所（令和6年度）</p>		

③やりがいを持って働く力の育成

65 中学生社会体験チャレンジ事業

学校教育課

中学生が、地域の中で様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、瑞々しい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育むため、社会体験チャレンジ事業を実施します。社会福祉施設や企業と協力し、多くの場所で体験活動ができる体制を整備します。

66 就労支援・就労支援機関との連携

商工観光課

若者の就労や、正規雇用への就労を支援するため、若年者就業相談、自立支援セミナー、自立支援相談を引き続き実施します。



こども食堂の様子

施策の方向性2 困難な状況に応じた支援

支援を必要とする若者が抱える困難は不登校やいじめ、ひきこもり、障害、非行など多岐にわたっていることから、関係機関・団体が専門性を活かして一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

また、家庭の事情により、学習や生活環境が整っていない若者の学びと暮らしを支援します。

関連事業

①困難な状況ごとの支援

67 不登校・いじめ・自殺対策

学校教育課
地域保健課

不登校・いじめ・自殺といった生徒指導上の問題を未然に防ぐために、生徒指導訪問を実施するなど、生徒指導の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の支援として、適応指導教室（ひばり教室）との連携を図ります。

また、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向け関係機関の連携を図ります。自殺予防について、入間市自殺対策計画に沿った対策を実施していきます。

●目標設定● 不登校児童生徒の割合

現状値 0.66%（平成30年度）→現状値以下（令和6年度）

68 ひきこもりの若者支援

地域保健課
生活支援課

ひきこもりで悩んでいる若者とその家族の相談に応じ、孤立した状態から社会とのつながりを回復するための支援を行います。

69 障害のある若者の支援

障害者支援課
こども支援課

障害のある若者の心身の状況や年齢等に応じて必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援していきます。

働く意欲のある障害のある若者が一人でも多く就労できるよう就労支援センターりぼんと連携を図りながら一人ひとりの特性にあった働く場の確保や職場定着支援等、就労支援の充実を図ります。

また、児童発達支援センターでは、発達に不安や課題のある子どもに対し、教育と連携した支援や専門職による相談、ソーシャルスキルトレーニング、就労支援施策につなぐ支援を行い、社会参加に向けた支援に取り組みます。

「ソーシャルスキルトレーニング」とは

社会生活に必要な対人関係の知識・技能を身につける訓練方法のことです。ロールプレイ等を通じ、感情の表現方法や場面に応じた言動等を習得します。

70	非行防止活動等の推進	青少年課 学校教育課 社会教育課
<p>埼玉県が定める7月の「青少年の非行・被害防止特別強調月間」に、非行防止キャンペーン（広報・啓発活動）を展開します。</p> <p>また、青少年の健全育成・非行防止のため、各地区における非行防止パトロールを実施します。</p> <p>非行の低年齢化に伴う対策として、各小・中学校を対象に、警察と連携し「非行防止教室」を実施します。</p>		
71	相談体制の充実	青少年課 学校教育課 こども支援課
<p>青少年の悩みごとに関する相談に対応できるよう教育相談・悩みごと電話相談、家庭児童相談室の充実を図るとともに、案内のパンフレット「青少年悩みごと相談窓口案内」を作成し、相談体制の充実を図ります。</p>		

②学びの支援

72	生活困窮世帯やひとり親家庭の生徒に対する学習支援	生活支援課 こども支援課
<p>貧困の連鎖を断ち、子どもの将来の可能性を拓げるため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯及びひとり親家庭の中学生・高校生を対象に、学習教室の開催や家庭訪問による支援を行います。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●目標設定● 学習支援会場数</p> <p>現状値 2 会場（平成 30 年度）→3 会場（令和 6 年度）</p> </div>		

③経済的な支援・暮らしの支援

73	小・中学校児童・生徒に対する就学援助	学校教育課
<p>経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報紙等での広報、全児童生徒や就学時健康診断でのチラシの配布により、保護者への周知を図るとともに、制度を知らない家庭がなくなるよう、周知方法を研究します。</p>		
74	奨学金の貸与	学校教育課
<p>能力があるにもかかわらず経済的な理由で高校、大学等への修学が困難な子ども・若者を支援するため、奨学金の貸付を行います。また、併せて、日本学生支援機構や他の奨学金制度の情報を提供し、子ども・若者の学ぶ意欲を支援します。</p>		
75	生活困窮者自立支援事業	生活支援課
<p>経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定した上で自立に向けた必要な支援を行います。</p>		

施策の方向性3 次世代の育成

次代の社会を担う存在であり、次代の親となる若者の健やかな育ちと若者の自立を支援します。

関連事業

①家庭における親育ちを応援

76	次代の親の育成事業	青少年課 地域保健課
	<p>中学生・高校生を対象に、乳幼児との触れ合いや妊婦との交流を通じて、子育て家庭への理解を深めるとともに命の大切さを学ぶため、母子愛育会青少年育成事業、青少年乳幼児等触れ合い体験事業などを実施し、次代の親の育成を図ります。</p> <p>●目標設定● 青少年乳幼児等触れ合い体験事業に参加した中高生の数 現状値 1,041 人（平成 30 年度）→1,000 人（令和 6 年度）</p>	
77	健全育成に対する意識啓発	青少年課 社会教育課
	<p>家庭・学校・地域の連携により実施される、青少年が健康で心豊かに成長するための環境整備・安全対策・非行防止等についての活動を促進するため、青少年の健全育成、パトロール、あいさつ運動の充実を図ります。</p>	
78	思春期の保健対策	学校教育課 青少年課 社会教育課 地域保健課
	<p>小・中学校、高校等の保健体育等の授業等における自殺防止対策、性に関する指導、肥満及びやせ対策、薬物乱用防止対策（喫煙・飲酒を含む。）、食育などについて、地域や関係機関が連携しながら、効果的に取り組みます。</p>	

施策の方向性4 健やかな成長を支える環境の整備

若者が地域で過ごすことができるよう安全・安心な生活環境を整備するとともに、事故や犯罪被害に合わないよう啓発・教育活動を推進します。

また、子どもの居場所づくりや活動を支える多様な担い手の活用と育成を推進します。

関連事業

①安全安心な環境整備

79	関連機関の連携強化	青少年課
	家庭・学校・地域の連携により実施される、青少年が健康で心豊かに成長するための環境の整備・安全対策・非行防止等についての活動を推進している青少年健全育成推進協議会との連携を図ります。	
80	地域安全活動の推進	交通防犯課
	若者を含めた市民が犯罪被害に遭わないよう、地域防犯ネットワーク（APOC）が実施する各種防犯活動（防犯パトロールや登下校時の見守り活動等）に対し、支援を実施します。	
81	有害情報等への対応	学校教育課
	インターネットや携帯電話、スマートフォン等の適切な利用や、薬物乱用防止を啓発する活動に取り組みます。 また、青少年健全育成推進協議会と連携し、校区のパトロールを定期的実施します。	

②地域における多様な担い手の活用と育成

82	地域のネットワークづくり	こども支援課
	市民団体等が行うこども食堂、学習支援、プレイパークなどの子どもの居場所事業の活発な活動を促すと同時に、地域ぐるみでの支援体制を構築するため、ワークショップや会議の開催を通じ、ネットワークの構築を促進します。	
83	担い手となる人材の育成	青少年課 中央公民館 博物館
	地域における子どもたちの健やかな成長を支える担い手を確保・育成するため、ジュニアリーダーの育成や青少年相談員の活動を支援します。 また、児童センター、青少年活動センター、博物館、公民館等での事業や各種イベントにおいてボランティアスタッフを位置づけ、その育成を推進します。	
	●目標設定● 青少年相談員の数 現状値 23 人（平成 30 年度）→現状値以上（令和 6 年度）	

基本目標5 生まれ育った環境に左右されないために

現状と課題

国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、子どもの相対的貧困率は、平成21年に15.7%、平成24年に16.3%に上昇し、平成27年に13.9%と改善しましたが、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親家庭の貧困率は、50.8%となっており、ひとり親世帯の半数が貧困状態にあると考えられます。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策として様々な取組が行われていますが、ひとり親家庭の貧困率は依然として高い水準にあること、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援が必要であること、支援が必要であるのに届いていない又は届きにくい家庭や子どもに届く支援が必要であることなど課題が残っています。

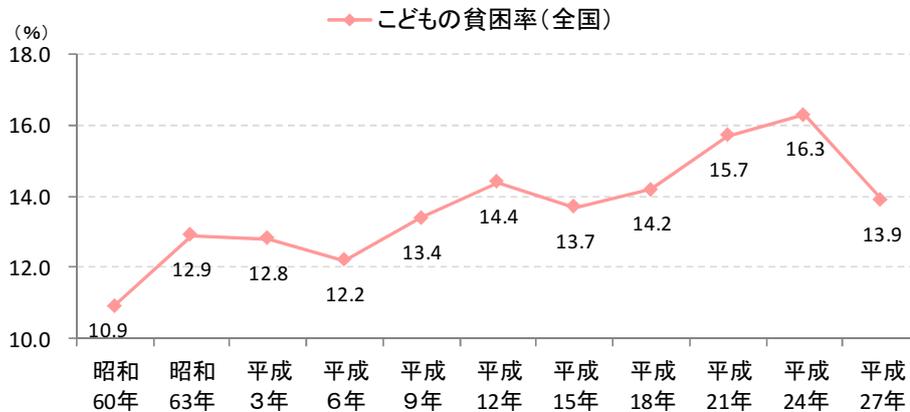
本市では、生活保護受給世帯数、保護率ともに増加傾向にあります。18歳未満の属する世帯数は100世帯程度で推移しています。また、児童扶養手当受給者数は1,000世帯を超え、就学援助認定者数も1,500件を超えています。また、ひとり親家庭のうち母子世帯数は増加傾向にあり、平成22年に959世帯、平成27年に985世帯となっています。

また、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した「入間市子どもの生活に関する調査」では、経済的に困難な状況にあると想定される生活困難層が7.8%となり、母子世帯では3分の1を超える世帯が生活困難層となっています。

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子どもたちの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援に確実に取り組む必要があります。

■子どもの相対的貧困率の推移（厚生労働省「国民生活基礎調査」）

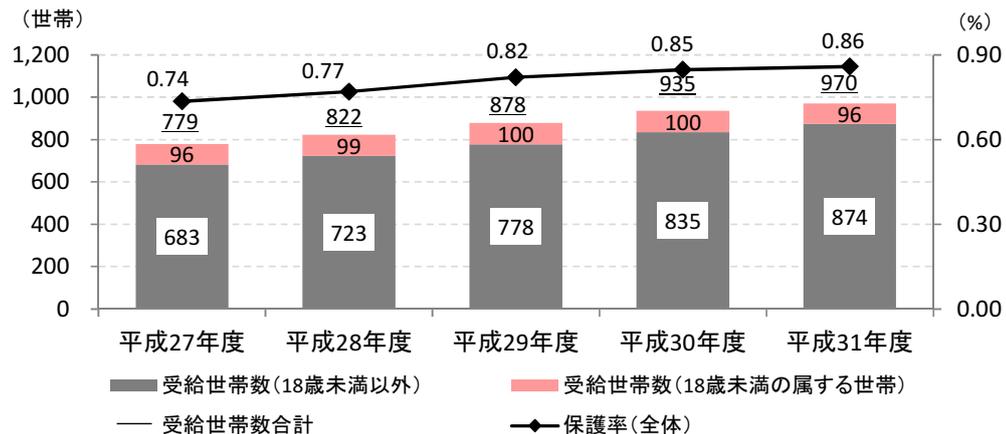
全国の子どもの相対的貧困率は、平成21年に15.7%、平成24年に16.3%に上昇し、平成27年に13.9%となりました。



国民生活基礎調査

■生活保護受給世帯・保護率の推移

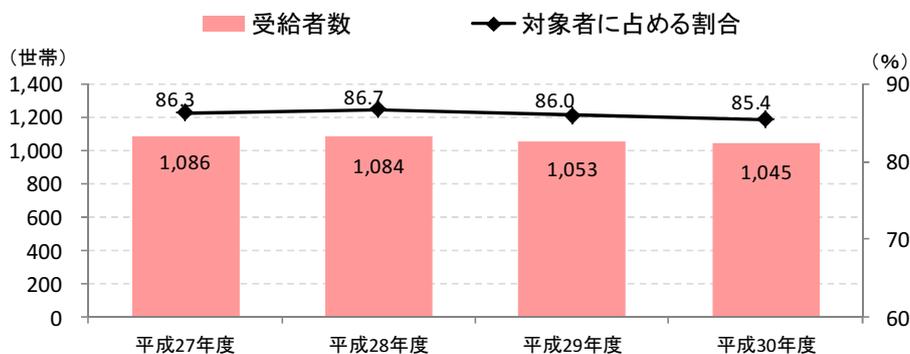
本市の生活保護受給世帯数は、18歳未満の子どもが属する世帯ではこの5年間で大きな変化はありませんが、それ以上の年代の世帯では増加傾向にあり、保護率も上昇しています。



生活支援課（各年度4月1日現在）

■児童扶養手当受給者数

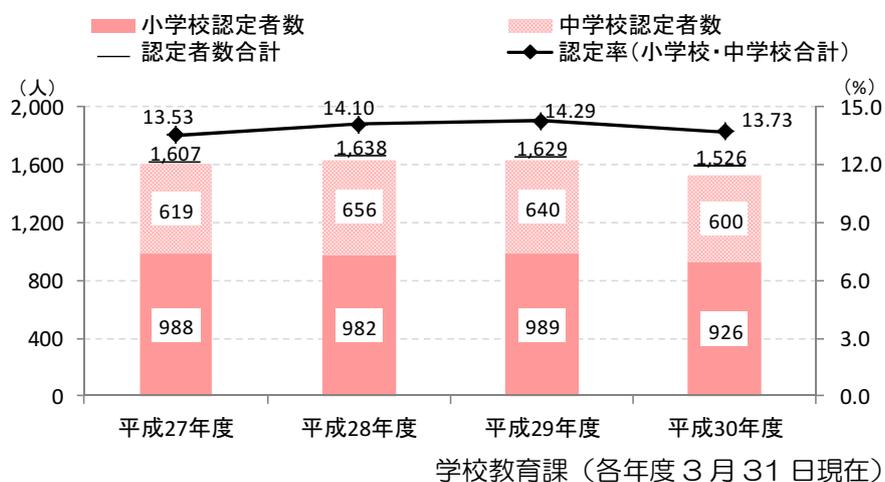
児童扶養手当受給者数は、1,000世帯を超えて推移しており、平成30年度には1,045世帯、対象者に占める割合は85.4%となっています。



子ども支援課（各年度3月31日現在）

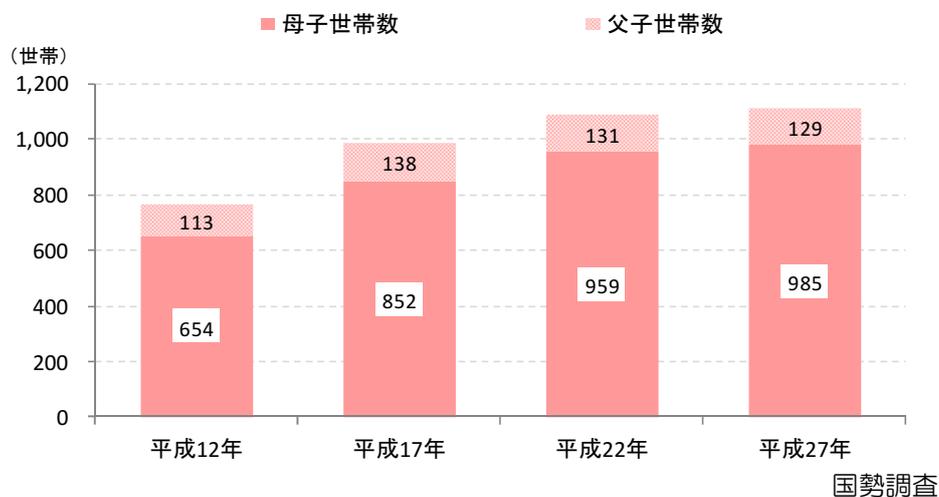
■就学援助費認定者数・認定率（小学校・中学校）

就学援助費認定者数は小学校、中学校を合わせて1,500人を超えて推移しており、平成30年度には1,526人、認定率は13.73%となっています。



■母子世帯・父子世帯数の推移（入間市）

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、特に母子世帯数が増加しており、平成27年には985世帯となっています。



施策の方向性1 子どもの貧困問題への対策

子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組み、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組みます。

関連事業

84	スクールソーシャルワーカーと福祉・医療との連携による支援	学校教育課
	子どもの家庭環境による問題に対応するため、教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談や、ケース会議を通じ、必要な福祉や医療サービスにつなぐ支援をします。また、子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員やコーディネーターとの連携を密に図ります。	
72	〈再掲〉生活困窮世帯やひとり親家庭の生徒に対する学習支援	生活支援課 こども支援課
	貧困の連鎖を断ち、子どもの将来の可能性を拓くため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯及びひとり親家庭の中学生・高校生を対象に学習教室の開催や家庭訪問による支援を行います。	
85	生活困窮世帯の児童に対する学習支援・生活支援	生活支援課
	早い段階での学習のつまずきの解消や、生活習慣の改善を促すため、困窮家庭の小学生を対象に、学習支援及び生活支援を行います。	
	●目標設定● 小学生学習支援会場数 現状値0（平成30年度）→1会場（令和6年度）	
73	〈再掲〉小・中学校児童・生徒に対する就学援助	学校教育課
	経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報紙等での広報、全児童生徒や就学時健康診断でのチラシの配布により、保護者への周知を図るとともに、制度を知らない家庭がなくなるよう、周知方法を研究します。	
74	〈再掲〉奨学金の貸与	学校教育課
	能力があるにもかかわらず経済的な理由で高校、大学等への修学が困難な子ども・若者を支援するため、奨学金の貸付を行います。また、併せて、日本学生支援機構や他の奨学金制度の情報を提供し、子ども・若者の学ぶ意欲を支援します。	

86	母子・父子自立支援事業	こども支援課
<p>ひとり親家庭の母又は父が抱えている子育て、生活、就労などの問題についての身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員を増員し、子ども家庭総合支援拠点と連携することで、相談体制や情報提供体制を充実させ、ひとり親家庭が安心して日常生活を送れるよう支援します。</p>		
<p>●目標設定● ひとり親家庭等の自立のための相談件数 現状値 551 件（平成 30 年度）→現状維持（令和 6 年度）</p>		
75	〈再掲〉生活困窮者自立支援事業	生活支援課
<p>経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定した上で自立に向けた必要な支援を行います。</p>		
87	生活困窮世帯の保護者に対する就労支援事業	生活支援課 商工観光課 人権推進課
<p>生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の人への支援など、きめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者に対し、就労や自立を促進させるために、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。</p> <p>長時間労働、賃金の不払い、労働災害等など労働環境に関する相談に応じ、安定して働くための支援を行います。また、在宅ワーク等に関する知識や情報などを提供し、多様な働き方を選択する支援を行います。</p>		
88	生活困窮世帯に対する食を通じた支援	生活支援課 こども支援課
<p>家庭において十分な食事を摂れない状況にある世帯を支援するため、フードバンクからの食料を提供するなど、市民活動との協働を視野に入れながら困窮世帯の食糧支援を推進するとともに、こども食堂やフードバンクなどの活動を支援します。</p>		
82	〈再掲〉地域のネットワークづくり	こども支援課
<p>市民団体等が行うこども食堂、学習支援、プレイパークなどの子どもの居場所事業の活発な活動を促すとともに、地域ぐるみでの支援体制を構築するため、ワークショップや会議の開催を通じ、ネットワークの構築を促進します。</p>		
89	生活問題を早期に解決するための相談体制の強化	生活支援課 こども支援課
<p>経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、相談員により包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。子ども家庭総合支援拠点において、コーディネーターを配置し、経済的な理由から困難を抱える子どもへの対応を強化します。また、保育所や地域子育て支援拠点など、地域の身近な場所において、気づき、拠点につなぐ見守りボランティアを育成します。</p>		
<p>●目標設定● 見守りボランティア人数 現状値 0（平成 30 年度）→100 人（令和 6 年度）</p>		

施策の方向性2 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の親子が安心して子育て・子育てができるよう支援の充実と必要な支援を確実に受けることができる体制整備を行います。

関連事業

90	ひとり親家庭の生徒に対する学習支援	こども支援課
	ひとり親家庭の中学生・高校生を対象に、学習支援及び訪問支援を行います。	
91	ファミリー・サポート・センター事業／子育て緊急サポート事業	こども支援課
	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児の預かり等を行う子育て緊急サポート事業による地域の相互援助活動の促進を図ります。ファミリー・サポート・センター事業においては、ひとり親家庭に対し提供会員を優先して調整するなど利用を支援します。	
45	〈再掲〉 子育て援助活動支援事業利用料助成	こども支援課
	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯等を対象として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業の利用料を助成します。	
92	児童扶養手当	こども支援課
	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等に手当を支給します。	
93	ひとり親家庭等医療費扶助	こども支援課
	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給します。	
94	母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	こども支援課
	就職や能力開発、子どもの就学など、ひとり親家庭等の自立や子どもの福祉増進のために必要な費用について、県が実施している母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の利用を促進し、自立に向けた機会の拡大を図ります。	
86	〈再掲〉 母子・父子自立支援事業	こども支援課
	ひとり親家庭の母又は父が抱えている子育て、生活、就労などの問題についての身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員を増員し、子ども家庭総合支援拠点と連携することで、相談体制や情報提供体制を充実させ、ひとり親家庭が安心して日常生活を送れるよう支援します。	
95	自立支援プログラム策定の検討	こども支援課
	個々の家庭状況、就業への意欲、職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、きめ細かに就職活動を支援します。	

96 ハローワーク等との連携による就労支援

こども支援課

本人の希望に基づき、ハローワークと情報共有し、就労につながりやすい相談を実施します。また、マザーズハローワークに繋いだり、県福祉事務所の就業支援専門員と連携し、相談日を設けるなど、ひとり親家庭等の就労を支援します。

97 母子家庭又は父子家庭への自立支援給付金の支給

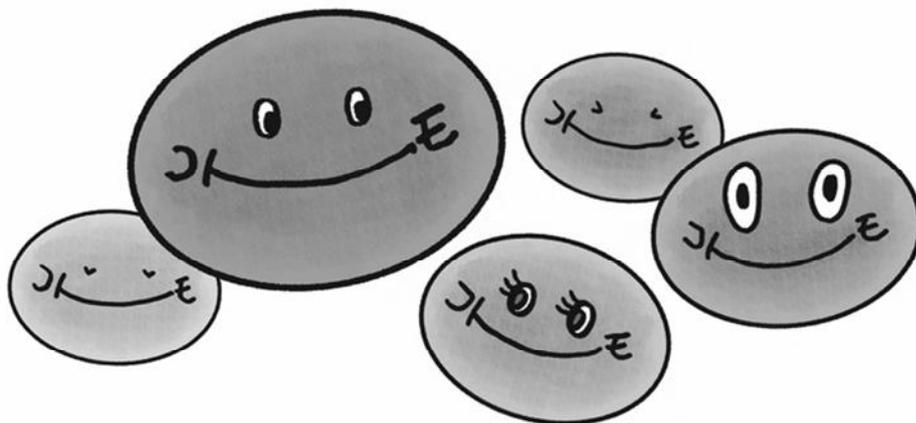
こども支援課

ひとり親家庭の母又は父に対して、就職の際に有利な資格の取得を支援するため、教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。

98 情報提供の充実

こども支援課

ひとり親家庭等の自立支援に関する「ひとり親支援パンフレット」を作成し、支援情報提供の充実を図ります。



すくすくサポートプロジェクトのロゴマーク

基本目標 6 親子の健康を増進するために

現状と課題

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤になります。

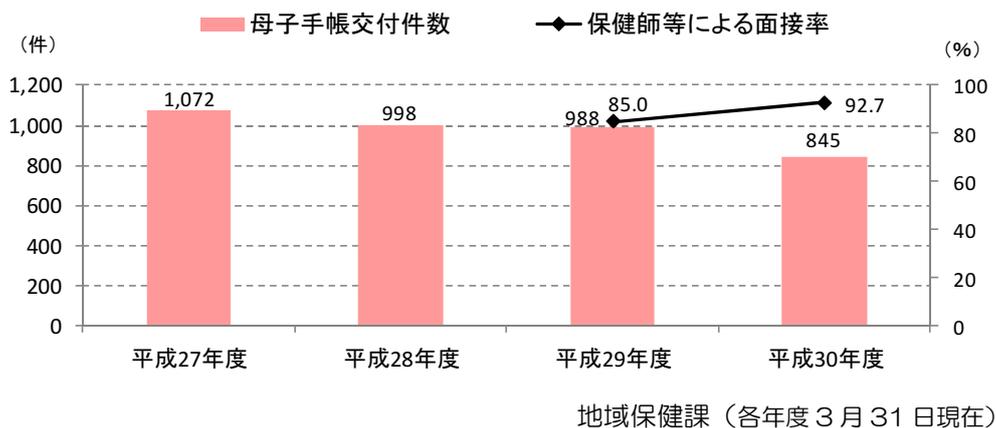
本市では、妊娠・出産に対する不安や心身の負担を軽減するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、平成29年度より母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による妊婦に対する面接を行っており、平成30年度は92.7%の面接率となりました。また、妊娠中の妊婦健康診査や新生児・未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん事業などを通じて妊娠・出産、育児に関する不安の軽減や児童虐待予防に努めています。

近年、晩婚化に伴う晩産化や低出生体重児の増加、近くに子どもをみてもらえる親族や知人がいないなど子育て環境の変化等により出産後の心身の不調や家庭問題を抱える家庭が増えており、出産前後の体調不良などの理由により支援が必要な人を対象とした産前・産後ケアのほか、新生児・妊婦相談等、母と子の心身の健康を支える取り組みも重要になっています。

安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるために、医療・福祉・教育等との連携のもと、切れ目のない支援を推進することが必要です。

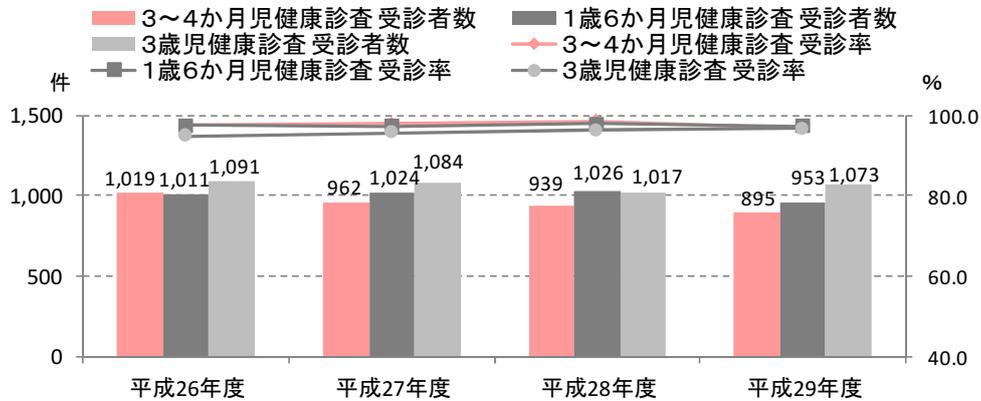
■母子健康手帳交付件数・面接率

母子健康手帳交付件数は減少傾向にあり、平成30年度は845件となっています。平成29年度から開始した保健師等による面接率は、平成30年度に92.7%となっています。



■乳幼児健康診査受診状況

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の乳幼児健康診査の受診率は概ね100%に近い水準で推移しています。



地域保健課（各年度3月31日現在）

■相談・訪問事業の利用状況

健康福祉センターで実施している相談事業では、乳幼児・妊婦相談は減少傾向にありますが、育児や子どもの発育・発達について電話で相談を受け付けている電話窓口相談は平成30年度には1,131件と大幅に増加しました。訪問事業では、平成30年度には新生児・未熟児訪問が866件、こんにちは赤ちゃん訪問は141件となっています。

相談事業



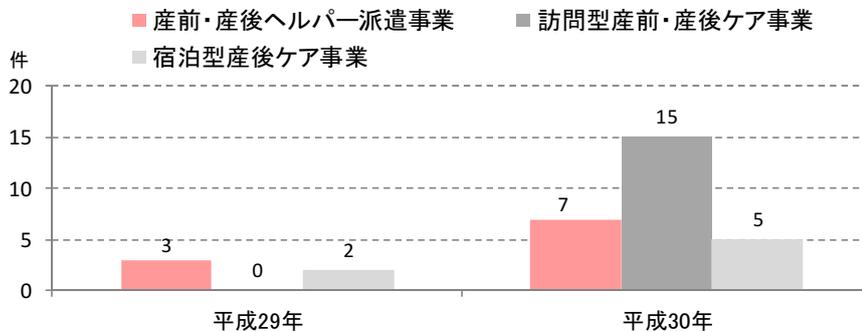
訪問事業



地域保健課（各年度3月31日現在）

■産前・産後ケア事業の利用状況

出産前後の体調不良などの理由により支援が必要な人を対象に行っている「訪問型産前・産後ケア事業^{*1}」「宿泊型産後ケア事業^{*2}」「産前・産後ヘルパー派遣事業^{*3}」は、ニーズの高まりとともに周知が進み、利用件数が増加しています。



こども支援課（各年度3月31日現在）

*1 訪問型産前・産後ケア事業：助産師によるケアや相談サポート

*2 宿泊型産後ケア事業：施設に宿泊して受けるケアや産後の体調を整えるサポート

*3 産前・産後ヘルパー派遣事業：ホームヘルパーによる家事や育児サポート

施策の方向性1 妊娠期からの切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたって母子に寄り添い、子どもや母親の健康の保持・増進を図るとともに、精神的な負担の軽減のために、育児相談や栄養相談等の各種相談事業や訪問指導を実施し、母子保健事業の充実に取り組みます。

関連事業

99 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）

地域保健課

妊娠、出産、子育て期までの母子の健康や子育てに関する様々な悩み等に保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

●目標設定● 指標：設置数

【区域設定：全市】

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
利用者支援事業・母子保健型	1	1	1	1	1
確保の内容②					
利用者支援事業・母子保健型	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

100 乳児家庭全戸訪問事業

地域保健課

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て等の状況を把握し、必要な情報の提供を行い、適切な母子保健サービスが受けられるように支援し、育児不安の軽減や児童虐待予防に努めます。

●目標設定● 指標：訪問乳児数

【区域設定：全市】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	873	855	836	819	806
確保の内容②	873	855	836	819	806
差 (②-①)	0	0	0	0	0

101 妊娠・出産・子育てに対する教育・相談

地域保健課

妊娠・出産・子育てに関する知識の普及と情報提供、必要に応じて相談指導を行い、地域で安心して出産・子育てを行うことができるように支援します。

102 産前・産後ケア事業

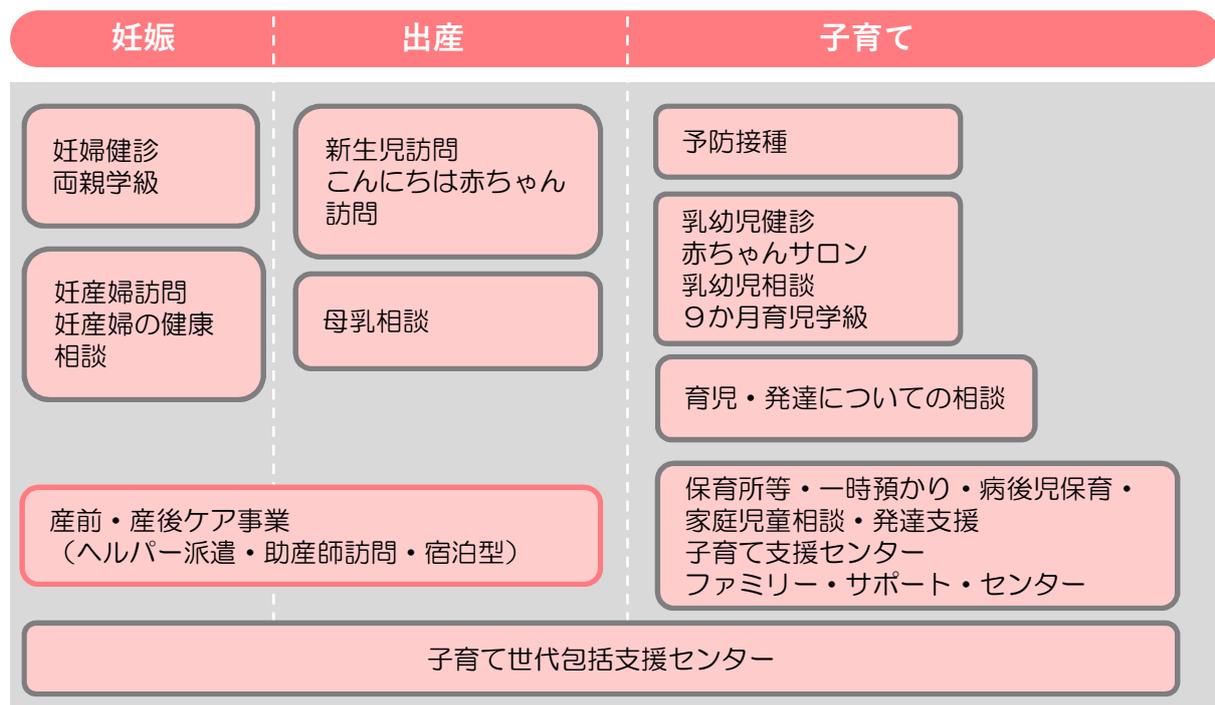
こども支援課

産前・産後の支援を必要とする妊産婦及び乳児を対象に、自宅に助産師が訪問して育児相談や母乳ケアなどの支援を行う「訪問型産前・産後ケア事業」、医療機関に宿泊し育児指導や母体ケアなどの支援を行う「宿泊型産後ケア事業」のほか、ホームヘルパーを派遣して家事や育児の支援を行う「産前・産後ヘルパー派遣事業」を行うことで、安心して妊娠・出産・子育てできるよう支援します。

●目標設定● 妊娠・出産について満足している人の割合

現状値 80.0% (平成30年度) → 現状値以上 (令和6年度)

妊娠期からの切れ目のない支援のために



施策の方向性2 保健対策の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、母子の健康保持に向け、保健的な支援のさらなる充実を図ります。

関連事業

103 妊婦健康診査 地域保健課

妊娠中の母体の健康の保持増進や、疾病の早期発見を目的に、妊婦健康診査を行います。健康診査の受診を勧奨し、妊娠出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めます。

●目標設定● 指標：健診回数

【区域設定：全市】 (回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	10,389	10,175	9,948	9,746	9,591
確保の内容②	12,222	11,970	11,704	11,466	11,284
差 (②-①)	1,833	1,795	1,756	1,720	1,693

104 乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児） 地域保健課

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の発育発達、疾病の有無を早期に発見し、必要な医療や支援が適切に受けられるように乳幼児健康診査を実施します。また個別に育児相談等を実施し、育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めます。

●目標設定● 3歳児健康診査受診率

現状値 96.8%（平成30年度）→現状値以上（令和6年度）

●目標設定● むし歯のない3歳児の割合

現状値 89.6%（平成30年度）→90.0%（令和6年度）

105 食育の推進 地域保健課

両親学級、食育教室等の母子保健事業や講師派遣で行う栄養士の講話を通じて、食に関する情報提供を行い、親子を対象に食育を推進します。乳幼児相談等で食に関する疑問に対応し、不安軽減を図ります。

施策の方向性3 小児医療の充実・予防接種の実施

小児救急医療体制の充実を図るため、引き続き、近隣市の病院と連携して体制を確保します。また、予防接種事業を実施し、接種勧奨に努めます。

関連事業

106	子ども医療費の支給	こども支援課
	全ての子どもが必要とする医療を受けられるようにするため、中学校修了までの子どもに対する医療費の一部を支給します。	
107	救急医療体制	健康管理課
	入院治療を必要とする救急患者に、所沢市、狭山市、入間市の3市圏域内における休日、夜間の第二次救急医療を確保するため、埼玉県及び各市と協力して所沢地区病院群輪番制病院運営事業及び小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施します。	
108	夜間診療所	健康管理課
	初期救急医療を必要とする人に、日、月、木、土曜日の夜間（午後7時30分から午後10時30分まで）における内科及び小児科の診療を入間地区医師会に委託して行います。また、狭山市と協同で1週間を通した夜間の初期救急医療体制を確保します。	
109	予防接種	地域保健課
	感染のおそれのある疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施します。	



子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」での助産師との面接風景

第5章

施策の進行管理



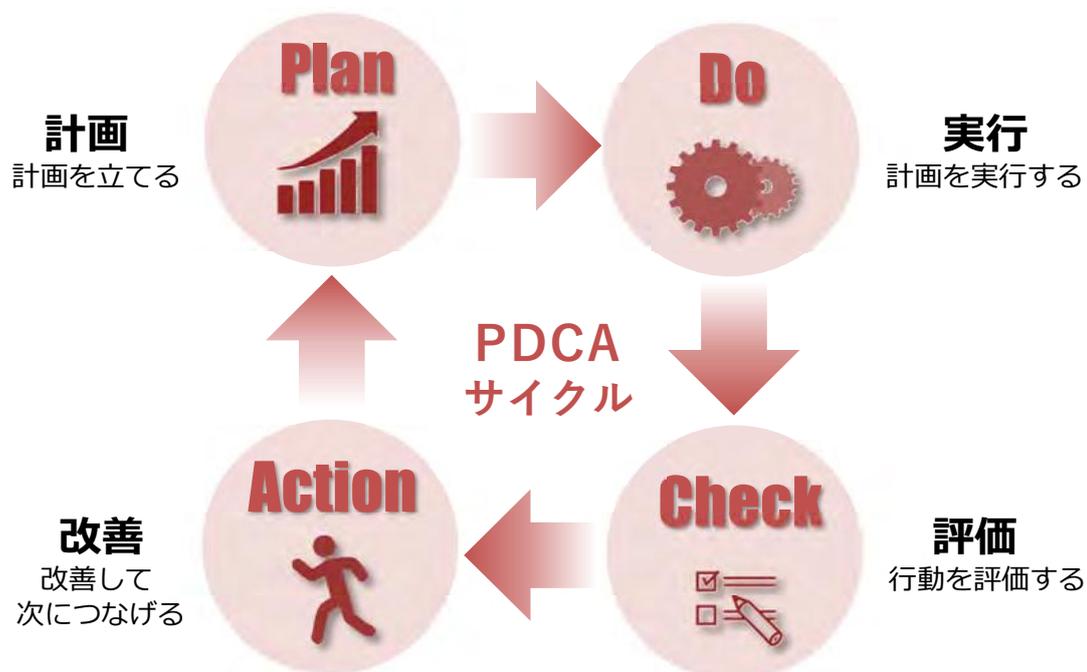
イラスト：かなこさん

1 計画の進行管理体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

この計画の実現に向けて、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、入間市児童福祉審議会において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



■子ども・子育て支援事業計画の進行管理一覧

事業No.	子ども・子育て支援事業計画 対象事業	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	所管課
23	1号認定（幼稚園・認定こども園）	定員数	2,030人	1,969人	保育幼稚園課
23	2号認定（保育所等（3～5歳児））	定員数	2,188人	2,116人	保育幼稚園課
23	3号認定（保育所等（0～2歳児））	定員数	890人	953人	保育幼稚園課
36・99	利用者支援事業				
	基本型・特定型	設置数	1か所	5か所	こども支援課
	母子保健型	設置数	1か所	1か所	地域保健課
37	時間外保育事業（延長保育）	定員数	1,382人	1,382人	保育幼稚園課
49	学童保育室	在籍児童数	992人	1,190人	青少年課
38	ショートステイ	延べ利用者数	0	27人	こども支援課
39	地域子育て支援拠点事業	設置数	常設拠点 6か所	常設拠点 12か所	こども支援課
40	一時預かり事業 （幼稚園・認定こども園）	延べ利用者数	52,700人	84,000人	保育幼稚園課
41	一時預かり事業 （保育所（園）・ファミリー・サポート・ センター・地域子育て支援拠点）	延べ利用者数	24,977人	28,210人	保育幼稚園課 こども支援課
42・43	病後児保育 子育て緊急サポート事業	延べ利用者数	976人	984人	保育幼稚園課 こども支援課
44	ファミリー・サポート・センター事業	活動回数（就学児童）	3,886回	3,645回	こども支援課
103	妊婦健康診査	健診回数	10,562回	11,284回	地域保健課
100	乳児家庭全戸訪問事業	訪問乳児数	876人	806人	地域保健課
6	養育支援訪問事業	延べ利用世帯数	3世帯	9世帯	こども支援課
25	実費徴収に係る補足給付事業		未実施		保育幼稚園課
26	多様な事業者の参入促進・能力活用		未実施		保育幼稚園課

※実費徴収に係る補足給付事業、多様な事業者の参入促進・能力活用は、目標値を定めていません。

(2) 市独自の目標値の進行管理

市が独自に目標値を設定した計画の進捗状況について、毎年度、児童福祉審議会において進行管理を行います。

■市独自の目標値一覧

事業No.	事業名	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	出所
5	子ども家庭総合支援拠点	児童虐待対応人数	188人	225人	こども支援課
11	子どもの権利擁護	暴力や体罰によらない子育てを学ぶ講座の開催回数	1回	4回	こども支援課 社会教育課
12	児童発達支援センター	週当たり延べ利用者数	66人	130人	こども支援課
19	外国人相談支援	一月当たりの外国語相談日数	9日	13日	自治文化課
34	幼児教育アドバイザーの配置	アドバイザーの配置人数	0	1人	保育幼稚園課
51	ワーク・ライフ・バランスの推進	男性も育児・介護休業、子どもの看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	65% (平成29年度)	50% (令和3年度)	人権推進課
55	地域ボランティアの活動の促進	夏ボランティアでの子育て支援に関する募集メニュー数	2件	5件	いるまボランティアセンター
56	若者がまちづくりに参画する機会の充実	子どもたちのまちづくりへの参画機会数	2件	10件	企画課
64	居場所づくりの推進	子どもの居場所の数	9か所	16か所	こども支援課
67	不登校・いじめ・自殺対策	不登校児童生徒の割合	0.66%	現状値以下	学校教育課
72	生活困窮世帯やひとり親家庭の生徒に対する学習支援	学習支援会場数	2会場	3会場	生活支援課 こども支援課
76	次代の親の育成事業	青少年乳幼児等触れ合い体験事業に参加した中高生の数	1,041人	1,000人	青少年課
83	担い手となる人材の育成	青少年相談員の数	23人	現状値以上	青少年課
85	生活困窮世帯の児童に対する学習支援・生活支援	小学生学習支援会場数	0	1会場	生活支援課
86	母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭等の自立のための相談件数	551件	現状維持	こども支援課
89	生活問題を早期に解決するための相談体制の強化	見守りボランティア人数	0	100人	こども支援課
102	産前・産後ケア事業	妊娠・出産について満足している人の割合	80.0%	現状値以上	地域保健課
104	乳幼児健康診査	3歳児健康診査受診率	96.8%	現状値以上	地域保健課
		むし歯のない3歳児の割合	89.6%	90.0%	地域保健課

■計画全体の成果指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値	出所
子育てについて相談先がある子育て家庭の割合	96.2%	98.7% (令和5年度)	子ども・子育て支援ニーズ調査
この地域で今後も子育てをしていきたいか	93.5%	95.0% (令和6年度)	「健やか親子21(第2次)」に基づく乳幼児健康診査時間診
子育ての環境や支援への満足度(5段階評価(5が満足度が高い)の平均値)	2.87	3 (令和5年度)	子ども・子育て支援ニーズ調査

(3) 子供の貧困対策に関する大綱における指標

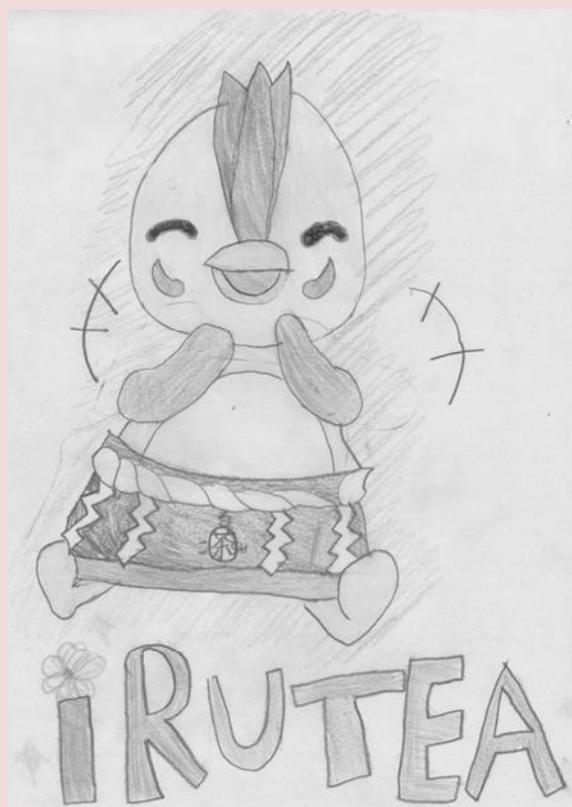
子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる指標のうち、市で把握可能な項目について、効果の検証・評価の指標として掲げます。

子供の貧困対策に関する大綱指標	全国 (平成30年度)	入間市現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	出所	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	100.0%	現状維持	生活支援課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	0.0%	現状維持	生活支援課	
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	33.3%	現状値以上	生活支援課	
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合					
小学校	50.9%	93.8%	現状値以上	学校教育課	
中学校	58.4%	81.8%	現状値以上	学校教育課	
スクールカウンセラーの配置率					
小学校	67.6%	0.0%	100.0%	学校教育課	
中学校	89.0%	100.0%	現状維持	学校教育課	
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (平成29年度)	100.0% (配布している)	現状維持	学校教育課	
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施している市町村の割合)					
小学校	47.2%	0.0% (実施していない)	100.0%	学校教育課	
中学校	56.8%	100.0% (実施している)	現状維持	学校教育課	
電気、ガス、水道料金の未払い経験					
ひとり親世帯	電気料金	14.8%	8.5%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※1
	ガス料金	17.2%	9.4%		
	水道料金	13.8%	9.9%		
		(平成29年)			
子どもがある全世帯	電気料金	5.3%	3.3%	現状値以下	子どもの生活に関する調査
	ガス料金	6.2%	3.5%		
	水道料金	5.3%	3.8%		
		(平成29年)			

子供の貧困対策に関する大綱指標		全国	入間市現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	出所
食料又は衣服が買えない経験					
ひとり親世帯	食料が買えない経験 衣服が買えない経験	34.9% 39.7% (平成 29 年)	30.2%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※2
子どもがある全世帯	食料が買えない経験 衣服が買えない経験	16.9% 20.9% (平成 29 年)	15.2%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※2
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合					
ひとり親世帯	重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	8.9% 25.9% (平成 29 年)	15.1%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※3
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	7.2% 20.4% (平成 29 年)	20.8%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※4
ひとり親家庭の親の就業率					
母子世帯		80.8% (平成 27 年)	88.2%	現状値以上	子どもの生活に関する調査
			88.4%	現状値以上	こども支援課※5
父子世帯		88.1% (平成 27 年)	94.8%	現状値以上	こども支援課※5
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合					
母子世帯		44.4% (平成 27 年)	43.9%	現状値以上	子どもの生活に関する調査※6
子どもの貧困率					
国民生活基礎調査		13.9% (平成 27 年)	7.8%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※7
全国消費実態調査		7.9% (平成 26 年)			
ひとり親世帯の貧困率					
国民生活基礎調査		50.8% (平成 27 年)	36.8%	現状値以下	子どもの生活に関する調査※8
全国消費実態調査		47.7% (平成 26 年)			
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合					
母子世帯		69.8% (平成 28 年)	77.3%	現状値以下	こども支援課※5
父子世帯		90.2% (平成 28 年)	98.9%	現状値以下	こども支援課※5
就学援助認定率 ※子供の貧困対策に関する大綱の指標にはありませんが、国・県・入間市を比較するための参考指標として設定します。					
国平均		15.0% (平成 28 年度)	14.1% (平成 28 年度)	現状値以下	学校教育課
県平均		13.2% (平成 28 年度)			

- ※ 「子どもの生活に関する調査」は、小学5年生のいる世帯及び中学2年生のいる世帯に対し、平成30年度に実施した調査です（106 ページ参照）。継続調査は予定していませんが、類似の調査等により確認できる範囲で、今後の推移を検証します。
- ※1 「子どもの生活に関する調査」での「ひとり親世帯」とは、母子世帯の数値です。
- ※2 食料又は衣類が買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合です。
- ※3 子どもの具合が悪いときや、用事があるときに、頼ることができる親せきや友人がいないと答えた割合です。
- ※4 生活困難層（106 ページ参照）での回答割合です。
- ※5 児童扶養手当の受給資格のある世帯のうちの割合です。
- ※6 就業している人のうち、正社員・正規職員の割合です。
- ※7 生活困難層の割合です。
- ※8 母子世帯における生活困難層の割合です。

資料編



イラスト：りなさん

1 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
平成30年	4月9日	平成30年度 第1回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	4月27日	平成30年度 第1回 児童福祉審議会
	5月2日	第3回 子どもの貧困対策推進検討委員会
	5月24日	平成30年度 第2回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	6月12日	平成30年度 第3回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	6月21日	第4回 子どもの貧困対策推進検討委員会
	6月29日	平成30年度 第2回 児童福祉審議会
	7月	子どもの貧困実態調査 子どもの生活に関するアンケート調査
	7月11日	平成30年度 第4回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	7月27日	平成30年度 第3回 児童福祉審議会
	9月10日	平成30年度 第5回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月21日	平成30年度 第6回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月28日	平成30年度 第4回 児童福祉審議会
	10月～11月	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施
	10月～12月	子どもの貧困実態調査 資源量把握調査
	10月17日	平成30年度 第7回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	10月19日	平成30年度 第5回 児童福祉審議会
	12月20日	第5回 子どもの貧困対策推進検討委員会
	12月21日	平成30年度 第6回 児童福祉審議会 (次期子ども・子育て支援事業計画(素案)について諮問)
	平成31年	1月8日
1月25日		平成30年度 第7回 児童福祉審議会
2月19日		平成30年度 第9回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
3月9日		「いるま子ども・子育てフォーラム」(入間市子どもの貧困実態調査報告会、子ども・子育てワークショップ)
3月13日		平成30年度 第10回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
3月20日		平成30年度 第8回 児童福祉審議会
4月11日		平成31年度 第1回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
4月18日		平成31年度 第1回 子どもの貧困対策推進庁内連携会議
4月24日		第6回 子どもの貧困対策推進検討委員会
4月26日	平成31年度 第1回 児童福祉審議会	

年	月 日	内 容
令和元年	5月17日	令和元年度 第2回 児童福祉審議会
	5月22日	令和元年度 第2回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	5月29日	第7回 子どもの貧困対策推進検討委員会
	6月5日	令和元年度 第3回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	6月21日	令和元年度 第3回 児童福祉審議会
	6月25日	令和元年度 第4回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	7月17日	令和元年度 第5回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	7月26日	令和元年度 第4回 児童福祉審議会
	8月9日	令和元年度 第5回 児童福祉審議会
	8月19日	第8回 子どもの貧困対策推進検討委員会
	8月23日	令和元年度 第6回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月13日	令和元年度 第7回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月27日	令和元年度 第6回 児童福祉審議会
	10月25日	令和元年度 第7回 児童福祉審議会
	10月30日	次期子ども・子育て支援事業計画（素案）の答申
	11月28日	令和元年度 第8回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	12月17日～ 令和2年1月15日	入間市子ども・若者未来応援プラン（原案）パブリックコメント
12月20日	令和元年度 第8回 児童福祉審議会	
12月24日	令和元年度 第9回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会	
令和2年	1月20日	令和元年度 第10回 子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	1月24日	令和元年度 第9回 児童福祉審議会



児童福祉審議会より計画の答申を受領

2 子ども・子育て支援ニーズ調査について

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「入間市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

・調査の概要

【未就学児・就学児調査】

調査対象	入間市在住の就学前児童及び就学児童を持つ保護者	
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
調査期間	平成30年11月5日（月）～11月22日（木）	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収結果	【就学前児童】 発送数：2,100件 回収数：1,189件 回収率：56.6%	【就学児童】 発送数：1,100件 回収数：627件 回収率：57.0%

【妊婦調査】

調査対象	妊娠届を提出した妊婦
調査期間	平成30年10月～11月
調査方法	窓口での配布・回収
回収結果	発送数：160件 回収数：80件 回収率：50.0%

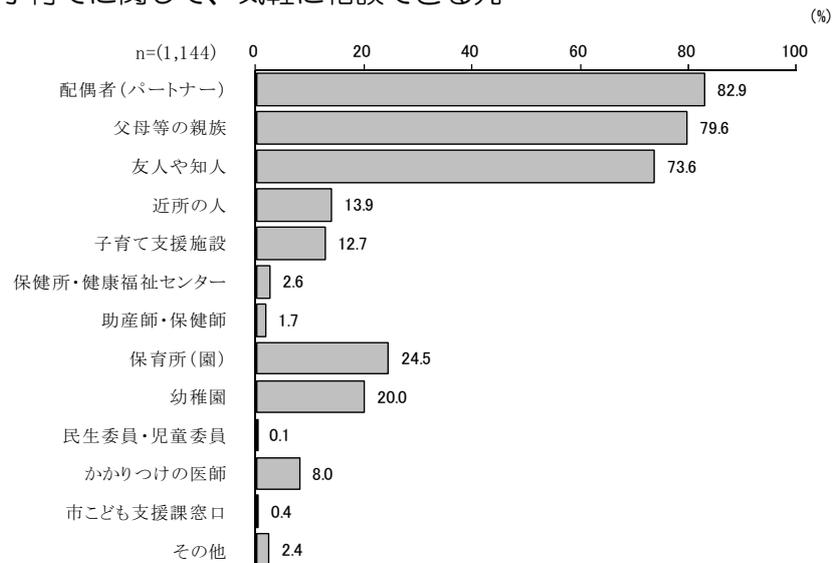
・調査結果の抜粋

■子育て（教育を含む）の相談先

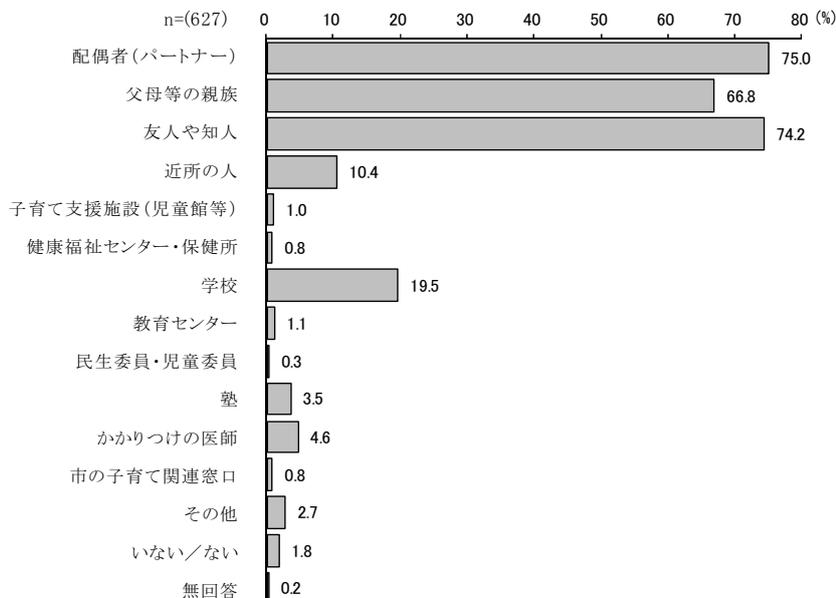
未就学児のうち、子育てに関して、気軽に相談できる先が「いる/ある」は、96.2%、「いない/ない」は3.6%となっています。

相談できる先は、未就学児・就学児とも「配偶者（パートナー）」が特に高く、それぞれ82.9%、75.0%、「友人や知人」が73.6%、74.2%、「父母等の親族」が79.6%、66.8%となっています。

未就学児・子育てに関して、気軽に相談できる先



就学児・子育てに関して、気軽に相談できる先



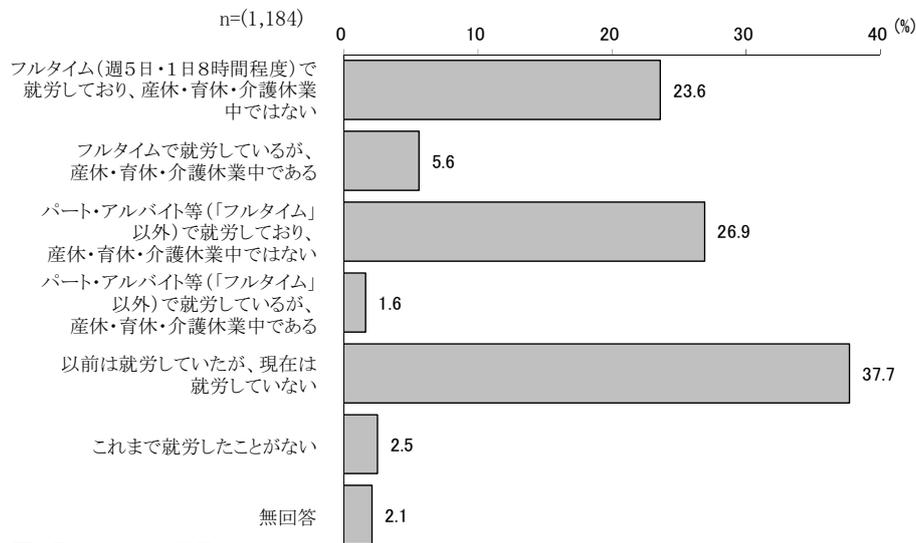
■母親の就労状況と未就労の母親の就労意向

母親の就労状況をみると、未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.9%となっています。

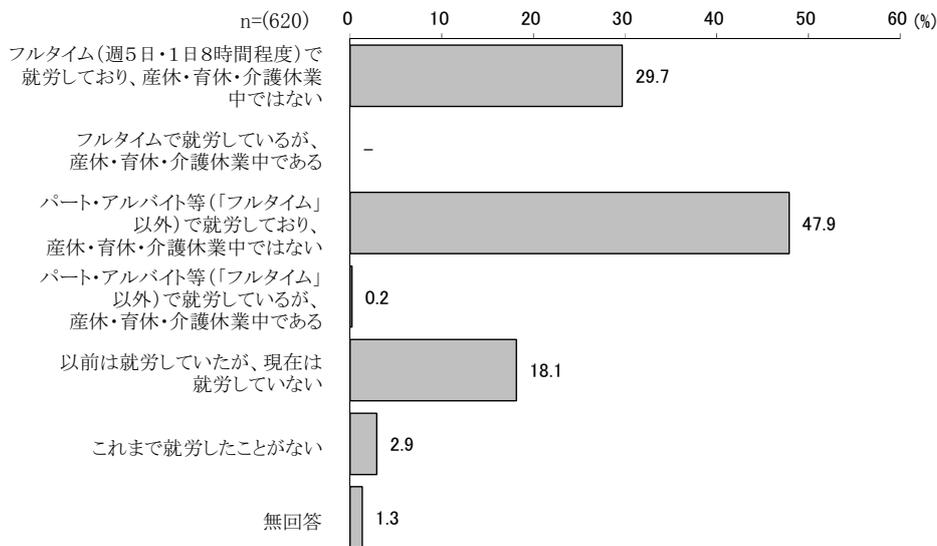
一方、就学児では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.9%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.7%となっており、子どもの年齢によって母親の就労形態に変化が見られます。

未就労の母親の就労希望をみると、未就学児では「1年より先、一番下の子が「 歳」になったところに就労したい」が49.2%で最も高く、就労希望時期は、末子が「3歳」が20.5%、「7歳」が19.2%、「4歳」が16.7%となっています。一方、就学児では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が35.4%で最も高くなっています。

未就学児の母親・就労状況



就学児の母親・就労状況



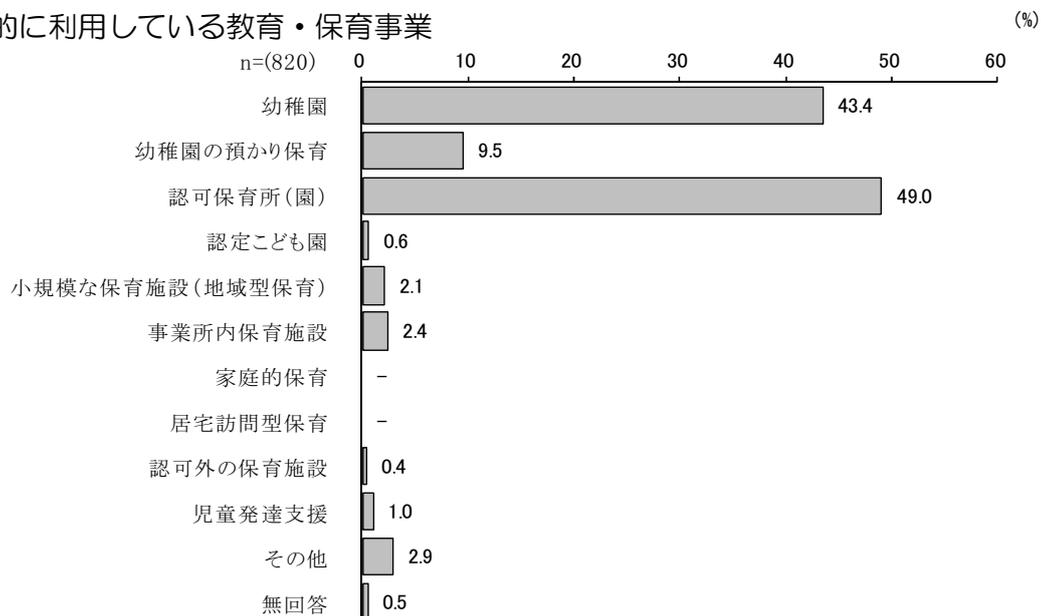
■平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況と利用している理由と今後の利用希望

未就学児の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が69.0%、「利用していない」が30.4%となっています。平日、定期的に利用している幼児教育・保育事業は、「認可保育所（園）」が49.0%、「幼稚園」が43.4%と特に高くなっています。

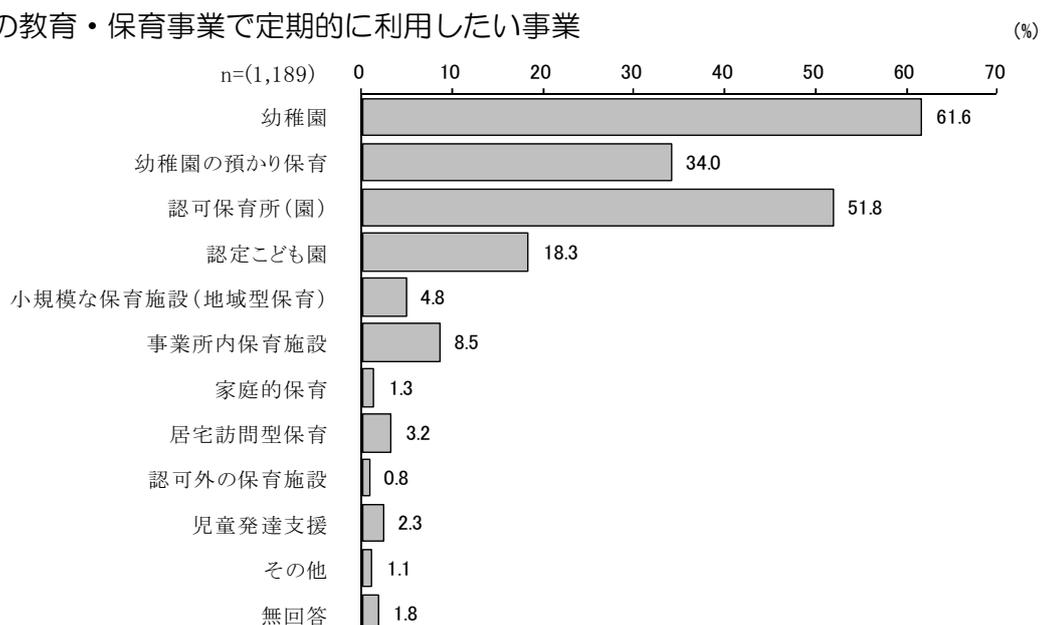
平日に定期的な幼児教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」が63.9%、「子どもの教育や発達のため」が59.1%で6割前後と特に高くなっています。

平日の幼児教育・保育事業で定期的にご利用したい事業は、「幼稚園」が61.6%、「認可保育所（園）」が51.8%で上位を占めており、「幼稚園の預かり保育」は34.0%となっています。

定期的にご利用している教育・保育事業



平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業



■子育て支援事業の認知度・利用経験・今後の利用希望

子育て支援事業の認知度をみると、未就学児では「児童センター」、「新生児訪問」、「保育所（園）や幼稚園の園庭開放」が9割台で上位となっています。就学児では「ファミリー・サポート・センター事業」と「むささびひろば」が7割強で上位となっています。

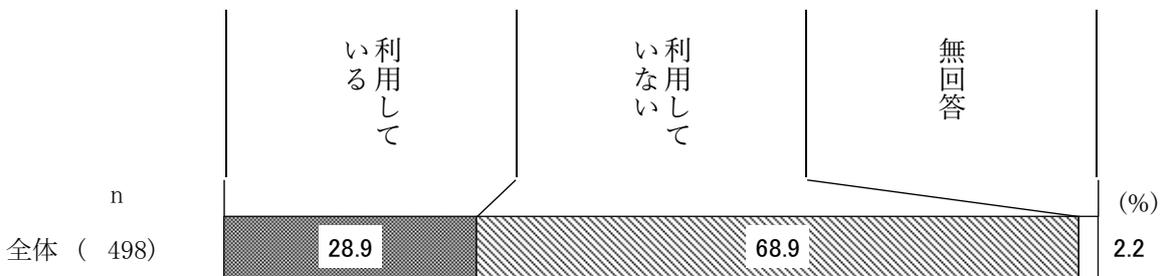
利用経験は、未就学児の場合、「新生児訪問」が78.5%で最も高く、これに「児童センター」が69.0%、「保育所（園）や幼稚園の園庭開放」が45.1%、「公民館の子育て支援事業」が35.6%で続いています。就学児の場合は、「むささびひろば」が16.1%で最も高く、「子どもの居場所作り事業」が6.7%、「ファミリー・サポート・センター事業」が5.7%で続いています。

今後の利用希望は、未就学児の場合、「児童センター」が75.1%で最も高く、これに「保育所（園）や幼稚園の園庭開放」が50.8%、「公民館の子育て支援事業」が46.8%で続いています。就学児の場合は、「子どもの居場所作り事業」と「むささびひろば」が4割強で上位を占めています。

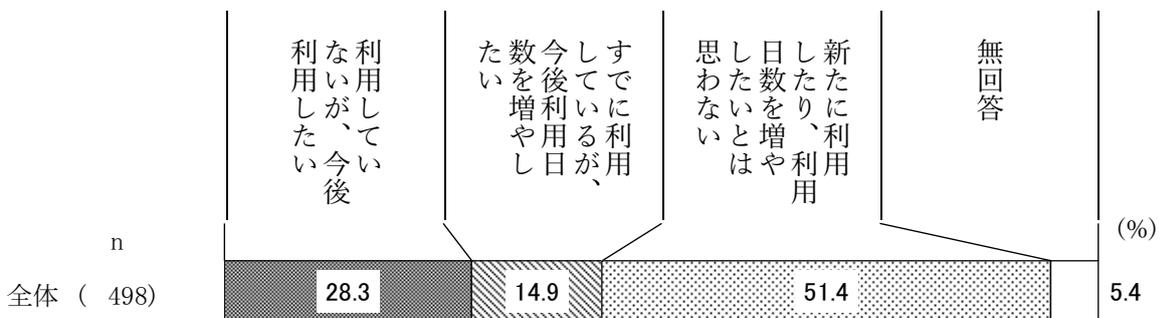
■子育て支援センター等の利用状況と今後の利用意向

未就学児の子育てセンター利用状況は、「利用している」が28.9%、「利用していない」が68.9%となっています。未就学児の子育て支援センター利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が28.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が14.9%で合計43.2%となっています。

未就学児・利用状況



未就学児・今後の利用希望



■病児・病後児のための保育施設等の利用意向（未就学児のみ）

未就学児では、子どもが病気やケガで幼児教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」が82.4%となっています。幼児教育・保育が利用できなかった際の対処方法は、「母親が休んで子どもをみた」が72.6%と特に高く、これに「親族・知人に子どもをみてもらった」が38.2%で続いています。

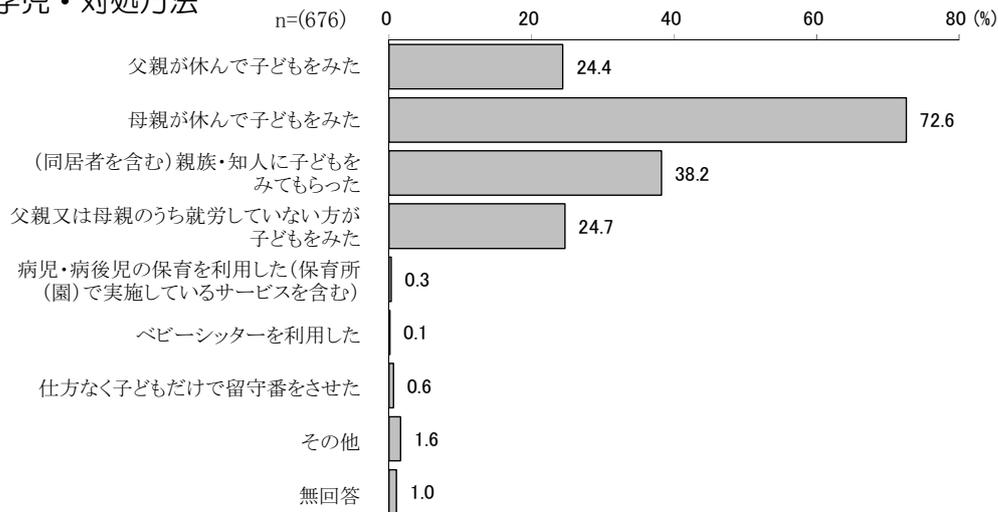
病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が28.5%、「利用したいとは思わない」が69.5%となっており、利用したいと思わない理由は、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が58.5%、「親が仕事を休んで対応する」が57.3%で特に高くなっています。

未就学児・子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無

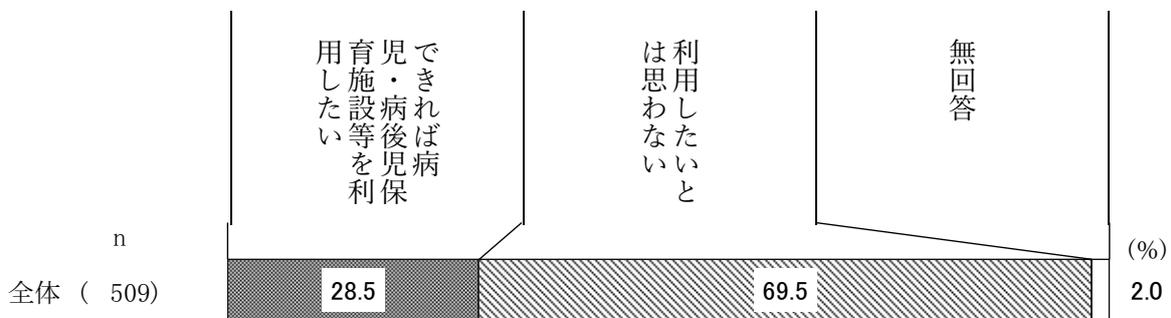
n=820

1. あった	82.4%	2. なかった	15.4%	無回答	2.2%
--------	-------	---------	-------	-----	------

未就学児・対処方法



未就学児・病児・病後児のための保育施設等の利用意向

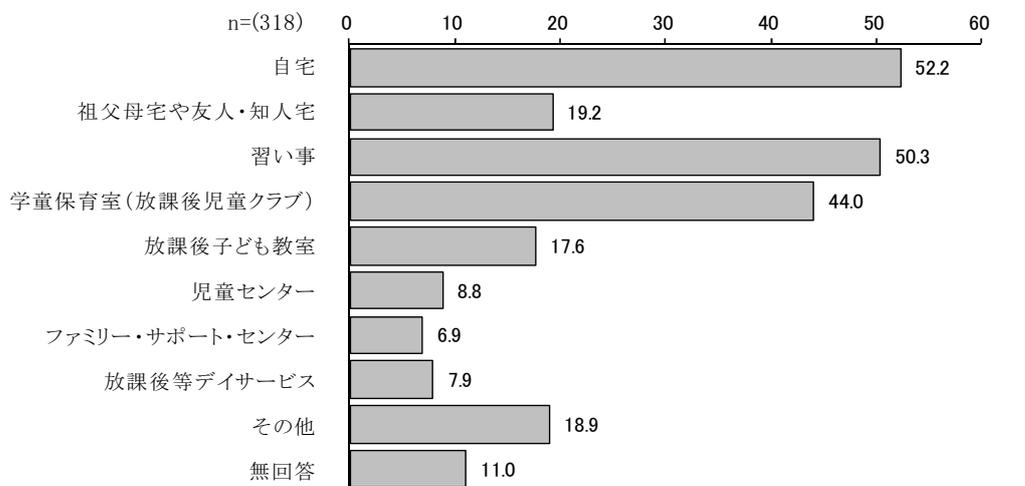


■ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

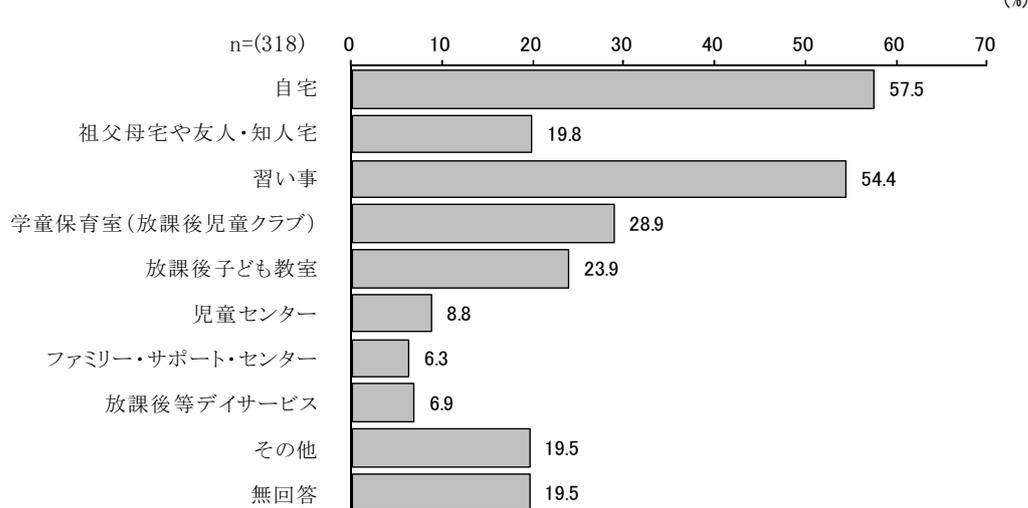
未就学児が小学校低学年（1～3年生）になったら、放課後過ごさせたい場所は、「自宅」、「習い事」が半数で上位を占め、「学童保育室」は44.0%で続いています。小学校高学年（4～6年生）では「自宅」、「習い事」の割合が半数以上に高まり、「学童保育室」は28.9%、「放課後子ども教室」は23.9%となっています。

就学児が現在放課後過ごしている場所は、「自宅」が82.3%、「習い事、学習塾」が61.9%で特に高くなっており、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.2%、「学童保育室」が18.5%で続いています。「学童保育室」を利用していない理由のうち、「就労しているが、子どもだけで大丈夫と思うから」は19.6%となっています。

未就学児・小学校低学年（1～3年生）時の希望



未就学児・小学校高学年（4～6年生）時の希望



■育児休暇の取得

未就学児のうち、母親が育児休業を「取得した（取得中である）」は33.3%、父親が「取得した（取得中である）」は4.3%となっています。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が36.6%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が22.9%となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が36.7%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が33.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.4%となっています。

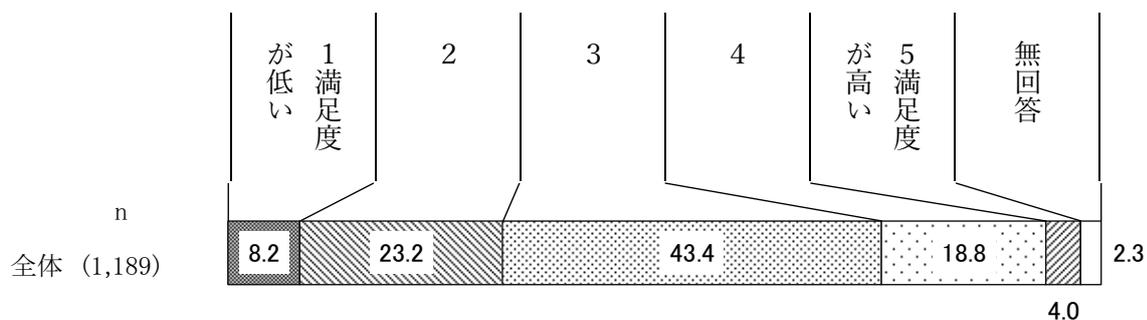
未就学児

母親（n=1,184）		父親（n=1,107）	
1. 働いていなかった	54.1%	1. 働いていなかった	0.5%
2. 取得した（取得中である）	33.3%	2. 取得した（取得中である）	4.3%
3. 取得していない	11.1%	3. 取得していない	90.0%
無回答	1.5%	無回答	5.1%

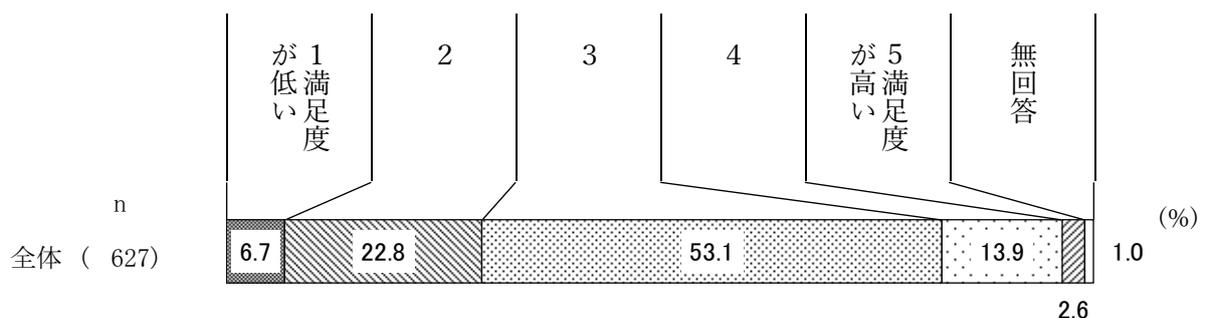
■子育て支援環境などの満足度

入間市における子育ての環境や支援への満足度（5段階評価）は、未就学児の場合、「満足度3（ふつう）」が43.4%、「満足度1・2（低い）」は31.4%、「満足度4・5（高い）」は22.8%となっています。これに対し、就学児の場合は、「満足度3（ふつう）」が53.1%、「満足度1・2（低い）」は29.5%、「満足度4・5（高い）」は16.5%となっています。

未就学児 平均 2.87



就学児 平均 2.83



3 子どもの貧困実態調査について

(1) 子どもの生活に関する調査

支援が必要な子育て家庭の孤立を防ぎ、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、子ども・子育て家庭の生活実態を把握し、市の実情に応じた施策を講じるため、「入間市子どもの生活に関する調査」を実施しました。

・調査の概要

調査対象	入間市内の全ての小学校、中学校に在籍する、小学5年生および中学2年生のいる世帯の保護者と該当する児童
調査方法	児童、生徒に対して、学級担任を通じて配布・回収
調査期間	平成30年7月5日～7月18日まで

・回収結果

		小学5年生のいる世帯	中学2年生のいる世帯
配布数		1,285世帯	1,219世帯
回収数	児童	1,021件	960件
	保護者	1,022件	960件
有効回答数 (児童・保護者共に回答した世帯)		1,020世帯	959世帯
回答率		79.4%	78.7%

・調査結果の抜粋

生活困難層と想定される家庭の割合

●生活困難層の判定方法

OECD（経済協力開発機構）の基準に基づき設定した可処分所得水準（世帯の人数別）と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を分類しました。

●生活困難層の分布

（単位 上段；件数、下段、％）

小学5年生調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,020	87	251	682
100.0	8.5	24.6	66.9

中学2年生調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
959	67	217	675
100.0	7.0	22.6	70.4

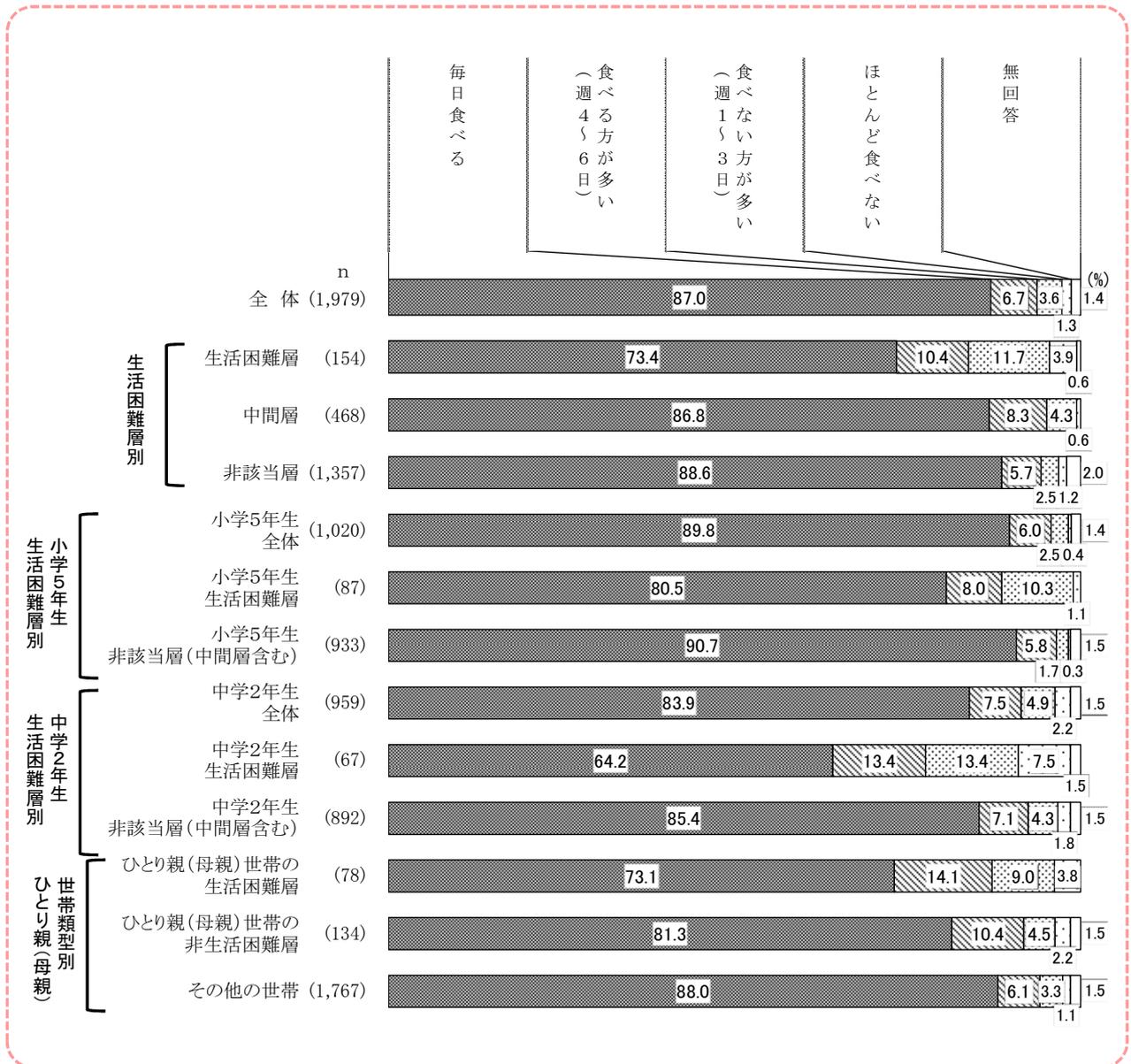
全体

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,979	154	468	1,357
100.0	7.8	23.6	68.6

①基本的な生活習慣・朝食摂取状況

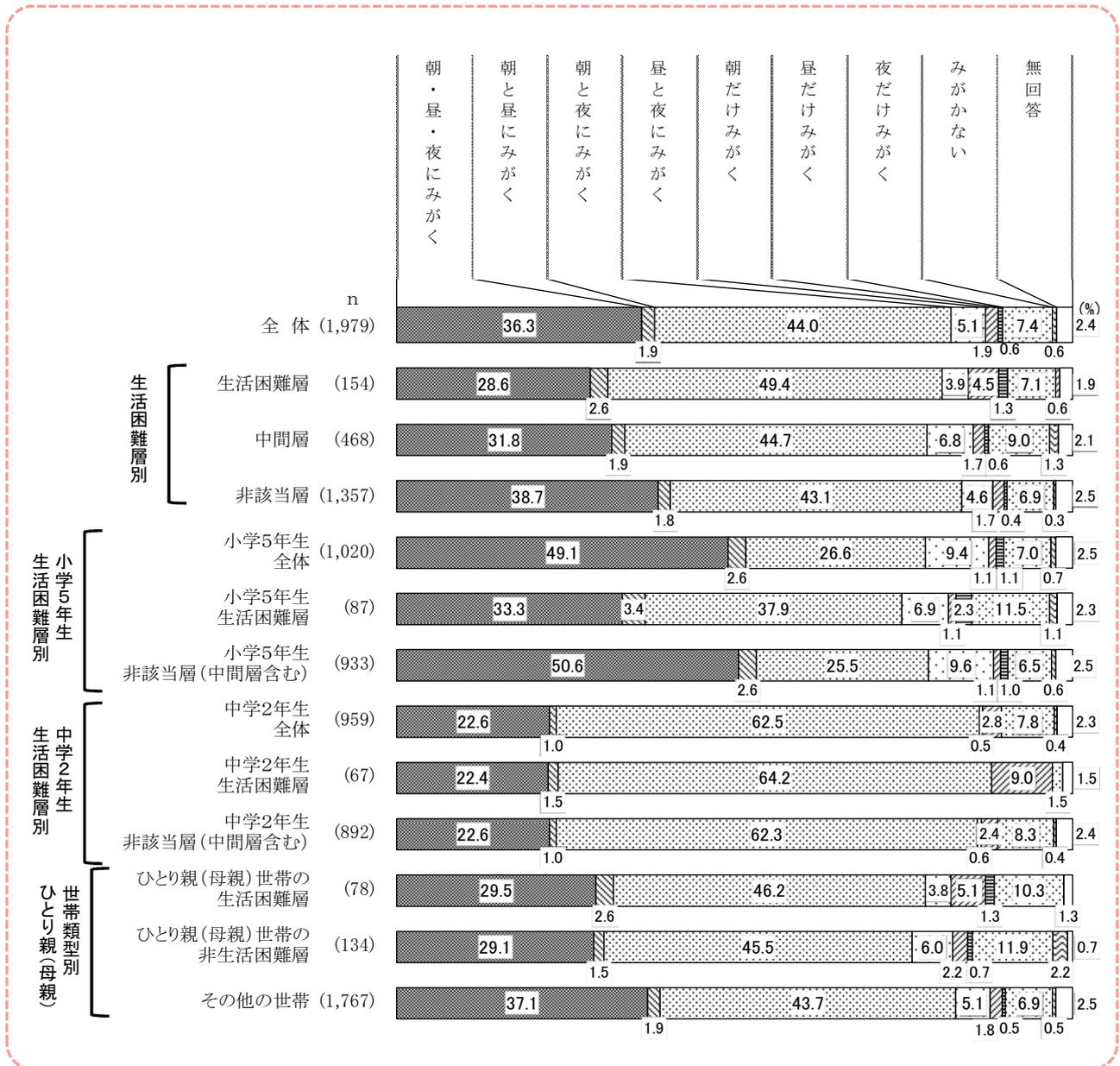
子どもの朝食の摂取状況は、生活困難層は中間層、非該当層と比べて「毎日食べる」の割合が10ポイント以上低くなっており、子どもの年齢でみると小学5年生、中学2年生ともに生活困難層は「毎日食べる」の割合が低く、特に中学2年生は非該当層と比べて20ポイント以上低くなっています。

世帯類型別でみるとひとり親（母親）世帯でも生活困難層は非生活困難層と比べて「毎日食べる」の割合は低く、その差は10ポイント未満となっています。



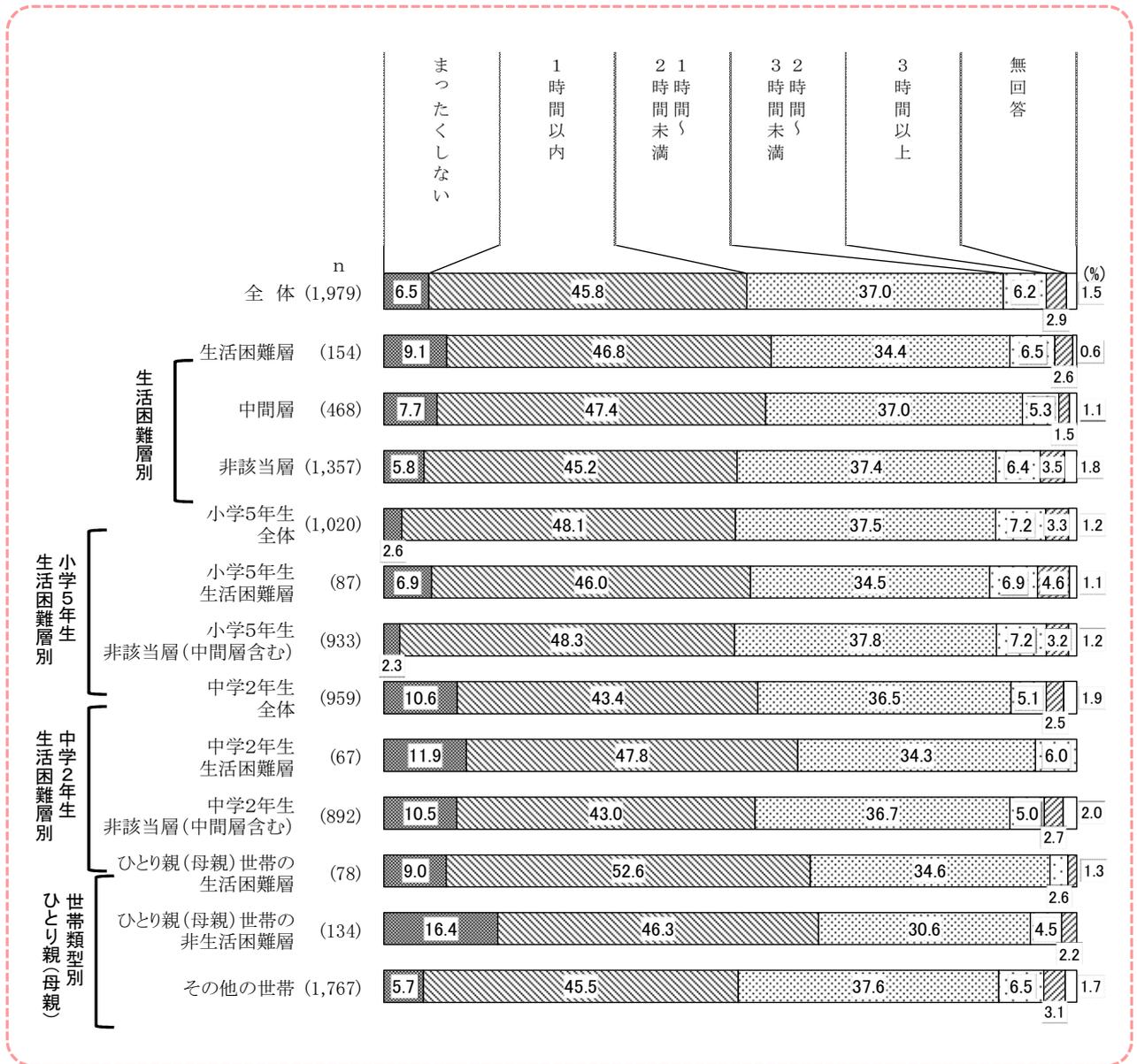
②基本的な生活習慣（歯磨きの状況）

「朝・昼・夜にみがく」と回答した割合は、小学5年生では生活困難層 33.3%、非該当層 50.6%と生活が困難になるほど低くなっています。一方で、中学2年生は生活困難層 22.4%、非該当層 22.6%と違いは見られません。



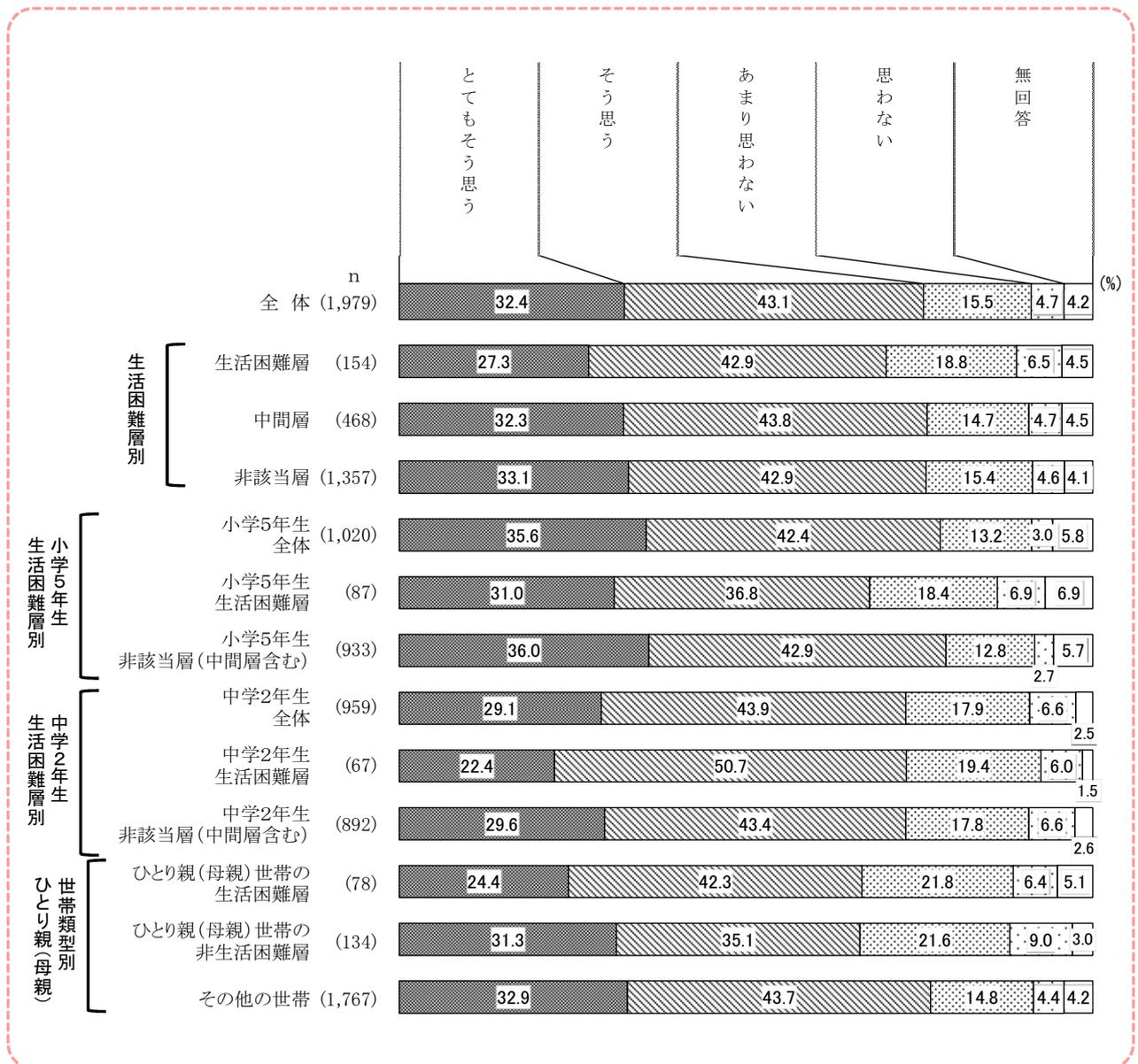
③学習環境（学校から帰宅後に勉強や宿題をする時間）

学校から帰宅後の行動に「勉強や宿題をする」時間は各区分で「1時間以内」が最も多くなっていますが、ひとり親（母親）世帯の非生活困難層は「まったくしない」が16.4%と高くなっています。



④教育環境（学校に行くのが楽しみかどうか）

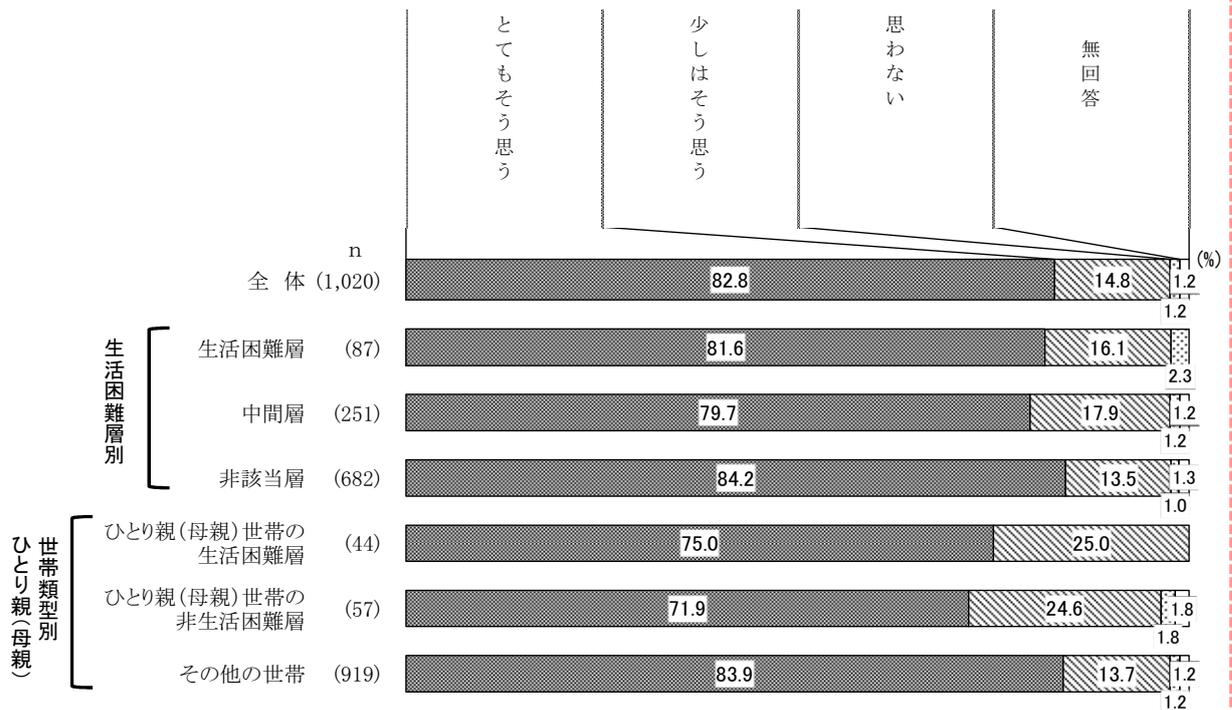
通学することが楽しみだと「とてもそう思う」と回答した割合は、生活が困難になるほど低くなっています。年齢別にみると、小学5年生は「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計でも同様に生活が困難になるほど低くなっています。一方で中学2年生は「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計に差は見られません。世帯類型別にみると、ひとり親（母親）世帯は、中学2年生と同様に「とてもそう思う」と回答した割合は、生活が困難になるほど低くなっていますが、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計は生活困難層の区分で差は見られません。



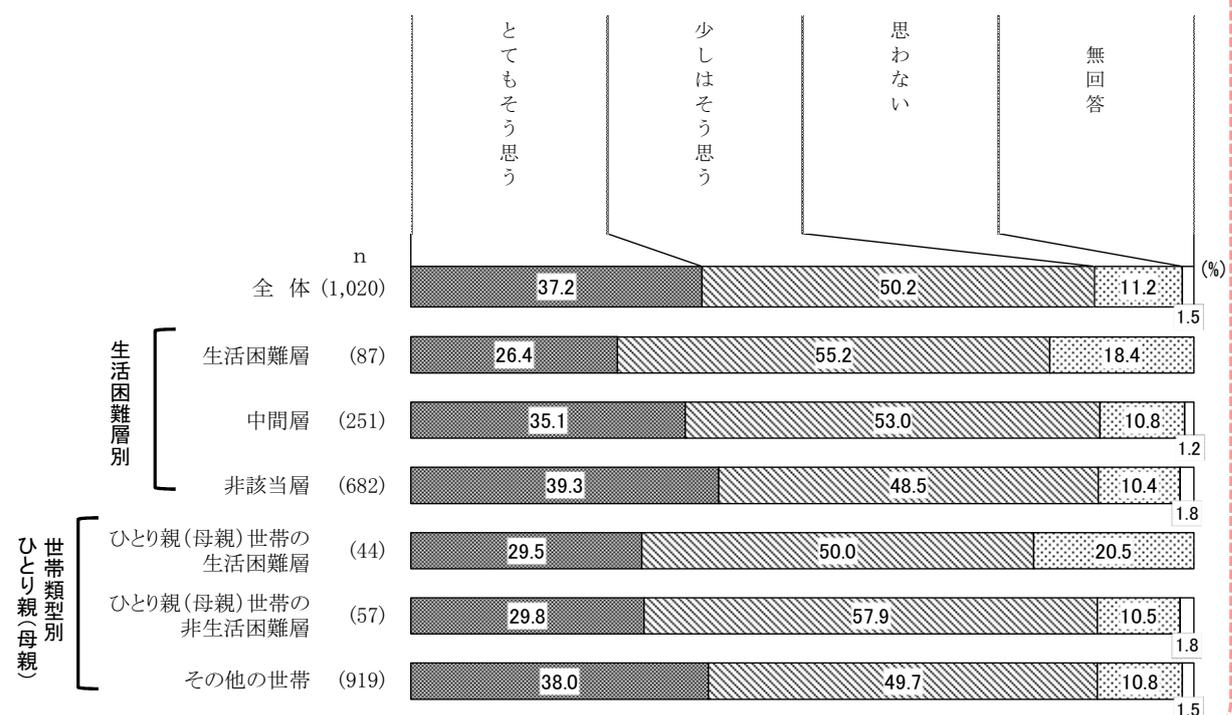
⑤子どもの人間関係

友達や先生とのかかわり方については、小学5年生では、生活が困難になるほど「学校の先生からよいところを認められている」に「とてもそう思う」と回答した割合が低くなっています。世帯類型別にみると、ひとり親（母親）世帯は「友達と仲良くしている」「学校の先生からよいところを認められている」に「とてもそう思う」と回答した割合が低くなっています。

●友達と仲良くしている（小学5年生）



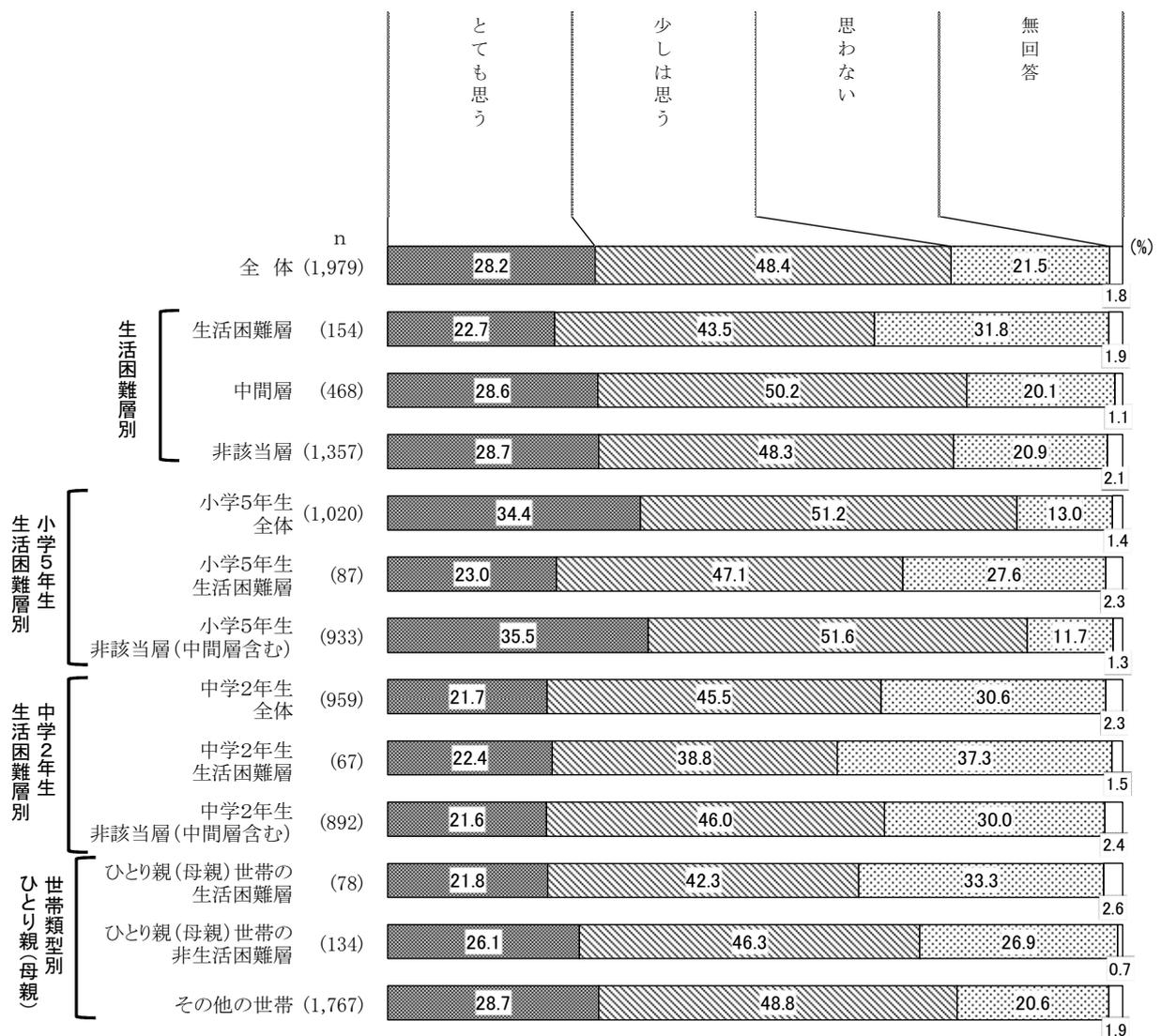
●学校の先生からよいところを認められている（小学5年生）



⑥子どもの非認知能力

子ども自身にふだん考えていることについてたずねたところ、「自分には自信がある」について「とても思う」「少しは思う」と回答した割合の合計は、生活困難層で低くなっています。年齢別にみると、小学5年生と比べて中学2年生は「とても思う」「少しは思う」と回答した割合の合計が低くなっています。世帯類型別にみると、ひとり親（母親）世帯では、生活困難層は非生活困難層に比べて「とても思う」「少しは思う」と回答した割合の合計が低くなっています。

●ふだん考えていること 自分には自信がある



(2) 子どもの貧困に関する支援に係る資源量把握調査

支援が必要な家庭や子どもへのサポートの状況を把握するため、子ども・子育て家庭への支援に携わっている団体や組織、機関等に対して、アンケートと個別ヒアリングを行い、それぞれの団体や組織、機関等から見た子どもやその家族の状況や支援状況、各種主体ごとに期待する役割等、活動の実態やニーズ等の調査を実施しました。

①アンケート調査

・調査の概要

調査対象	子どもやその保護者に対する支援に関わっている関係機関・団体	
	種類	箇所
	児童・青少年センター	2
	保育所	26
	幼稚園	10
	学童保育室	20
	公民館	14
	団体、組織	4
	療育	2
	その他	2
	合計	80
調査方法	郵送	
調査期間	平成30年10月	

・回収結果

発送数	80件
回収数	65件
回収率	81.3%

・調査結果の抜粋

【貧困家庭への支援について、行政、事業者、市民でできること】

※1つの意見で複数の内容の記載があるため、件数の合計は回答件数とは一致しません。

【行政】

区分	件数
相談支援体制	12
自立支援・経済的支援	11
横の連携・連携支援	8
就労支援	7
情報発信・共有	7
家庭訪問	7
場の提供	6
学習支援	5
実態把握・情報収集	4
仲介・橋渡し	2
人材育成・養成	2
各種活動の支援	2

行政（市）でできることとして、38件の記載がありました。記載内容から、相談支援体制が最も多く、次いで自立支援・経済的支援、横の連携・連携支援、就労支援、情報発信・共有、家庭訪問、場の提供、学習支援の順となっています。

【事業者】

区分	件数
物品やサービスの提供・寄付	7
相談支援	4
つどいの場の提供	4
各種連携・ネットワークづくり	4
実態把握・情報収集	3
職場環境づくり	2
仕事の場の提供	2
仲介・橋渡し	2
学習支援	1
就労支援	1
実態把握・情報収集	1
その他	2

事業者でできることとして、29件の記載がありました。記載内容から、物品やサービスの提供・寄付が最も多く、次いで相談支援、つどいの場の提供、各種連携・ネットワーク、実態把握・情報収集、職場環境づくり、仕事の場の提供、仲介・橋渡しの順となっています。

【市民】

区分	件数
見守り・気づき・声かけ	17
情報提供（通報・連絡等）	9
活動への参加	6
物品の提供・寄付	4
学習支援	2
場の提供	1
各種連携・ネットワークづくり	1
各種活動の支援	1

市民でできることとして、34件の記載がありました。記載内容から、見守り・気づき・声かけが最も多く、次いで情報提供（通報・連絡等）、活動への参加、物品の提供・寄付、学習支援の順となっています。

②ヒアリング調査

・調査の概要

調査対象	生活上で困難を抱えた子どもやその保護者に対する支援に関わっている関係機関・組織等
	障害者相談支援センターりぼん
	社福)入間市社会福祉協議会(福祉困りごと相談)
	入間市民生委員・児童委員協議会
	社団)埼玉県社会福祉士会
	フードバンクいるま
	こども食堂ネットワークいるま
	アスポート学習支援 (一般社団法人彩の国子ども・若者ネットワーク)
	家庭児童相談員
	母子及び父子自立支援員
	教育センター
調査方法	個別ヒアリング
調査期間	平成30年11月~12月
主な調査項目	子どもと保護者の状況 子どもやその家族への支援の現状と課題 今後求められる取組や支援

※調査結果内容については、「入間市子どもの貧困に関する支援に係る資源量把握調査報告書」をご覧ください。(市公式ホームページで公開)

4 入間市児童福祉審議会条例

○入間市児童福祉審議会条例

平成 11 年 9 月 29 日

条例第 18 号

改正 平成 13 年 2 月 28 日 条例第 3 号

平成 13 年 6 月 28 日 条例第 12 号

平成 14 年 3 月 28 日 条例第 20 号

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 16 号

平成 27 年 3 月 25 日 条例第 8 号

平成 28 年 9 月 30 日 条例第 27 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、入間市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 14 条例 20・平 25 条例 16・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 児童の健やかな育成及び子育て支援に関する基本的事項について調査審議すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(平 25 条例 16・全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、児童の福祉又は教育に関する事業に従事する者、学識経験のある者及び知識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(平 13 条例 3・平 14 条例 20・平 25 条例 16・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 13 条例 3・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども支援部こども支援課こども政策室において処理する。

(平13条例12・平27条例8・平28条例27・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(入間市保育所運営協議会条例の廃止)

2 入間市保育所運営協議会条例(昭和55年条例第9号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(平成13年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

5 入間市児童福祉審議会委員名簿

(平成30年度～令和元年度在籍者・敬称略 順不同)

番号	区分	氏名	所属団体等	任期
1		のぐち やすこ 野口 泰子	民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日～ 令和3年6月30日
2		ひらおか もしたろう 平岡 芳太郎	民生委員・児童委員協議会	平成29年7月1日～ 令和元年11月30日
3		のぐち はるみ 野口 春美	民間保育園園長会	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
4		たなべ あけみ 田辺 暁己	私立幼稚園連絡協議会	平成31年4月1日～ 令和3年6月30日
5		ほそかわ じゅんこ 細川 順子	私立幼稚園連絡協議会	平成29年7月1日～ 平成31年3月31日
6		たかやま しげゆき 高山 茂幸	青少年健全育成推進協議会	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
7		やなぎだ じゅんじ 柳田 淳志	青少年健全育成推進協議会	平成29年7月1日～ 令和元年6月30日
8		うらしま けんじ 浦嶋 健二	保育所連絡会	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
9		こばやし まこと 小林 誠	保育所連絡会	平成29年7月1日～ 令和元年6月30日
10		こけなわ まさえ 苔縄 雅恵	事業主代表	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
11		おおちり ひろし 大森 洋司	労働者代表	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
12		よねやま みどり 米山みどり	社会福祉施設第三者委員	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
13		みやおか さちえ 宮岡 幸江	地域の子育て支援関係者	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
14		おおさわ つとむ 大澤 力	学識経験者	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
15		かつらがわ たいすけ 桂川 泰典	学識経験者	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
16	会長	いけだ たく 池田 拓	知識経験者	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
17	副会長	いしかわ かすこ 石川 和子	公募委員	平成29年7月1日～ 令和3年6月30日
18		しまだ かなこ 島田 可南子	公募委員	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
19		たかがき ゆき 高垣 夕紀	公募委員	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
20		がき ひでお 関 秀雄	公募委員	平成29年7月1日～ 令和元年6月30日
21	前副会長	ひるま たつお 晝間 達夫	公募委員	平成29年7月1日～ 令和元年6月30日

6 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

○入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他、同法に基づく業務の円滑な実施に関する、入間市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、及び検証するため、入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画を策定するための調査研究、計画立案及び計画の検証に関すること。
- (2) 情報収集に関すること。
- (3) 前二号に掲げるものの他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、こども支援部こども支援課こども政策室長及び次に掲げる課に属する職員のうちから、当該課の長の指名する職員をもって組織する。

- (1) 企画部企画課
- (2) 福祉部障害者支援課
- (3) こども支援部こども支援課
- (4) こども支援部保育幼稚園課
- (5) こども支援部青少年課
- (6) 健康推進部地域保健課
- (7) 教育部学校教育課

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長はこども支援部こども支援課こども政策室長とする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 第2条の所掌事務について、委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども支援部こども支援課こども政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7 入間市子どもの貧困対策推進検討委員会規程

○入間市子どもの貧困対策推進検討委員会規程

(設置)

第1条 子どもの貧困に対する施策の推進に関し検討するため、入間市子どもの貧困対策推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 子どもの貧困に関する実態調査に関すること。
- (2) 子どもの貧困に関する支援体制の整備に関すること。
- (3) 子どもの貧困に関する支援の実施の調整に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども支援部次長の職にある者を、副委員長は委員の互選による者をもって、これに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 子どもの貧困に関し、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内連携会議)

第7条 子どもの貧困に対する施策の連携のため、委員会に庁内連携会議を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども支援部こども支援課こども政策室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年1月4日から施行する。

別表（第3条関係）

こども支援部次長
企画部企画課政策推進室長
市民生活部人権推進課長
福祉部生活支援課長
こども支援部こども支援課長
健康推進部地域保健課長
教育部学校教育課長
教育部社会教育課長

8 入間市児童福祉審議会 諮問

【諮問書】

入こ支発第1025号
平成30年12月21日

入間市児童福祉審議会
会長 池田 拓 様

入間市長 田中 龍夫

入間市子ども・子育て支援事業計画の素案について（諮問）

入間市児童福祉審議会条例（平成11年条例第18号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

次期入間市子ども・子育て支援事業計画の素案について

2 諮問の趣旨

市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため平成27年3月に「入間市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援施策を推進してまいりました。

現計画が平成31年度を終期としていることから、子育て家庭を取り巻く状況の変化や地域のニーズを踏まえ、平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とする次期入間市子ども・子育て支援事業計画の素案について、ご審議いただきたく諮問するものです。

9 入間市児童福祉審議会 答申

【答申書】

令和元年10月30日

入間市長 田 中 龍 夫 様

入間市児童福祉審議会
会長 池 田 拓

入間市子ども・子育て支援事業計画の素案について（答申）

平成30年12月21日付け入こ支発第1025号で諮問のあった次期入間市子ども・子育て支援事業計画の素案について、下記のとおり答申いたします。

なお、本計画の発行及びこれに基づく事業推進に当たっては、下記の事項について配慮するよう意見申し上げます。

記

1 答 申

入間市子ども・若者未来応援プラン素案（別紙）

2 附帯意見

- (1) 本計画の発行に当たっては、計画の概要を子ども・若者を含めた市民に分かりやすく伝えられるよう、見やすく、分かりやすい概要版を併せて発行されたい。
- (2) 幼児教育・保育の無償化の開始による幼児教育・保育ニーズの変動に注視し、ニーズへの適切な対応に努められたい。
- (3) 子どもの最善の利益を尊重し、子どもの育ちを支えるまちづくりを推進するための子どもの権利に関する条例について、研究されたい。

入間市子ども・若者未来応援プラン

(令和2年度～令和6年度)

発行日 令和2年3月

発行 埼玉県入間市

編集 こども支援部こども支援課こども政策室

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

TEL：04-2964-1111（代表）

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

※表紙イラスト：入間市マスコットキャラクター「いるティー」

※本文中イラスト：保育所・保育園や学童保育室のお友だちが
描いてくれた「いるティー」